

第8日目（9月6日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席、教育長から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

傍聴の皆様、大変早朝よりご苦労さまです。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

○議 長 質問時間制限は、市長等答弁時間を含め、1人当たりの質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を超過しますとブザーが鳴り、質問の途中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いいたします。なお、残り時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので、質問者は目安にしてください。

初回の質問に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問事項についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様、おはようございます。傍聴者の方には、これだけ雨が降って雷の鳴る中来ていただき、誠にありがとうございます。

災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

今回は災害時・緊急時におけるバリアフリーについて3点から質問させていただきます。

まさに今、警報等が出てタイムリーな質問になってしまいましたが、この質問の中で、いろいろな答弁をいただく中で、我が南魚沼市の災害時・緊急時におけるバリアフリーについて市民のご理解を得るとともに、ぜひ、1歩でも前に進めばと思い質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、質問に移ります。災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化はどうなっているか、お尋ね申し上げます。高齢者や障がい者への災害時・緊急時の情報提供はどうなっているのか。そして最後に災害時・緊急時には市民同士の助け合いが重要だが、それを

どのように進めていくか。この3点についてご質問いたしますので、よろしく答弁をお願いいたします。

では、壇上からは以上となります。

○議 長 大平剛の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。今日から3日間、一般質問、最初の大平議員のご質問に答えてまいりたいと思います。3日間、20名ということで私としては過去最高ではないかと思いますが、よろしく申し上げます。一生懸命答えてまいります。

まさに今、警報中ではありますが、今のところ大丈夫だということではありますが、注意を怠ることなく今監視を続けていますので、よろしくお願ひいたします。必要なときにはまた、議会中であっても報告等をさせていただくかもしれませんので、よろしくお願ひします。

災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

それでは、最初のご質問です。今回は1点、大きく災害時・緊急時におけるバリアフリーについてであります。まず1点目の避難経路のバリアフリー化の現状と今後の方針です。避難経路などのバリアフリー化につきましては、避難所までの避難経路がそれぞれ違うわけです。この中には各道路——道路を歩いていくと思いますので、道路管理者、これは国、県、市道、その他もありますが、そういう対応が必要になるかと思ひます。

南魚沼市のことでまず申し上げますと、市が管理している市道については、改良工事の際にできるだけ段差をなくすといったバリアフリーに配慮した工法を現在採用するようにしております。これは国や県においても同様の対応がされていると考えております。しかしながら、道路改良工事そのものが現在、財源の問題も含めまして少なくなってきておひまして、ましてやバリアフリー化だけを目的としたという工事にはなかなか進みにくいというのが現状だと思ひます。

先般、報道にも取り上げていただけてうれしかったですけれども、8月22日、実はその前の7月10日にも一部の方と一緒にになりまして、身体障がい者の方々——六日町の駅前の通りです——駅からの通りですが、ここを車いすで歩いてみようというワークショップが行われました。私も参加をさせていただきました。駅前のララから六日町大橋の手前まで、手前というか六日町大橋までですけれども、六日町大橋も一部通ってみて、私どもにとっては短い距離だと思ひますが、障がいのある皆さんにとっては、いかに歩きにくく車いすで進みにくいのか。そして、我々にとっては先ほど言ったように短いという行程だと思ひますけれども、いかにそれが遠いものであるかということを実感したところです。

これは体験する前まで感じるものがなかったことだと、私は正直言って反省しております。大分よくなっているのではないかと。そして段差等もこれならばと思ひているところが、暑い中でありましたのでそういう状況の中でも、本当に車いすに乗って自分で押してみると、いかに大変なところか。特に駅前のトイレのほうにも全部寄ってみて、その狭さ加減とか、

そしてこの段差でもきついのかということや、加えて、六日町の国道との十字路、交差点についてはまさに命がけであるという状況です。ちょっと長くなって申し訳ないですけども、前向きでは行けません。後ろ向きになって行くしかない。そしてそれがつまずいた場合、転倒した場合は、1メートルもないすぐ目の前に車が走っている。通ることもある。時間も短いですから。赤信号を我々は長く感じる人が多いのですけれども、障がい者の皆さんにとってはいかにそれが困難なものであるかということを実感しました。

市内の道路はいずれも似たり寄つたりの状況であらうと思います。あそこはまだいいほうなのだと考えたらどうでしょうかということ。これは何とかしなくてはならないという課題性について認識したところですが、しかし簡単にはなかなか改善できないという現実があるということでもあります。障がい者の皆さんや高齢者の避難行動をいかにサポートしていくか。公共交通機関、また自主防災組織における共助の体制など、これはそういう組織がなくても人としてやはり手を出していくとか、一緒にやっていくということがいかに大事であるかということ。検討すべき課題は非常に多いと感じているところでもあります。これがまず1点目であります。

2点目の高齢者や障がい者への災害時・緊急時の情報提供のことであります。災害に対しては日頃からの備えはもちろんのことですが、災害が起きそうなとき、起きてしまったときにも全て情報収集が、またその提供が大変重要だと思っています。市からの避難情報や災害発生状況などにつきましては、緊急情報の発信方法としていくつかありますが、まず、一番私が有効だと思っているのは登録制の防災メールに登録していただくこと。呼びかけはしていますがまだまだだと思っています。そして現在はLINEのメッセージ機能、そしてツイッターでも緊急情報をお知らせしています。さらに市のウェブサイトではトップページで災害に関する情報を提供している。しかしこれを携帯できるかというとなかなか難があるということであるかと思っています。持てるのはやはり携帯電話、これが今最大ではなからうかと思っています。

こういった情報発信方法に加えまして、例えばご家庭でのテレビにはデータの字幕放送などによりまして、避難状況、避難所の開設状況が即座に出るようになってきました。大変改善されているとは思いますが。加えましてFMゆきぐにのラジオ放送。ここでは緊急割込み放送をお聞きになっている方は何度も体験されていると思います。これがあります。災害に関する市からの情報をこれでお知らせをしています。私も現在いろいろな方々とお会いする——今はちょっと機会に恵まれませんが、そういったときにも、また紙面等を使った発信においても、災害時にはラジオをつけていただくよう呼びかけています。市報においても同様の周知を行っているところ。

加えてこの中のやはり肝はラジオ。ラジオを持ち歩くという人はなかなかいないかもしれませんが、災害時にはもちろん持って出てもらいたいけれども、それ以上に携帯電話を今お持ちの方が圧倒的という——年代層もありますけれども。この中では今ほどのラジオ放送も携帯で聞けますので、こういったことが大事で、これをまず呼びかけていくことが一番だと

私は思っております。

3点目のご質問にお答えします。市民同士の助け合いが災害時・緊急時には重要だと議員のお話であります。どのようにこれを進めていくかということです。私も本当にそう思います。市民同士の助け合いがまず第一であります。加えて自助・共助・公助の話ですが、行政区——自分のお住まいのところ——その行政区の皆さんと、そして南魚沼市の特徴ですが、行政区でほぼ100%に近い形で組織をされている自主防災組織、この活動が助けになると思います。今ほど言った自主防災組織の組織率は当市は96.9%。ほぼ全部と言っていいのですが、こういう状況は他市町村に比較しても非常に高いものであります。防災意識の向上、無理のない活動の継続などの点でなかなか今は——これは中越の震災後に組織されているものでありますので、少しそういう意味では「忘れた頃に」のちょっと教訓めいたところも感じているわけであります。これらもありますけれども、ぜひともこれを再活性化していきたいと思えます。そして、していただきたいと思えます。そして、県との共催による自主防災リーダー研修、それから避難支援セミナーなども実施してきました。これらも含めまして——ほかの細かいところもありますが、これらの助け合いのきっかけとか様々になって、地域防災力の向上とかにつながっていけばという思いであります。

何よりも市民同士の助け合いですが、ゆえに日頃の近所付き合い、そして小さい意味ではお茶飲みのことから、そして私はちょっと今危惧していますが、人間の関係性が希薄になっている。今非常に私が思うのは、冠婚葬祭はそういったことで簡素化が時代の潮流のごとき言われますが、こういったことをもう一度見直していかないと、今議員もテーマにされている地域の助け合いにつながらないのではないかと。そういう危機感を抱いている一人であります。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

では再質問をさせていただきたいと思えます。災害時対応の避難経路については、先ほど市長がおっしゃったように各道路によって管理者が違うわけですが、その中でやはり実に市長がよく言ってくれたなと思ったのは、六日町の道が決していいものではない。しかもそれが我が市においてはかなりいいほうだと、こういう現状だと思えます。正直申し上げれば、もっと道が悪いと言っては失礼ですが、高齢者の方や障がい者の方にはかなり歩きづらい道というのは、やはり市の中にはたくさんあります。ちょっとした凹凸や道の具合によって本当に足をとられるということは多々あります。私も実際ちょっと障がいというわけではないですが、不便なところがありまして、そういうのを実感しているところがあります。

また、そういった中でなかなかバリアフリーを目的とした工事ができないというのは、市長からお話がありました。こういのはぜひ——これは提案みたいになってしまうのですが、市長からとか、もしくは市長会とかもっと大きな組織がありますけれども、そういっ

たところから国に対して補助金を出してもらおうとか、そういうような行動をとれないものかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

議員も昨日見られたと思いますが、私も食い入るようにパラリンピックの閉会式をずっと見つめていました。そしていろいろな報道が連日行われたわけなので見ていて、時代の潮流の動きを感じたのは私だけではないと思います。明らかに時代が変わってくるという予感——予感というか確信を持ったのが多くの、全世界の耳目ではなかったかと思います。この中で今ほど議員がお話のように、いろいろなことからバリアフリーを優先してではなく、道の建設行政もそういうことが行われてきたと思いますが、明らかに角度が変わってくると思います。

当市では、例えば、ずっと要望をしたり、自分たちの思いがあってもなかなか進まない浦佐駅のエレベーターの問題。私の友人で日本の車いすの団体というかの事務局長を務めて世界的規模で活躍している友人がこの市内の出身でいます。佐藤君というのですが、彼がこの六日町から東京に出ていった——東京ではなくてちょっと違う都市でしたけれども——首都圏に行ったときに全く駅の中は自由に歩けなかった。しかし今、多くの駅がそういうバリアフリー化が行われてきて、もう時代が本当にまるで変わったと佐藤君が言っている。こういう状況がこのパラリンピックの行われた今、これからその向きの動きが強まらないはずはありませんし、強まっていってもらわなければならないということを皆が共通認識として持ったと思います。

こういう中から国に対する要望はもちろん、今ほどお話のように、市長会等を通じてその制度の改めとか要件の改善とか、そういうことはもちろんやっていくつもりであります。加えて時代がもう後退を許さない、そういう状況が生まれていると思います。この中で市も果敢にやっていくべきだと、先般の自分でも歩かせてもらっての思いと重なっているところがありますので、よろしくをお願いします。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

それでは、私も今回パラリンピックを見ていて思ったのは、障がいを持った方でも非常に頑張っている方もたくさんいらっしゃる。でも、同時につらい思いをしている方もいらっしゃる。頑張ってもらうことも大切ですが、つらい思いをしている人に行政から何らかの手を差し伸べることはできないかという思いで、今回パラリンピックも見せていただきましたし、市長のおっしゃった時代の潮流というのも感じたものでございます。

そんな中ですが、当市においても避難行動要支援者避難支援制度というのが多分あると思いますけれども、これの登録状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

登録の状況ですけれども、これは詳しいところは私の言葉が足りないところがあれば、担当部、課に答えてもらうことにします。現在私が事前に聞いているところでは、令和3年4月現在、今年の4月現在で登録の状況は1,215人の対象者がおり、そのうち約7割、840名の方が名簿への登載、そして情報の提供——要するに、自主防災組織とか行政区の皆さん、助けていただける方々への情報提供というのですけれども、これに同意しているということです。名簿の登録、また情報提供に同意しない、あるいは未回答の方々の分の名簿につきましては——そういった方もいらっしゃるわけです。これにつきましては、災害時のみ開封可能。ちょっとややこしいのですけれども、個人情報というのがやはりありまして、区長さんといえども開封はできない。しかし、災害が起きた場合にはそれを開封して直ちにみることもできる。

今のワクチンの、どこに在宅で療養している人がいるかということとつながるところがあるのですけれども、こういうところはちょっと大きな問題だと私は思っていますが、しかしながらこれが現実です。そういうことで対応しているという状況であります。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

7割ということで、これが多いか少ないかについてはあえて言いませんが、やはり本質的には10割、100%の方に登録していただいて、災害時にそういった方々を支援できる体制をつくりたいというのは、多分、市長も共通した思いだと思います。だとすると、こういったそれぞれの皆さんがそれぞれの思いで、登録したりしなかったりというのはあるとは思いますが、できるだけ登録していただくために市としてはどういった行動を行っていらっしゃるか、それをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

すみません。今ほどちょっと、ニュアンスが違っていたらごめんなさい。100%と私どもも思っているのです。ただ、情報提供していいよという人が先ほど言った割合。そのほかは同意しなくても全部名簿を我々はつかんでいると、そういうことなのでご理解ください。

どういう努力をしているかということ。これにつきましては担当課、担当のほうで答えてもらいますが、昨日くしくも私のうちに、うちの本家のおばあちゃん、私の本家のおばあちゃんのそういう場合の助けるための登録——うちは新宅ですから。そういうことが昨日、本家のお母さんからあつたりして、まさに今日の質問にちょっと触れたなと思って、昨晚のことですけれども、あります。いろいろな対応をさせていただいていますので、答えてもらうことにします。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 議員の言われるとおり……

○議 長 課長、マスクを取って。マイクが入っていない、ごめんなさい。マイクの

位置が違いました。

○福祉課長 失礼しました。議員おっしゃるように、100%が一番いい姿だと思います。ただ、現状は今7割程度ということですが、民生委員、児童委員さんや行政区の関係にお願いいたしまして、なるべく100%に近いように担当としてはしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

多分、行政としては、そういう方がどこにいらっしゃるかというのは、当然100%つかんでいると思うのですが、できれば普段からそういう情報提供ができる体制を取っていたほうが——これからまた別のところで質問させてもらいますけれども——いざというときの対応をするためにはやはり事前の準備が整っていたほうがよいと思います。そういうところでぜひ努力していただければと思います。

そして、支援制度の登録状況は7割ということですが、災害時避難行動要支援者の個別支援計画というのがよその市町村ではある場合もあります。うちの市ではどのようになっているか、ちょっとその点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

支援体制ということでもいいのですか……（何事か叫ぶ者あり）

まずは各行政区単位で名簿の配布をします。平常時、災害時の対応などを記載したマニュアルを渡しています。そして災害が発生したときには、関係者が名簿の情報を活用し互いに連携する。情報伝達それから安否確認、避難行動要支援者が避難所などの安全な場所に避難できるよう、可能な限りの手を尽くすということになっています。私の答弁で不足しているところは……となっています。

それも含めて、やはり名簿の率ということだけではなく、今ほど言った、本当に南魚沼という素晴らしい里だと思っていますので、その中で人の心が通い合ったり、顔が分かる関係性や、どこにおばあちゃんが寝ているか。例えばおじいちゃんやおばあちゃんが部屋のどこにいるかということまで分かるような——お年寄りだけではないですが、そういう関係性をやはりやっていくことだと思います。併せ持ってやっていくべきだと思います。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

個別計画というのを、例えば市において、市でなくてもいいのですが、行政のほうで各1人ずつ、それぞれ例えばどういったところに住んでいらっしゃるか、この方はどういうふうな障がいがある、もしくは高齢者でこういうことができない。だからどういうふうな災害時、どうやってその方を避難させるかというものに、取り組んでいる市もたくさんあるわけです。今、市長がおっしゃいましたことも当然重要ですが、やはりもっと突っ込んだところ、例えば行政がやるのか、それとも先ほどおっしゃった自主防災組織がやるのか、

はたまたそういった団体の方と協力してやるのか。そういったところがまた重要になってきていると思いますので、この点もまた、ちょっと3番目にも触れるかもしれませんが、ぜひ、今後進めていっていただければと思います。

避難所での実際のバリアフリー化については、以前も質問させていただきましたけれども、この点はまた進展があれば教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

まことに今の課題に触れていただいたご質問だと思います。指定の避難所ですが、ほとんどが学校体育館、それから公共の施設でありますけれども、バリアフリー化の現状がその施設によって様々であるということです。障がい者用の例えば多目的トイレ、またエレベーター、またはスロープなど、その整備が整っている施設もありますけれども、まだ整っていない施設もあります。

今回、くしくも施設を新型コロナワクチンの接種会場に多く使わせてもらいました。これが非常に気づきであります。この際に、災害ではないのですけれども、今回のワクチン接種会場で、多くの方が訪れていただいたので、やはりバリアフリー化が問題となりました。きちんと対応できている施設もありましたけれども、仮設のスロープを設置したところもある。それもできずに、例えば人力で階段を上げ下ろししなければならない施設などがありました。それぞれの状況、課題が、はっきりと今回見えたという経験でありました。

スロープはあっても駄目だとか、今のスロープでは駄目だとか、いっぱいありました。この抜本的な改善を施設の改修工事のタイミングと捉えてバリアフリー化を行う必要がありますが、そこまで至らなくても仮設スロープなどで緊急措置を施すこと、また実効性が高いもの、そういうことをやっていくことが大事ではないかと。例えば仮設の段差をなくするための細かい道具、こういったことも含めて気がつきがあったということでございます。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

市長が言ってくださったので、私も申し上げますけれども、例えば仮設スロープにしても、今、五日町のワクチン接種会場になっているところ、私に連絡がきました。仮設のスロープが急過ぎて降りるとき恐ろしいと、車いすの方から連絡がきました。私もその日のうちに行って現地を見たら確かにちょっと急過ぎると。これが倒れたりしたら大変なことになる。そのときに対応してくれた方に、ぜひともそういうときは車いすを押ししたりすること。車いすの方が来たら声をかけてやってくださいという話を、そのときはそういう対応をしようということ言ってもらいました。本当に即座に、そういう配慮が足りませんでした、今度対応しますと仰っていただいたので、誠にありがたいことだと思っています。

災害時や緊急時にそういった仮設スロープをつくるのは大変重要なことですが、使う方のことを我々も考えてやらないと、かえってけがや事故の元になってしまうかもしれま

せん。その辺を今後どのようにやっていくかという点ですけれども、やはり実際使ってもらう方が一番重要なわけなので、そういった団体とか、障がい者の方とかと綿密に話をして、実際つくってみたりとか、そういうことでぜひ対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

議員からその声に応じて、素早い対応をしていただいております。本当にそういう声もありましたし、ただ一つは——私ですよ、私のほうから見て思うのは、手を貸している場面もしょっちゅう見ましたし、そのときちょうど狭間だったのかもしれないし、そういう気持ちにあふれてやっていないわけではなかったもので、そういうことも起きてしまったということで、ぜひご理解いただきたい。1回つくったものをまたもう一度見直して対応したという事例もありました。この辺も含めて、やはり議員がお話のとおり、いろいろなことでやっていかなければならないと思います。

加えてこの間の六日町を歩いてみたときトイレに入ったという話をしましたが、これでいいと思って造った多目的トイレが、実際に入ってみて、これでは足りないのだなということに気づかされるわけです。一番の肝は、やはり使われる障がいを持った利用者の声、そこを元に設計なりとか、例えばいろいろな対応をしていかなければ、自分たちの思い込みではできない。また話が戻って申し訳ないですが、六日町の歩道のあの部分や、そういったところについては、これでいいと思って造ったはずです。しかし違うということに気がつかされる。これらを含めて後戻りすることなく前に進めていくこと。そしてこれから慎重な対応を、そのときには常に心がける、これに尽きるのではなかろうかと思えます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

ぜひ、前に進めていって、少しでもそういうところを進めていただければと思います。

ではもう一つ、避難所での生活支援という面でお聞きしたいと思います。

やはり障がいのある方に避難所の生活が、結構バリアフリー化してあっても厳しいものがあるということを聞いています。こういったときにどのような生活支援が、例えば障がいにしてもいろいろな障がいがあるわけで、それに全部対応できるかという、なかなか難しいところがあります。やはりそういうときどうやっていくのかというのを今のうちに考えておくというのはとても重要なことだと思いますので、ぜひ、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

避難所での生活支援ということになります。対応支援策だと思います。避難所の運営については、今ほど議員がお話のとおり、障がいと一言で言っても様々な方がいると思うのです。要配慮の方もいるし、例えば高齢者、それからもちろん障がい者の方、乳幼児など、例えば

妊産婦さんもあるかもしれない。こういう方々については避難所での生活に当たり、避難所も一時的なものなのか、長期化するのか、いろいろあると思います。長期化の場合に、体育館にずっと押し込めるなどということは、本市としては絶対あってはならないと思っていますが、いろいろな状況が様々あると思うのです。

この中でやはり大事なものは、通常の実安全の確保に加えて、環境の維持。例えばトイレの問題、様々出ます。そしてこの中で保健師さん、または看護師さん等の配置、または巡回によって健康管理に努める必要があるという場合もあるでしょうし、何よりもそこで対応しきれないというようなものもあるのかもしれない。通常の実避難所での生活が厳しいと判断される場合には、医療機関への転送とか、例えば福祉施設への緊急の入所とか、福祉避難所というのでも設置されますので、そういったところへの移動、これらを含めて。

何よりも 100%のマニュアルはあり得ない。そのときどきの対応力、これは人間力も含めて、洞察力も含めて、様々全部生かしきってやっていかなければならないと考えているところでもあります。そのためにできる限り想定できることは——いわゆるマニュアル化を否定している意味ではありませんので——きちんとしたことをやっていかなければならないと思います。

以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

災害というのは基本的に、マニュアルどおりに対応すればいいということは絶対にないと思いますので、その点は市長と同じ考えだと思います。マニュアルをきちんとつくっておいて、それを上回る事態があったとしても対応していく。それが一番災害に対しては重要だと思っております。そういうことですので、でも事前の準備も大切なので、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

それでは、2 番目のほうの再質問に入りたいと思います。様々な情報提供について言っておいただきました。中にはこれがまた難しいところで、必ずしも文字だけ——文字情報が見られない視覚障がいの方もいらっしゃる。音声情報が分からない聴覚障がいの方もいらっしゃる。もしくは高齢者の方でなかなかスマホ等が扱えない方もいらっしゃる。もっと言えば、そういった情報が入ってこない状況にある人もいらっしゃるわけです。

そういった中でどういうふうに事前に、何かあったときに、どういうふうな行動をとる。情報を提供される中で、どうやったら情報を取れるかという、事前の準備が大事になってくるとは思いますけれども、この事前の準備について、何らかの取組があったらぜひ教えていただきたいです。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

先ほどの私のほうからの答弁も、全体の——ごめんなさい、言葉が悪いかもしれませんが、大多数を占める皆さんに対してはラジオとか、お年寄りにはなかなか携帯を持たない、まだ、

そういう世代の方もいらっしゃるかもしれない。しかしながら、ラジオと携帯が非常に有効だと思うし、以前にはここでいろいろ議論にあった同報系のサイレン。私の思いとしては、効果もあるかもしれないが、非常に効果が薄いという状況のリスクもある。例えば大雨のときは聞こえないという問題とか、私の家は距離があって聞こえませんが、そういう問題がある。やはり一番優先されるべきはラジオもしくは携帯電話の伝達手段。

加えて、今議員がお話の視覚障がいの方、聴覚障がいの方、様々あるわけで、これに全部やっているかというのは、ちょっと私が全部把握しきれておりませんので、そういう気持ちを砕いてやっていこう。

しかし、それには行政だけではできないと思います。近くの皆さんの、「あなたはなかなか耳が不自由だから聞こえないでしょう」というような、やり取りが大事なのだらうと思いますが、担当課としてはどう考えているかということをお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

福祉保健部の視点でお答えさせていただきます。ご存じのとおり避難のレベルが変わりまして、レベル3ですと高齢者等の避難というところがあります。事前にというようなご質問ですが、やはり避難行動の要支援者の方お一人お一人、そういった避難をしなければならない状況の場合に誰が支援するのか。あるいはどこに避難するのか。どういった方法ですのかなど、事前にやはり普段のやり取りというのが非常に重要であるとは考えてございまして、あらかじめそういったことで地域の方々のご協力を得ながら進める。ですので、防災訓練が年1回あるわけですが、その防災訓練だけではなくて、先ほど市長がお伝えしたように普段のやり取りですか、そういったものが非常に必要であらうと。その中には行政区の皆さんとか民生委員の皆さんのご協力を得ながらと考えております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

普段からのやり取りが重要ということだと認識しましたが、普段からのやり取りというと、当然近所の方もそうですし、民生委員の方とか、いろいろな方とやり取りをすると思うのです。本人がそういう方とやり取りをすると思うのですけれども、同時に行政としては、様々な各団体——障がいの者の団体や高齢者の団体がありますけれども、そういう団体とは普段から連携を取っていらっしゃるかどうか。ちょっとそこの辺だけ確認させていただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

普段からそういういろいろな団体の皆さんと連絡を取り合っているかというご質問かと思ひますが、これにつきましては、担当部、担当課のほうから答えさせます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

いろいろな団体の皆様、もちろん会議とかでお会いしたときにはいろいろなお話をさせてもらいますし、民生委員、児童委員さんですと、毎月1回定例会がございますので、そういった中でまたいろいろな協力をさせてもらって、体制をつくっていきたいと考えております。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

各障がい者団体の方はどんな感じでしょうか。ぜひ、その辺を教えていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

今お答えしたのではなかろうかと思うのですが、もう一度、担当部、担当課長のほうから答えさせます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

障がいを持った団体の皆様も、うちのほうのいろいろな会議に来られることもございますので、そういった中でまたお話をいろいろさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

すみません、一応確認のためということで。ぜひとも普段からそういう団体とどういうふうな情報提供の在り方がいいかとか、また、災害時の対応についてどういうことがいいかと、そういう連携を密に取っていただくことが、やはり災害時の犠牲者を減らすことになると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目に入ります。どうやって進めるかという問題ですけれども、この場合、当然地域——行政も含めた地域の支援力というものを向上させる必要がありますし、同時に支援を受ける側の受援力といいますかを向上させる必要があると思います。これのためにどのような施策を取っていくか、ぜひお聞かせ願ひしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

今ほどのご質問ですが、先ほどから言っている、やはり地域の自主防災組織や行政区の皆さん、そして隣近所の皆さんを含めた、これは先ほどから話をしている全部が含まれていますが、一番それを具現化できる、私はやはり訓練だと思います。いかにマニュアルをつくっても紙ですから、やはりそれに基づいた訓練が大事だと思います。

避難行動要支援者名簿に載っている人だけではなくて、いろいろあると思うのです。たっ

た今けがをして、歩行が難しい人も中にはいるかもしれないし、様々あるわけです。これも含めてですけれども、防災訓練が非常に大事だと思います。市としてはこの防災訓練においては、今ほど申し上げた避難行動要支援者の皆さんを含めた訓練。地域の皆さん全てですけれども、特にその部分の皆さんを含めた訓練をお願いしているところであります。

可能な範囲でやっていただけるように、本当にこれは思っております。ちょっとこの2年間、防災訓練自体が新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、少しトーンダウン気味ということはちょっと心配ですけれども、それでも今年もそれぞれにまた対応できることをお願いしたりしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ここをやはりやっておくことだと私は思ひます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

実に市長のおっしゃったことが適切だと私も思ひます。やはり訓練をしないことには、どういった問題点があるかとかは絶対に出てきませんので、今なかなか市全体でやるのが、こういう新型コロナウイルスの状況で難しいのであれば、それこそ地域で、できれば要支援が必要な方も参加していただいて、実際に避難所まで行ってみるとか、どういったやり方ができるのかというのをやってもらって、当然、要支援者以外の障がいのある方、高齢者の方とか、もしくは先ほど市長が言った、たまたまけがをしてそのとき動けないという方。当然普通はそういう方は訓練に参加しないのですけれども、そういう方にもあえて参加してもらうことが、地域の支援力と、受援力と、あと防災力を高めることになると思ひます。むしろこの一般質問の中で聞いている方は、ぜひ、今度そういうことをしようかと思ひていただきたいと思ひますし、ぜひとも市長や行政のほうからもそういうことをやってくれないかと働きかけてもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

先ほど受援力の話をしてしまいましたが、実際にどういった障がいがあつて、その障がい者の目印というか、マークというのが最近ありますよね。これをつけている方はどんな障がいがあるかという、そういったいわゆるストラップみたいな感じのやつでいろいろなものがありますので、そういうのが分かる体制も当然必要だと思います。

というのは、必ずしも家の中で災害を迎えるわけではなくて、例えば家の外にたまたま出たときに災害があつた。そういったときに視覚障がいなどぱっと見、障がいがあると分からない方も当然いらっしゃるわけです。そういう方に対してどういふふうには速やかな支援が——そこを歩いている、隣近所でもない市民が、そういう方に支援ができるかというのが非常に重要になってくると思ひます。例えばですけれども、学校でこういうことを教えたりとか、そういう授業を設けたりとか、そういう学校での取組というのはあるのでしょうか。それをちょっとお聞きたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

本来、今日1日かかる内容ですけれども、教育長から答えてもらいたいところですが、や

はり一般質問でありますので、教育長不在であれば、最初は私のほうで答えさせていただいて、そして必要なところは担当部のほうで答えてもらう可能性がありますので、よろしくお願ひします。

まず、教育についてですけれども、学校における防災教育という観点からお話をします。平成26年に作成しているのですが、新潟県防災教育プログラムを活用して現在、南魚沼市の教育現場ではそういう防災教育を行っています。災害の種類ごとに地震・土砂災害・津波それから洪水災害、または雪の災害、原子力災害、このプログラムがつけられているとお聞きしています。

これらのプログラムを活用して防災教育を行っていますが、津波災害など切迫した場面では、短時間に高台部というか、高い位置のところに逃げることを最優先すること。本市としては津波はちょっと当該地域の問題ではないのではないかと思うかもしれませんが、共通している部分があるということでもあります。状況に応じた判断も必要になる。土砂災害でも同じことです。こういった教育を行っている。

そして、例えばですが災害が起きてしまった。そして外に出たら、そこに見知らぬ方であっても、どういった人がいて、困っていらっしやる。例えば困っていなくても、地理に不案内だとかいっぱいあると思うのです。そういったときにやはり人間力が大事だと思いますが、相手の立場に立って思いやる気持ち、こういったことについても、そういう防災教育だけではない、道徳科の中でもやはり横断的だと今聞いています。道徳科などを中心にそういったときに人間力を向上させるための授業として、全般行われているということでもありますので、そういったことで子供のうちからということだと私は思っております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

なかなか、災害に遭ったときに、一般市民の方が被災者に当然なっているわけなので、そういった方が他人を救助するというのはなかなか難しいところは当然あると思います。けれども、やはりそういったときに助け合いができるようになるには、先ほど市長も言いましたけれども、人間力、対応力が必要になってくると思いますので、このところはぜひ。でも、それをやるのはやはり訓練だったり、そのときどきの知識であったりするのがまず根底にないとできないと思いますので、その辺の教育も、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

最後になりますが、私も議会で何度も災害対策について今まで取り上げてきました。最後になるかもしれませんが、最後の一般質問で——どうなるか分かりませんから、最後に取り上げさせていただきました。ぜひとも、市長にはまだまだ任期がありますので、この間に災害に強い南魚沼市をつくっていただいて、1人でも多くの市民の生命と財産を守るべくやっていただきたいと思います。私の今期最後の一般質問の最後にそのことを、ぜひ市長からお言葉をいただいて私は終わりにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 災害時・緊急時におけるバリアフリーについて

またお気持ちがあれば、ぜひともまたこの場面に立っていただきたいと思っております。今ほどのご質問ですけれども、市長にならせていただいてから約5年が間もなくたとうとしているわけですけれども、大げさに言っていると思われてもしようがありませんが、本当のことなので言いますけれども、1日たりとも災害のことが頭から離れることはありません。雨が降ってくれば目が覚めます。雨音にもよりますけれども。そういう状況で、サイレンが鳴っていれば何が起きているかと、もちろん心配になり電話で問合せもします。

市長を任せられている以上、市民の生命や財産、全部を守れるわけは当然ありませんが、行政力をあげて、加えて地域力、これは直接的に責任が及ばない皆さんまで含めて、防災の啓蒙は全部で地域でやっていかなければならないということはもちろん根底にあるわけなので、そういうことを心がけて、防災、そういう観点で仕事をこれからも続けてまいりたいと思います。ぜひともまた一緒にできることを期待申し上げて私の答弁にさせていただきます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、大平剛君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を10時35分といたします。

〔午前10時23分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時35分〕

○議 長 質問順位2番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、通告に従い、一般質問を行います。

南魚沼市の環境への取組について

近年、地球全体の自然環境は大きく変化していると感じることが多い事柄が多く発生しております。20年前に私が行った雪崩の研究のための積雪データを改めて見直したところ、新潟県と群馬県の県境にある三国山脈では、現在よりも1.5倍近い積雪深を記録しておりました。また、これまでは考えられなかった冬季の降雨、現在では多く発生しており、これは降雪が西高東低の冬型の気圧配置ではなく、移動性低気圧の通過によるものであることは明らかで、こちらも20年前に比べると、移動性低気圧による降雨を伴う降雪は、過去に比べ数倍近く発生しているという事実があります。

これらの環境の変化は、近年の無雪期の短期的な集中豪雨など、災害を引き起こす気象事案となっており、南魚沼市のみならず、世界全体の行政として環境問題に取り組み、自然環境が今よりも悪い状態に推移しないように努力するべきであり、それは我々一人一人の意識の変化や自然環境に対する行政課題をクリアしていく必要があります。小さな努力の積み重ねが大きな結果に結びつくと信じて、南魚沼市政に対して以下のとおり質問いたします。

1、将来的な自然環境に対して目標はどのような設定をしているか。2、環境に対する教育は現在どのように進んでいるか。3、利雪以外のエネルギー施策は進んでいるか。

壇上からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは、永井議員のご質問に答えてまいります。

南魚沼市の環境への取組について

南魚沼市の環境への取組について3点。1点目が将来的な自然環境に対してどのような目標を設定しているかということであります。議員の言われるお話を聞いておりまして、いろいろあるかと思うのですが、この変化というものについて、特に温暖化の問題に起因している部分に触れておられると思うので、その点からちょっとお答えしていきますので、よろしくをお願いします。

何よりも温室効果ガスの影響により、これまでにないような気象現象が発生しているという認識は世界共通。このわずかな数か月でも世界的にもとんでもないことが起きています。私も本当にそのとおりだと思っています。国内においても温室効果ガス排出量の削減を目指した動きが非常に活発化してきたと。例えばトヨタ車の水素に切り替えていくとか、いろいろあると思いますけれども、脱炭素社会の実現、また、カーボンニュートラルといった言葉が上がってこない——ニュースも含めて上がってこない日がないという状況であります。世界の、そして日本の国民も含めて関心は一層高まっていると思います。

実は金曜日に新潟気象台長、気象台のトップの気象台長さんが当市を訪れてくださいまして、いろいろな意見交換、また私どもが分かり得ないいろいろなことについても教えていただきました。加えて、先日、北極圏のグリーンランドの最高地点、そこで過去なかった雨が降ったと。歴史的なことであるという報道もありましたけれども、極めてそうだと思います。

政府は昨年、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする宣言をいたしましたし、本年4月にはこの目標を達成するための中間目標として、2030年、本当にすぐ先ですけれども46%削減——これは2013年度比と聞いていますが、これを表明しています。新潟県においても同様で、花角知事が昨年の9月ですが、県議会でも河川の氾濫、40度を超える高温、記録的な少雪が続いている、気候変動がもたらす影響はより一層顕在化しているという認識に立って、国と歩みを一つにしますが、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすると、県のほうも宣言をしているということです。

南魚沼市のお話ではありますが、ちょっと議員は残念に思うかもしれませんが、以前の計画では、南魚沼市として数値目標を設定していた時期が過去ありました。しかし、今となってはそれがどの程度どうだったのだろうかという、ちょっと私は懐疑的なものもあるので、削減量や達成度の評価が市単独においてはなかなか難しい。現在では市の環境基本計画において、削減に関する基本方針や行動目標の設定で止まっているということです。

今年度に入りまして、国のほうですが、自治体が削減目標を策定する際の地方公共団体実行計画、こういう実施マニュアルの見直しを進めろということで、今年度末までにこの内容が示されてくるという状況に今至っています。温室効果ガス排出量の実質ゼロという国の目

標実現に向けて、今後ですが——もう既に始まっていると言っていい。自治体もともに施策を展開、推進していく方向になる。これはもう避けられない。後ろ向きで言っているのではないですけども、それはもう当然になってくるということだと思います。情報収集に我々も努めながら、市の目標の設定、また具体的な取組をさらに進化させるよう、これにつなげていきたいと考えているところであります。

このほか、廃棄物行政などの生活環境、例えば野生鳥獣の問題も含め、様々環境分野全体の問題がありますが、何といたっても我々の将来の生命を脅かす一番の問題であろうという温暖化の問題につきまして、これに市も様々対応していく必要を感じております。担当部局、現在は環境交通課が担当ということですが、私の今の思いとしては、体制の充実などを視野に入れて、これをどういうふうにも再編していくかという段階に今至っていると思っております。今後これは予断を許さない問題だと私は思っております、雪冷熱の活用等も含めて、また後段話が出るかもしれませんが、こういったことも含めまして担当部局等の再編、体制充実などの検討を開始したいと考えております。

2つ目の問題です。これも環境に対する教育のことなので、本来であれば教育長という思いがありますが、市長である私のほうからお答えしていきます。

環境問題に対しての意識を深めて、持続可能な社会を構築していくためには一人一人が環境について自ら学んで、そして自主的、積極的にその保全に取り組んでいく姿勢が重要だと思います。SDGsの内容、将来を担う子供たちへの教育でありますのでいろいろあるかと思いますが、ただ、学校における環境教育ということになると、1960年代の当時は公害防止、公害問題、そして自然保護の教育から学校教育での環境問題というのは始まったと聞いているし、私がその教育を受けている頃は、まさに公害くらいしかあまり書いていなかったという記憶があります。

現在はいろいろ深まりを持ってありますが、ただ1点、学校では環境教育という教科があるわけではないです。いくつもの教科にまたがって、様々な全体像として学習しているということで、ちょっとだけ言うと、例えば小学校低学年の生活科。ここでは身近な動物、植物、そして自然との関わりへの関心を持たせていく。そして自然のすばらしさに気づき自然を大切にする姿勢を育む、そういう教育。そして、例えば植物の栽培とか生き物の観察などがこれに入るわけです。そして中学校に上がると、総合的な学習の時間の中で、地域の関係者の皆さんにも大変ご協力をいただく中で、ふるさとの川、そして里山、こういった自然を観察する。そして環境保全の大切さを学んでいくということ。中学でも高学年になっていく段階になると、公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さや国土保全、こういったものの視点、この中から森林資源の働きとか、自然災害の防止とか、地球規模での気候変動とかという学びに深めていくということが行われているということです。

中学校の社会科や理科でも持続可能な社会の構築のための課題は、今ほど言った小学校低学年から含めて全般的に行われているということですのでございます。ときには複数の教科を横断的に学ぶ授業なども学校によったり、先生方の熱意によって、これを連携して身近な取組と

して取り組んでいるということでもあります。

3点目の雪の利活用の利雪以外のエネルギー施策は進んでいるかというご質問ですが、雪はこの地域特有の資源であるとの考えの基で、私としてはこの資源を生かす礎となるべく利雪の取組を行ってきたと思っていますし、今も続けようと思っています。東京オリンピック、パラリンピックでの国内外に向けた発信を予定していたわけですが、残念ながら無観客のため実現することはできませんでした。その間にも雪室での活用の広がり等々を、ご存じのとおり進めてきておりますし、民間ベースでもこれが進んでいます。今、既に南魚沼市、お隣の魚沼市も含めれば、この魚沼全体は日本で一番雪の利活用による産業化も含めて、トップレベルであると考えているところであります。

市の利雪以外の取組でいうと、いろいろあるかと思いますが、例えば消費電力の削減のためのLED照明への交換のことも、そして、公用車においては低公害車を採用することや、低燃費車への切替えも含まれるかと思いますが、いろいろ申し上げても、なかなか結論は有望なものを見つけ育てるまでには至っていない。これが現状ではなかろうかと思っています。里山再生の林業の振興による問題、木質バイオマス利用などの問題、これらの地域特有の資源を使い、産業振興にもひいては結びつけていけるような可能性を持っている、これらも含めてエネルギーと考えているところであります。何度も繰り返しになりますが、新ごみ処理施設についても新たなエネルギーの拠点にすべく、考えていかなければならないと考えております。

非常にエネルギー施策といっても、非常につかみどころがなかなか難しいところがあって、大きく言えば国の施策だと思いますが、しかし、ノーカーボンとか、SDGsのことは国が唱えているだけでは全く前に進まない問題です。先ほどの国のこれからの方針もありますが、我々も待ちではなくて積極的に持てる資源を生かしたこの地特有のことも含めて、今ほど申し上げた産業化に結びつけていくことも含めまして、様々に対応してまいる。そういうチャンスを逆に得ているのではないかと考えています。市が率先してこれを行っていくことで、市全体の民間も含めた様々な取組につながっていく、こういうことを心がけていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

市長からの答弁をお聞きしまして、順次質問していきたいと思っております。1番の回答のときには、残念ながら今現在、目標は止まっているといったところは理解しました。理解した上で、例えば前回、目標として掲げた部分をこれからまたブラッシュアップしていただきたいという思いはあるのです。では前回策定した目標に対して、達成はどれくらいできているのか。さすがに数字では、ここまでできているというのは出ていないと思うので、ちょっと数値では測りきれない部分はあると思うのですけれども、市長としての達成は思ったとおりにいっているのか、それともなかなか思うように進んでいないのか。その辺りをお聞かせ

ください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

自分が市長に就任する以前のことからつながっていると思うので、思いが達成できたかどうかということはちょっと分かりませんが、これについては担当のほうに答えてもらうことにしたいと思います。しかし、やはり議員がお話のとおり、数字ではなかなか示しづらい。先ほど答弁したとおりです。なので、その方向に向かっていかに進んではきたのかということを含めて、担当課のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 南魚沼市の環境への取組について

議員のおっしゃるとおり、やはり数値で把握していったほうが好ましいのですが、それがなかなか捉えづらいというのもまたこの分野の難しいところでありまして、市のほうで例えば、市が1つの事業所として進める低公害車への切替えですとか、あるいは冷暖房の燃料の削減、こういったものは自分たちで測れますので、そういったことは新しいものに——老朽化による更新などもあるのですけれども、それらで達成できている部分もあったとは思いますが。ただ、計画そのものというのは、市民や市全体のものも含めて大気汚染の軽減ですとか、大きな話の部分もあるので、そこの部分はどうでしょう、どれだけ達成できたかというのはなかなか評価が難しいところだったと思います。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

分かりました。正直この分野の施策を定量的に評価しろというのは、なかなか難しいことだと思っています。先ほどの答弁の中で、また将来的にこの問題に対しての目標設定をするということが市長の口から聞こえたので、それに期待はしたいと思っています。

その中で1つ気になっている部分が、組織再編の可能性がゼロではないと。私はすごく不思議というかいつも思うのですけれども、私たちは天気予報を見たりするのに、気象庁の情報を見たりするわけですけれども、気象庁の上級官庁は国土交通省であって環境省ではない。環境省はでは何をやっているの。では気象庁は何をやっているの。地球環境については誰が何を考えているのというのが、正直ぼやっとしているのが今の状況だと思うのです。例えば南魚沼市として、地球環境を考えるための組織を1つ再編するのであるのか。それともまた別の考え方で組織再編をするのか。その組織再編をした中でできる部署というのが、何のために設置される部署なのかというのを少し聞いておきたいのですけれども、その点いかがでしょう。

○議 長 市長

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

今ほど登壇の上で行った最初の答弁で、これから組織再編等も含めてやっていく必要があると考えているのは、まだ私の周辺だけです。全庁的な検討に入っている段階ではありません

んが、しかし思いは感じ取ってくれていると思います。

今ほど議員の質問に触れて答えるとするならば、地球規模でということ、そこで私どもが数値設定しても、それは何か題目を唱えているだけみたいに私はちょっと思ってしまう。なので、大きな意味で国は2050年のノーカーボンのことも、そして2030年の46%削減、こういったことを立てているわけなので、それに少しでも貢献していくように。これは貢献というよりも、一緒にやっていくように私どもは前向きに行くということだと思っているのです。その中で例えば、今の国の環境省と気象庁、国土交通省の縦割りの、何かちょっと今は合っていないのではないかと思ってしまうようなことを私も感じますが、我々にとっても、例えばごみの問題は市民生活部である。雪の利活用は今U&Iときめき課である。そして、環境全体の関係では市民生活部ですけれども環境交通課になる。もう少しこの問題を大きく捉えていけば、私は環境の問題で、産業振興もこれにつながっていかねばならないということも、当市の特徴としてはあるわけであって、こういったことにつなげていく。例えば森林のことまで含めていけば、では農林課でいいのですか、ということになっていくわけです。

これらを含めて横断的に考えていく。環境というテーマでベースを1つにしていくには、今の体制のままでは少し心もとないと私は考えているので、今後、国のいろいろな計画のそういうことを策定していかねばならない動きにも当然含めて、これから対応していかねばならない大きな課題であると考えているということでもあります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

分かりました。私の理想的な答弁だったので。この件に関しては、とにかく環境というのは極めて複合的なものであり、横にかなり横断しなければ政策展開できないという部分があると思いますので、ぜひ、今現在、横に渡ってちょっと曖昧になっている部分をきちんと再編して、次の市政に生かしていただけたらと思います。

それでは、2番に移っていきたいと思います。環境に対する教育は現在どのように進んでいるかという部分では、答弁を聞いている分にはちょっと物足りない内容なのかと感じてしまったのです。私は常に思うのは、南魚沼市はとにかく地方都市としては四季がはっきりしていて、春夏秋冬の特に冬の部分では、これだけの気象の変化という特徴がほかの自治体に比べてあるので、これをきちんと理解した子供たちが育っていかないと、10年、20年後の私たちが抱える環境というのは、なかなか難しいと考えているのです。

私もこんなことを言っておきながら、かなり矛盾した生活はしているのです。例えば地球環境については何かを配慮しなければいけないと思いつつも、車に乗って移動はします。そういう矛盾の中でかなり生きていくわけですが、そういうことも含めて、将来的な子供たちに何を伝えるかというのはすごく重要だと思うのです。それに私はぜひ雪というものを使った中でいろいろやってもらいたいのです。ちょっと3番に話が飛ばざるを得ないのですが、例えば雪というもののエネルギー利用というものを市として進めているので

あれば、そのエネルギー利用としてのお話というのは小中学校で特にされているのかどうか、その辺りの実態をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

聞いていただければ、いずれどこかで答弁しようと思っておりましたが、雪の利活用の問題は、非常に環境問題に物すごくかぶっていると思っているので、ぜひとも当市の子供たちには、この部分は学校教育に取り入れてもらいたいというのは、私の願いであります。実際に今現在、どのようにそれがあったり、なかったりするかについては、私がちょっと分かり得ないところがあるので、これは教育部のほうに答えてもらいたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 南魚沼市の環境への取組について

環境教育につきましては、前半で市長が答弁したとおり、環境教育という教科書はございませんので、地域で身近な自然などに触れながら環境教育をしているというのが実態でございます。総合計画の中でも地域に根差した野外環境教育の推進ということで1項目設けて進めているところでございます。特に雪に関しては、小中学生、これは義務教育で人間形成の場ですので、雪というものに特化して教えているというよりも、例えば理科であれば気象、そこから冬というのには偏西風のおかげで雪が降ると。一番雪が降るところはこの地域だというようなところを学んでおります。また、これに加えて社会科では、雪によって起こされた産業、これが今どうなっているのかということで、理解を深めているところでございます。

小学校の指導要領によれば、今、昔の社会の教科書でいえば、地理であれば白地図などは1つしか見なかったわけですがけれども、今は8つくらいの地図を見ます。中には人口分布、あとは時間的な地図、あとは気象の変化。そういったものを見ながら、こういった環境の中に人が暮らしているのか、こういったところが課題になっているのかということで学んでいるところでございます。特に私たちの産業でいえば、雪を生かした産業。これを学ぶとともに、それをどういった暮らしの中で生かしてきたかというようなところで、周囲にありますような雪室、そういったところから雪というものを考える機会にしているところでございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

分かりました。私も初等教育の中で雪を専門的にというところまで掘り下げることに關しては、なかなか難しいと考えています。例えば物理的に雪に興味を持つという子供たちが高等教育の中でいろいろな進路をとるというところに役立つような、いわゆるお化粧でいうところの下地を塗るといったところに寄与できれば、この地域の特性を生かしていくことができるのではないかと信じています。雪に関するエネルギー政策というものが、もし、少なからず1時間でもそういうことが取れるのであれば、市として推し進めている雪の利活用というのは大いに花が咲くのではないかと感じて、2番の質問は終わりにしたいと思います。

3番、利雪以外のエネルギー政策という部分で、よくよく私もちょっと盲目的になっていた部分があったと思うのですけれども、確かに消費電力の低いLEDに替えたりするということは随時進められていたと思います。同じように、公用車をエコカーに替えていくというような話が出てきているので、その辺りに関しても進んでいるのだなと思っているのですが、例えば、公共交通機関を使って登庁する職員が何割くらいいるのか。その辺りも含めて、市としてどのように、交通の中で二酸化炭素の排出量を削減できるかと、そのような努力は恐らくされていると思うのですけれども、実態があったら教えてください。

○議長 市長。

○市長 南魚沼市の環境への取組について

今、取り組んでいる自転車のまちづくりにも、例えば公共交通機関以外の——またもっと先に行けるところもあるのですけれども、そこまではまだないと思います。自家用車等ではなくて公共交通機関になった場合に、何かそこを押し進めているか、ちょっと私が不確定なところがあるので、担当部のほうに答えてもらうことにします。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 南魚沼市の環境への取組について

市の職員の関係の取組ということですが、実は数年前までですが、ノーマイカーデーというのを設定して行っていたことがあります。これは大分前の話です。ただ、ご存じのとおり、そもそも公共交通機関で通っている職員というのは非常に少ない。バス網とか、電車の時間もあります。ですので、数年続けたのですけれども、一緒に乗り合わせて来るとか、乗り合わせて帰るような形を取ったことがありました。なかなか継続が難しいという状況で今は行っておりません。ただし、やはり近い2キロメートル以内の職員、なるべく車等を使わないで通える範囲で通っていただくとか、あとは自転車小屋とか、駐輪場も整備しておりますので、自転車でも通えるようにということで配慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

分かりました。さすがにノーマイカーデーで、車に職員が乗り合わせて来るというのは、現実的ではないと思うので、その点がなかなか押し進められないというのは、大いに理解できるのです。一方で、いつだったかちょっと定かではないのですけれども、前橋市の群馬県庁の近くで、県庁の職員がかなりの人数、自転車で登庁しているのを見かけて、なるほどと思った次第ですけれども、若干心配していたのは、自転車で通勤する中で起きた事故と、車両で通勤していたときの事故、その辺りがきちんと労災として認められるという事実があれば、恐らく自転車での通勤は推進されるはずですよ。

首都圏の会社とかだと、自転車はあまり推奨されないみたいな風潮がかつてあったようですよけれども、その点、南魚沼市は自転車を利活用したまちづくりというものを押し進めるのであれば、職員の、例えば2割でも3割でも自転車で通勤することで、本来だったら自動車

で通勤するところが自転車になったから、CO₂の削減量がこれくらいというのが数値的にできると思うのです。その辺りは自転車で通勤することに対して南魚沼市はいろいろと補償されている部分があるのかどうか、それをちょっと確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

この点については担当部のほうに答えてもらいます。やはり、自転車のまちづくりも環境に入っている。環境問題にも全部含まれているということですね。担当部のほうに答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 南魚沼市の環境への取組について

通勤の場合の公務災害というか通勤災害ですね。職員はそれぞれどういった手段で、どういった経路で通勤してくるかということ事前に届け出るようにしております。それに応じて適切な経路であったり、適切な方法で通勤している限り、事故が起きた場合は当然通勤災害の対象になります。先ほどちょっと申し上げましたが、職員が自転車をとめるスペースを確保できれば、今お話の自転車のそういう意味での活用ということも、また大きくアピールというか、天気都合とか冬の問題もありますけれども、可能な限りできるのではないかと考えております。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

分かりました。少なくとも政策として掲げているものが、基本的に市の職員によってきちんとされていることから民間に広がっていくという可能性がかなり高いと思いますので、その点、私も自転車に乗るように、歩いたりというような努力をしていきたいと思っておりますし、ちょっとずつ始めてはいるのですけれども、なかなか先ほどおっしゃっていたような天候に左右されるということにはどうしても負けてしまうので、その辺りも工夫しながらやっていきたいと思っております。

では、最後に利雪以外のエネルギーはというところですが、利雪の話が出ているので、少し触れさせてもらえたらと思っております。基本的に雪を使って何かエネルギー代替をしようというのは、私は極めて賛成の立場ではあるのですけれども、それが環境配慮なのか、経済効果を生み出すのかといった部分で、なかなか筋を決めていくのが難しいと思うのです。資源エネルギー庁の書類を見ても、環境省の書類を見ても、まずはエネルギーとしての利活用をしていきたいと思いますというのが1本。もう一つが産業としての付加価値をつけていきたいと思いますというのが1本。南魚沼市の場合は雪が降っていて、それを政策として展開していこうということが、もう既に何年もたっているのですが、私はこの点に関してよくよく考えると、私たちがエコ、エコと言っている言葉は、何をもちょうエコなのかというところがすごく大きな問題だと思っております。

もともとエコという言葉は、エコロジーを略してエコだと思っただけなんですけれども、私たちが今行っている政策は、極めて経済的な部分に寄っている。例えば雪室を造ってそこにお米を貯蔵したり、野菜を貯蔵したりすることによって、でんぷんが糖化されておいしいものに仕上がっていく。それを使って産業化しましょうというのは、それほどエコロジーの問題ではなくてエコノミーの話ですね。エコノミーの話のほうが重要視されている部分があるのです。なので、エコという言葉にはエコロジーとエコノミーの2種類があって、そのどちらをきちんと選択していくかによって、政策というのは大きく変わっていくと思うのです。例えば市長が、これは環境配慮に力を入れていくから、エコロジー型だということであれば、その軸を取ってもらいたい。一方で、エコノミー型なのだということであれば、エコノミーを重要視してもらいたい。その辺り、ぶれずにいくのであれば、市長本人の心の持ちようとしては、どちらのほうが重要だと感じていらっしゃるか。その点をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

いいご質問をしてもらったと思います。私の思いを言えば、私はぶれるとかではなくて、両方を併せ持っていけるからこれがいいと思っています。エコノミーだけでは、もちろんそれだけではいきませんが、エコロジーの両方を併せ持っていけるから、持続可能が可能である。例えば、お題目のようにゼロカーボンだとか、環境問題という話ばかりしても、人はそれでは動かないと私は思うのです。そこに様々な付加価値が生まれたりして、取り組むことによってエコロジーにもつながる。そしてエコロジーのことをやればエコノミーのほうもつながる。こういうことがやはり人間の最終的に選択していく行動原則とか、そういうことに私はつながっていくと思うし、持続はしていけるものにつながると思います。これを目指すのが我々ではなかろうかと思います。それがひいては地球的な規模における、いろいろな意味の貢献にもつながることになれば、一石二鳥とか、そうならなければならぬと私は思いますが、どうでしょうか。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

分かりました。その点に関しては、市長の思いというものはよくよく私も理解しているつもりでいます。ただ一方で、ぶれるか、ぶれないかという話ではなくて、私がちょっと言葉の選択を誤った部分があるのですけれども、今現在の重要度としては、1対1くらいの割合で考えているのか、それともどちらかに寄っているのか、そういう意味合いだったのです。

例えば環境関係にかなり寄っているのであれば、そちらを優先した予算配分というのが出てくると思うので、利雪の予算というものがあつた中で、両方というのはなかなか難しい部分があると思うのです。市長の何かで読んだ、今現在、第1ステージが終わったというようなことが書かれていたと思うのです。では、第1ステージは何で、第2ステージはどういうことなのか。第1ステージは環境的な配慮ができたから、それを第2段階として経済的なものに発展させよう、なのか。その辺りを少し具体的にお聞かせいただけたらと思うのですけ

れども。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

ちょっと質問していいですか。

○議 長 はい。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

質問です。第1ステージ、第2ステージということがどういうことであるかということをお聞きになっている……（「はい」と叫ぶ者あり）

では、答えさせていただきます。私はその言葉を使ったのは今朝でありまして、自分のSNS発信の自分のコラムの中で書いた言葉ですが、ご覧になったのかと思います。それでは、エコノミー、エコロジーのどちらかということ、これからでは次はどうだという話ではなくて、私があの中で使っている第1ステージというのは、そもそもその雪の利活用というのは、もちろん根底にはあるが、このオリンピック・パラリンピックに向かって世界の耳目が集まるスポーツの祭典で、雪の力を世に知らしめたい。そして、そういう意味で注目していただく中で、環境問題にも、そして雪国特有のこの雪を活用した経済効果も上がるという、そこを目指したいという手前の第1段階は、言葉はちょっとふさわしくないがアピールの場というか、そういうことを思いました。

もう一つは、何度も繰り返しますが、雪国魚沼の例の車のナンバープレートのときに思った悔しさです。雪を肯定できない。雪は辛くて、重くて、ダサくてという書き込みが多かった。それが20代から60代も含めた全世代にわたって、自分たちの地域を——雪のことに捉えて言えば、肯定できないその悔しさというか。あのときは断念したわけですがけれども、ナンバープレートを断念した以上に、自分たちを否定的に考えてしまっていることに悔しさがあった。

これが先ほど議員のご質問の教育にもかかってくる。私はそう信じているので、このオリンピック・パラリンピックの場は何としてもそういうことを地域で考えるそのよすがというか、そういうきっかけになるはずであると思って、みんなで取り組んだと思っています。

先ほどちょっと答えればよかったですがけれども、学校教育の話がありました。私としては、学校現場だけではなくて、このオリンピック・パラリンピックのことが本当に新型コロナウイルス感染症がなく進んでいたならば、何よりも見てもらいたかったのは、世界の皆さんもそうですけれども、私どもの子供たち。この子供たちを現場に連れて行って、大人がいかにそこに向かって頑張っているか。そして、それはひいては皆さんのこれからふるさとを思う力にもつながるということも含めての、ただ単に環境だけではない、様々な教育につながると思ったので、という思いでした。それが第1ステージでありました。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

分かりました。では第1ステージというのは、今の思い、説明の中でのことだと理解した

上で、とにかく、南魚沼市の大きな魅力でもある雪というところを、やはり最大限、外だけではなくて、内側にもきちんと理解してもらおうと。特に市民、先ほどからよく話には出ている子供たちの、という話になったときに、私はすごく残念だったと思うのは、やはり南魚沼市内の統廃合される小学校の冷房を電気で動かすというものではなくて、雪冷房によるものでやっていったほうが、それこそ子供たちに対するアピールというのは、東京に連れて行ってオリンピックというよりも、自分たちが普段使っている冷房というのが、雪から出てくる冷風であるということのほうが一生覚えているのではないかと思いますし、そこにプライドが生まれてくるのではないかと思います。

やはり対外的な部分で、PR予算として計上していたのであれば、それなりに使うためのものだったと思うのですけれども、例えばそれが本当に先ほどの話でいったならば、地域に根づいたものにしていくべきであると感じる部分もある。例えば隣の魚沼市さんとかは、雪を使った家庭の冷房をつくるとか、雪室を造ったりというところに補助金を出したりするようなことがあるわけです。いつ終わるか分からないふるさと納税を当てにした財源として、そのような補助金を設定するのは難しいのかもしれないですけれども、例えば利雪というのがこれから対外的なものだけではなくて、市内全体にきちんと理解していってもらえれば、先ほど市長が言っていたような悔しい思いというのも、少しは和らぐのではないかと思います。こういった内政的な部分でこの利雪というのは、雪室以外に何か考えているものがあれば教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

ずっと聞いていたつもりですけれども、最後がちょっと分からないです。雪室以外で……ちょっともう一回。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

雪室で何か産業化をしようという以外の、雪を使った何か政策であったり、アイデアがあるかどうか。それがもしあるようだったらお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境への取組について

もう一回質問させてください。雪を使った雪室以外のものですか……（「そうです」と叫ぶ者あり）

雪室といってもいろいろな形態があると思うのです。例えば長岡におけるデータセンターのような形は、あれは雪室とはいえないと思います。雪冷熱を使って、熱効果を行って冷やしています。そういうことも含めてあると思います。この庁舎だって夢ではありません。そして先ほど学校の関係がありました。まさにそうしたいのだけれども、間に合いませんでした。これから造る、例えば市の様々な物について、冷房関係——暖房は例えば木質バイオとかありますが、こういったことを前提に考えないことはやめようと思っています。

安塚はまさに学校冷房をやっています。ある市長さんというか、区長さんというか、そういう方は、学校の雪冷房の私の話に非常に食い入るように——雪の降らないところの方ですが、気持ちと同じなのだと思いました。これからの社会、どうやっていこうか。そういった将来性とかがあると思うので。これは雪室だけではなくて、様々あるかと思っています。雪が元の水もあります、地下水。この地域のある有名旅館は、地下水で冷房をやっています。そういったことを昨日ちょっと拝見してきました。様々あるという思いです。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境への取組について

雪にはとても効果的な熱交換のシステムがありますので、本当に先ほどから議論をしているように、とにかく南魚沼市の環境を変えていくというところから物事を考えるのであれば、ぜひ、雪の冷房というものは市内配備をきちんとした中で、市内での理解を深めて、市内で理解が深まったものを外に発信していくというのが、私はすごくスマートなPRの手法だと感じています。そこに期待しまして次回の環境目標の設定にいろいろなことを生かしてもらえたらと思います。

以上です。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時30分といたします。

[午前11時21分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時30分]

○議 長 質問順位3番、議席番号16番・中沢一博君。

○中沢一博君 中沢一博でございます。今、9月議会は私個人的には任期中最後の一般質問になるわけでありまして。市長からご褒美にという、今までに増して活発な答弁を期待したいと思います。その中で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

今回は大綱1点であります。希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて、と題して質問させていただきます。

全国的に新型コロナウイルス感染拡大がなかなか収まりません。新潟県も飲食店に対して時短要請も発令されております。当市における飲食店・宿泊業者をはじめ、観光産業は大打撃を受けております。今議会でもポストコロナに向けて支援を飲食店・宿泊業者に1日も早い収束を期待する中で予算計上していただきました。現実の予算執行は11月以降になるかと思っております。関係者はこれだけコロナ禍が続くと体力も限界に近づいてきました。ワクチン接種の円滑な推進を進める中で、何らかの追加支援を発動しないと、大変な状況になってきました。情報分析した中で1日も早い追加支援策を求める次第であります。

希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。活力ある未来と将来に希望と安心を持てる南魚沼市へ。当市の具体策をお伺いいたします。

1点目であります。子育て世代に手厚い支援を、第2子保育料の無償化についてお伺いいたします。2020年の出生率は、84万832人と5年連続で過去最少を更新し、1人の女性が生涯に産む子供の推計人数を示す合計特殊出生率も1.34と5年連続で低下するなど、少子化が加速しております。これは当市においても同様であります。今こそ子育て支援を政治の中心に位置づける必要があります。具体策として結婚、妊娠、出産とともに幼児から高等教育までの支援を充実させることの必要性を痛切に感じております。そうした中、当市も安心して産み、育てられる社会へ、妊娠期から子育てにわたる、切れ目ない支援に子育て世代包括支援センターも立ち上げていただきました。

そこで、当市の保育料、第2子無償化についてお伺いいたします。現在3歳児から5歳児のいる全世帯とゼロ歳児から2歳児のいる住民税非課税世帯を対象に保育料の無償化を実施しております。住民税課税世帯のゼロ歳児から2歳児の保育料は、当市において同時入園であるならば、第2子が半額、第3子が無償化されています。私は当市として、3町が合併し南魚沼市が誕生してから、どこよりも先駆け子育て支援を推進してきた市であると自負しております。南魚沼市としてこの保育料の第2子無償化の考えはないのか、まずお伺いいたします。

2点目であります。介護人材不足を補うために、さらなる処遇改善対策をと題して質問させていただきます。高齢者人口がほぼピークになる2040年時点では、介護職員必要数が280万人に上るという推計を厚生労働省が発表いたしました。2040年度の推計は初めてであります。2019年度時点の職員数である約211万人と単純に比較すると、約69万人もの不足となります。介護現場の人材難が一段と深刻化する見通しに、改めて危機感を抱かざるを得ないのが実態であります。

今回の推計によると、2年後の2023年には約22万人、2025年度には約32万人不足すると言われております。介護人材の確保は既に厳しい状況なのに、この実態を強く認識した中で対策を強化しなければなりません。何よりも重要なのは、介護に携わる職員の処遇改善を進めることでもあります。当市においても今年度、介護人材確保緊急5か年事業を4月から実施し、推進を支援しております。私は高く評価する次第であります。

そこで、今年度、まだ月日は進んでおりませんが、介護人材確保の実態はどのようになっていますでしょうか。また、どのように推移しましたでしょうか、お伺いいたします。また、今後はさらに在宅介護の家族支援の拡充が必要と考えますが、当市のお考えをお伺いいたします。

最後の3点目に移ります。高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の負担を軽減し、促進をと題して質問させていただきます。高齢者の肺炎球菌ワクチンは、新型コロナウイルスに感染した人が細菌性肺炎を併発し重症化するリスクを減らすと言われております。世界保健機構WHOも肺炎球菌を含む呼吸器疾患の入院を予防することで、医療機関がコロナ患者をよりサポートできるとして、この接種を推奨しております。

この定期予防接種は現在65歳から5歳刻みで実施しておりますが、当市においても自己負

担額は4,700円となっております。なかなか接種率も上がらないと聞いております。実態はどのようになっておりますでしょうか。あわせて、この自己負担額を軽減し接種率向上を目指し、コロナ禍において重症化リスクを軽減する。この取組が私は今必要と感じております。市長にお伺いするものであります。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

まず、今回、大項目1点、子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けてということで、3点ご質問でありますので順番にお答えしてまいります。

1点目の子育て世代に手厚い支援をと。第2子保育料の無償化のことであります。保育料金については、今ほど議員のほうからもお話がありましたが、繰り返して申し訳ありませんが、前提としてお話しさせていただきます。国の幼児教育・保育の無償化の施策によりまして、令和元年10月1日から3歳児以上の幼稚園児——これは教育認定であります——と保育園児——これは保育認定の子供たち——が、ともに無償化されています。お話のとおりです。保育園児のうち、ゼロ歳児から2歳児は保育料金を納入していただいておりますが、お話のとおり、市民税非課税の皆さん、低所得世帯の皆さんについては無償化されています。

第2子以降の児童についてであります。国の基準に沿って、保育料金の多子——子供さんが多い場合の多子軽減を実施しています。当市は2人目は半額、3人目以降は無料であります。令和3年9月時点で第2子の軽減を受けている児童は264人で、第3子の対象者であります。これが34人。軽減後の保育料金は平均で1人当たり月額1万5,094円です。

南魚沼市としては、第2子の保育料は既に半額となっているということから、議員のご提言ではここを減額、もしくは無償にすべきであるという趣旨のご質問、ご提言だと思っておりますけれども、現在のところ無償化については考えておりません。私どもとしては、例えば入園を希望する園児の全てをお預かりできる体制——様々あります。子育て世代に手厚い支援といっても、この料金だけの問題ではない部分もある。どちらを優先してやっていくかということではありますが、現在のところ第2子については半額という形で、ここは今のところそうでございます。

しかし、ほかの部分でも手厚い状況というのは、広い意味で言えば、例えば今年の出産におけるめぐちゃん祝い金の新設等々もありますが、そういった形で段階を経てやっております。第2子の半額、第3子は無料、今このところにありますので、この点はその域を出ないと考えているところでございます。

2点目のご質問であります。介護人材不足を補うためにさらなる処遇改善。これは本当にそのとおりだと思ってお答えします。人材確保の実態につきましては、第8期介護保険事業

計画、それと介護人材確保緊急5か年事業の現在初年度における現状を把握するために、市内の86の事業所に対しまして、介護人材実態調査を実施しています。新規の介護人材の必要人数は、この調査に基づけば全体で98人が必要であるという回答結果であります。

介護人材の充足状況で申し上げますと、これはこちらからの問いかけ——業務量で見るとちょうどよく配置しているかどうかという調査に対する回答で申し上げますと、事業者のうち49事業所、これは全体の57%であります。前回の調査結果より改善傾向の結果となっております。前回よりも改善した要因といたしましては、議員も触れられております介護報酬の処遇改善の加算、または特定処遇改善加算、これらによる賃金のアップ。十分かどうかは分かりませんが、こういったことが行われてきている点。そして、現場環境の改善に向けた施設の皆さんのそういう取組、これらが進んできたものであると分析しています。しかしながらですが人材不足は依然として深刻である。これは変わっておりません。そういう認識にいます。現在ある各種の人材確保事業をさらに周知して活用していただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。これは非常に大きなテーマでありますので、もちろんこれからも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の負担を軽減して促進をせよというお話にお答えします。高齢者肺炎球菌のワクチン接種については、肺炎による死亡の増加の対策として、南魚沼市では平成30年度まで国の定める年齢を対象とした定期接種のほかに、定期接種の対象とならない方を任意接種対象として、一部費用助成を行ってきた経過があります。市民の方の負担を少しでも軽減できるように、県内の医療機関ならばどこでも接種が可能で、医療機関によって個人負担に差が生じないように、現在県内統一の料金となっていることをご理解いただきたいと思います。

接種1回につき8,138円で、このうち3,438円を市が負担して個人負担分は4,700円となっております。平成31年度で申し上げますと、2,590人の対象者がおられますが、このうち接種率は19.65%でした。令和2年度に進みますと、若干減っているのですけれども、2,490人の対象者に対して接種率は26.17%、これはずいぶん上がっている状況であります。

いろいろご議論があったり、ご提言いただく内容もあるかと、それは十分分かるのですが、先ほど申し上げましたように、県内統一料金でそれぞれ個人負担に差がないようにという配慮もされているということ、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議 長 ここでは中沢議員にお願いしたいと思いますけれども、(1)の質問終了までをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて若干、12時を過ぎたらお許しいただきたいと思いますが……

○議 長 それは問題ありません。

○中沢一博君 議長からそういうふうなことがありましたので、すみませんがお許しいた

だきたいと思います。

最初の子育て世帯へ手厚い支援を、という第2子の保育料無償化につきまして、今市長からご説明いただきました。今現在は考えていないという部分であります。率直に回答いただいたわけでありませけれども、全国的には保育待機者をゼロにしようという動きが今一番の部分であります。ですけれども我が市においては待機者はゼロであります。そういう面においては、全国に先駆けて次の段階に入ってもいいのではないかと私は個人的には思っているわけであります。

そうした中で、この保育料の料金だけではなく、先ほど市長もおっしゃったように、今年度からめぐちゃん祝い金を実施していただきました。実はこれは私が聞いておりますと、正直のところ子育て世代の方からは大好評であります。私は当市の子育て大賞をあげてもいいと思っているくらいであります。そのくらい多くの方からありがたいですというお言葉をいただいているのも事実であります。

そうした中で、今現在、共稼ぎが増えているわけであります。国のほうも3歳から5歳という形になりました。でも現実にも今、南魚沼市を見たときに、1歳を待つかのごとくに保育園に入園しているのが現実であります。そのくらい今、共稼ぎの世帯も多くなってきているということでもあります。

そうしたときに、やはり子供を預ける親にとっては保育料というのは大きな負担になっているわけであります。国もそういう制度にしたわけです。先ほど市長が述べていただきました、9月1日現在で減免を受けている方の児童数は、264名であるという部分であります。それで1人当たりの金額もおっしゃっていただきました。1万5,094円。これは全体ですと、月額で398万5,010円になるわけであります。そうしたとき、この予算をできないという部分をいただきましたけれども、実はこの予算を捻出できれば実現が可能なのです。月額398万5,010円。年間で申しますと4,780万円であります。この予算が捻出できるかどうかということなんです。

この金額を市長はどのように見られているのか。今、南魚沼市にとって人は大事な宝であります。家族の宝でもあるけれども地域の宝であります。この部分をお聞きになられて、次の介護人材を見ても同じように、今後、人づくりというのが国家戦略の大事な中枢に来ると私は感じているわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて
ちょっと質問させていただいていいですか……

○議 長 はい。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて
質問させてください。

人づくりというか、子育てというか、そういった人づくりが国家戦略の最大の課題であることについて市長に答弁を求めているのでしょうか。

〔「ではなくて、大変失礼しました。私が言ったこの数字に関しまして」と叫ぶ者あり〕

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

質問が下手で大変失礼いたしました。端的に申しますと、そうしている大事な部分の中で、1人ずつが大事になってくるときに、私たちが次の子育てと考えるときに、この年間4,780万円という数字を見て、市長はこの金額をどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

すみませんでした。ありがとうございます。4,780万円のそういう財源負担があればできるということは、私どもも計算して分かっています。が、子育ての手厚い施策の中には、この第2子の部分の半額をやっている。加えてそれをもっと全額、全部無償にすることも、それは1つにあると思いますが。繰り返しになりますけれども、この後、ほかの議員の皆さんからご質問されている保育の環境の問題がありますので、今ここでは長々と申し上げませんが、例えば配置の問題で手厚くやることも含めて、それは受け入れた側のことだけではなくて、実際は子育て全般に関わってくる問題であります。

なので、単にその保育料金を下げることだけが手厚いものではなかろうかと思えますし、私どもとしては、様々な保育行政全体のことを1つずつ順番づけてもやっていく。それはよりよくしていきたい。負担も軽減していきたいことは、これは議員も私も同じ考えでありますし、担当課にとってはもちろんそれはそうであります。が、今その順番を越えて、こちらのところを抑えてでもこの第2子半額をやっている。これで不足だからもっと全額にしると。こちらのほうが先に立つかどうかという視点で私は申し上げているつもりであります。決して冷たい、冷酷な気持ちで、これはこれくらいの負担があってもそんなことは考えない、皆負担してもこれはできるでしょうと、そういう言い方をしているわけではありませんので、この点をご理解いただけると思うのですが、いかがでしょうかということでもあります。

もう一つは、半額か全額かとかそういう議論だけが——市政においてはほかのことでもそうですけれども、よく市民の皆さんからも言われることがある。給食費を無償にしてくれと。ただそういうゼロか100かという議論だけでこれまでどうも話が進みがちですけれども、そうだけではないのではなかろうかという思いもしたりしています。これは逆の問いかけはいけませんので申し上げますが、そういう観点にも立ったほうがいいのではなかろうかと思えます。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

それでしたら、正直言って市長のおっしゃるとおりに、ここの部分だけではなく子育て支援はいろいろな部分があります。ですから、ここだけやればいいという部分は、現実は見つからないのも事実であります。その中で、今おっしゃったように優先順位を一つ一つ吟味

しながらできるところは進めている。そういうふうに私も思っております。

そうした中で、ではちょっと別の角度でお伺いさせていただきます。この第2子はでは分かりました。そういうことであるならば、私自身率直な気持ちで質問させていただきたいと思うのは、例えば今、同じ第3子でも同時入園だと無料であります。上の子が小学校に上がればそうではなくなります。同じ第3子ですよ。今後、少子化対策を考えたときに、ほんの1年の差で、出産できるほんのちょっとの何か月の差でこういう部分が出るということ。私個人的には第3子だったら手厚い支援くらいしてもいいのではないのか。もっと多子世帯であるならば、というのが私の率直な考えですけれども、それについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

今のところでお聞きしていて、ちょっとあれっ、と思っているところもあるのですけれども、これは詳しくは担当課のほうに答えてもらいます。極めていろいろなことも考えてこの時間差と言っては変だけれども、お産みになった時期、年齢差があつて、それは一気に集中しないがためにするのであれば、やはりいろいろ考えることとかが必要かもしれませんし、いろいろあるとは思うのです。今のやっている制度が果たして本当に駄目だろうかと思いません。

言われている、ぜひ、いっぱい子供を産んで育てていただきたいという本心が行政にはあるわけですから。人口減の問題も含めて、将来を担ってもらう私たちの後輩としてもあるわけなので、その点で施策展開をやっていこうという方向性は、私は非常に腑に落ちるところがあるし、今後やはり考えていかなければなりません。今現在の状況と、今現在この検討に入っていないということだけはちょっとお知らせをさせていただき、今後の課題としては、今のご提言も十分いろいろな思いを巡らせていかなければならないという回答をさせていただきたいと思います。担当課のほうからちょっと答えてもらいます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

保育料金の多子軽減について回答いたします。保育料金ですけれども、基本的には同時入園している第2子が半額、第3子は全額無償化、無料となっております。しかし、低所得の方につきましては、小学校に上がっても第1子と数えますので、その方は小学校が第1子、幼稚園に入って、保育園に入っている方でも第2子という具合で数えていきます。

それからあと、市独自の軽減策ですけれども、これらの第2子の軽減を受けていない第3子の方につきましては、保育料金を20%軽減しております。これは小学校に2人、それから未満児に1人というようなケースになるのですけれども、そういう方は20%軽減ということを既に実施しております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

これは角度によっていろいろな考え方があると思います。今の部分で行政の立場からいえば、本当はしたいのだけれども、そういうわけにはいかないという部分もあるだろうし、保護者から見れば、何でだろうという部分もあるかと思います。今言ったように、納税額5万7,700円だったでしょうか。その一つの大体年収370万円の方をベースにした部分でこういう形になっているかと思います。この第3子の20%の軽減は、調べさせていただきましたら48名おられるようであります。1人当たりの金額は2万5,401円。

先ほど市長は金額のことだけを言わないでくださいということをおっしゃいましたが、参考のためにお話しさせていただきますと、月額で121万9,280円。年間だと1,463万円です。この部分をどう捉えていくかということ、市長がちょっと触りだけでも言っていただきましたので、今後こういうことも検討材料の1つにやはり入れていくことも大事な時期になってきているのではないかと私は感じるわけでありまして。今こうやってこども庁ができると言われている中、やはり私たち南魚沼市はどこよりも先駆けてしてきたと思っているわけですので、そういうことを私は市長に期待したいと思っております。

そうした中で、ちょっと別の部分でお聞かせいただきますけれども、今、国のほうでも満3歳の誕生日から、3歳から5歳まで無料になっているわけですが、そこでお聞きしたいのは、保育園や認定こども園は満3歳になっても、翌年の4月1日までは対象になりません。幼稚園はそうではないのです。3歳になったときから対象になるのです。でも保育園とか認定こども園は、例えば4月に生まれたお子さんが3歳になっても、今の制度は4月までの約1年間は無償にならないのです。そしてしかも2歳児というクラスは、利用料も3歳児に比べれば高く設定しているのも、多分、担当の方は分かると思います。そうしたときに、保育園の場合は翌年の3月まで2歳児クラスの利用料を払わなければいけない。これは国の制度だからそうなっているかと思います。だけれども、今当市が本当に子育て支援をさらに1歩拡充しようというならば、私は、自治体が上乘せしてでもそういうことも考えられないのかということをお聞きしたいのであります。

今はそういう自治体も出てきております。保育園は来年までできない。なのに幼稚園はできる。いろいろの考え方があります。でも、今、本当に子育て支援をどこよりもし、南魚沼に帰ってきてもらいたい、住んでもらいたい。そういう思いがある中で、こういうことも上乘せ実施している自治体も出始めてきています。市長のお考えを——どこかがやるからどうかということをお聞きしているのではありません。市長自身としてその率直な気持ち、今の制度をどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

これは私は本当に情けない話ですけれども、具体的などころまでちょっと分からないところもありましたので、今なるほどと思って聞いていますが、ここでどう考えているかということについて私から回答は今の段階でできませんので、これだけはちょっと分かってくださ

い。しかし、なるほどと思って聞いております。この辺については、担当部、担当課のほうに答えてもらいますが、事実確認もしたり、また国の制度に乗っかっていけばそうならざるを得ないのだということであれば、ではどうかということについてはやはり今後いろいろ考えていってみたい。

しかしながら先ほどの答弁でも言ったように、全部やればいいのですがいろいろなことがありますので、その中でやはり全体として子育ての環境がいいという地域にしていかなければならないと思っている。ここでお約束することはできませんけれども、そういう意味で聞かせていただきました。担当部のほうにちょっと答えてもらいます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

議員がおっしゃったとおりに、幼稚園については満3歳から入園できるということで、3歳から無償化になっております。保育園については、3歳が来た次の年の4月1日から年少という扱いになりますので、そこから無償化ということで、保育園と幼稚園の中でこの考え方がちょっとずれていると、違っているところがあります。これは国の制度によってそのようになっているわけですがけれども、こちらとして考えますのは、保育のほうが保育時間が長い。幼稚園はお昼過ぎにもう終わってしまうということで、時間を合わせるためにそのような制度になっているのだろうと思っておりました。

議員のご質問の今後どうするかということですがけれども、その件につきましては、担当課としては何もまだ考えておりません。いろいろな財源の問題も含めまして、多方面からちょっと意見をお聞きしてそれが実施できるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

了解いたしました。あれもこれもというのはそんなにできないのは、私も議員をしていて感じます。ですけれども、ぜひできることから、やはり皆がどう考えてもそうだよなというような部分から検討していただきたいということをお願いして、1問目の質問を終了いたします。

○議 長 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開を1時15分いたします。

[午後0時06分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時13分]

○議 長 質問順位3番、議席番号16番・中沢一博君の(2)の質問から進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 先ほど昼休みに議会運営委員会が開かれ、今回、新潟県の新型コロナウイルス

ルス感染症での時短要請の協力金に、3億5,800万円ですか、予算を計上していただいたという追加議案が出ました。報告いただきました。担当現場にいる方は、いち早く国が、県が、そして市が応援してくれる、そういう報告をいただきまして、何とか希望を持った中で頑張っていたきたい。そんな部分で説明を受けた次第でございます。

希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

それでは、一般質問に移らせていただきます。2点目の介護人材不足を補うために、さらなる処遇改善対策をとという部分で再質問させていただきたいと思っています。やはり介護人材不足は処遇改善が最重要の対策でありまして、2009年度から約10年間で月額平均7万5,000円程度の積み増しがなされてきました。他業種からの受入支援も強化してまいりました。市独自の介護人材確保緊急5か年事業においても、何としても進めたいという市の強い思いというものを感じる次第であります。

市とはまた別に、国も今年度から転職する人を対象に最大20万円の支援金を貸し付けて、2年間働き続ければ返済が免除になるという新規事業を創設しました。そうしますと市と合わせると、何と40万円という今までの施策からは考えられないようなお金を投資して、本当に介護人材を確保したいという思いが伝わってくるわけでありまして。本当にあらゆる施策を総動員した中で、やはり介護事業の増大に対応しなければならないわけは、先ほどの市長の答弁を見ても感じるわけでありまして。

そこで、当市の支援金も進めてきました。まだ月日がそんなにたっていないものですから、先ほど市長からは49事業所で改善されているというご報告をいただきました。もし数字的に出ているようでしたら、どのように推移して、どのくらいこの施策によって介護人材が入っているのか。やはり今後の施策にも重要な一面かと思っておりますので、そういう面をもしつかんでいたらお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

ありがとうございます。再質問にお答えしたいと思います。底上げの部分とちょっと離れてしまって、介護人材確保緊急5か年事業の評価としては、この辺はどう変わっているかと私も聞きたいところがあるのですけれども、私が報告を受けている段階では、始まったばかりなのですぐに効果として表れるということは、なかなかまだ難しいということは聞いているのです。今、現状どういふことがあるのかということにつきましては、この後、担当の部・課のほうから答えてもらうことにします。

いずれにしても効果が表れてほしいと思っているわけでありまして、先般、どの場面だったかちょっと忘れてしまって申し訳ないのですが、それを励みに募集を強化していきたいということとか、ケアマネさんからはいろいろな意味でモチベーションが上がったとか、そういうことを聞いているわけですが、具体的なことについては担当部・課のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

今年度から始まりました事業、4項目ほどございます。年度の途中ですので、先ほど市長が言われましたように、効果というのはなかなかまだどうかというのは申しづらいところですが、実績であります。申し上げます。

4つあるうちの1つ、新規・移住定住就職支援金、こちらのほうが5件の申請。5件であります。カムバック支援金、こちらはまだ1件の申請。これは非常に期待しているところですが、まだ1件の申請でございます。次のケアマネエール支援金です。こちらが35件。もう一つありますケアマネスタートお祝い金のほうですが、これがご存じのとおり実務研修の受講試験、それに合格した後の就職でありますので、受付自体がまだ12月からということで、これは実績がございません。以上になってございます。

以上です。

○議長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

まだ数か月しかたっていないのですけれども、こういうふうにも6件の申請があり、またケアマネさんに関しても35人の方にといい、本当にありがたい。今までなかなか厳しかった部分でも、着実にこうやって国を挙げて、また市を挙げて人材確保されているという部分を、やはり市民の皆さんもこの部分に関しては、注視していただければありがたいと思っています。今、こういうコロナ禍で大変な思いをされている方もいっぱいいますけれども、判断材料の1つにさせていただければありがたいと思っている次第であります。

その中で、当市の介護実態を見ますと、施設利用者の割合は、全体ですけれども23.7%あります。そして在宅介護の割合はやはり多くて76.3%であります。これはいかに介護施設のニーズが多いかというのが分かる部分でありますけれども、今、待機者も平均1年6か月という形で私どもに報告をいただいております。そうした中で、介護度の高くなる分だけ施設利用者が多いわけですが、今、介護度4の方は施設利用者が59.5%であります。そして在宅割合が40.5%と報告を受けております。介護度5になりますと、施設利用者の方は何と72.3%、そして在宅が27.7%という報告を私どもは受けております。

やはり今後のニーズを考えたときに、介護保険制度というのは、あくまでも介護を必要とする人を支援するというのがこの制度であるわけでありまして。そうした中で、私は在宅がやはりこれからも多くなっていくと思っております。またいかなければいけないと思っています。そうしたときに、やはり介護側をどう守るかということも、これから介護の分野で必要になってくるかと思っております。

今後の状況を見た中で、いつも言われる地域包括ケアシステムの構築が大事になってくるわけでありまして、これは幅が広いので今回は触れないにしたいと思います。ただ1点だけ、市長からも我が地域において、12地区の部分の何とか地域で支え合う体制をつくりたいということ、前の質問のときにも答弁いただきました。そんなに年数がたっていないのですけれども、その後動きとかそういうものがありましたら、または市長の思いというも

のお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

12地区のことをずっとと言ってきましたが、ようやく上田の地区で、まめでいきいき……（何事か叫ぶ者あり）倶楽部。ということで、まちづくり協議会——向こうはちょっと名称がまちづくり協議会という名前ではないのですけれども、いわゆるまちづくり協議会の皆さんと一緒に、各家々からの足の問題も含めてやったりしています。まだ本当に始まったばかりという思いですが、いずれは健康増進、健康寿命の延伸ということも含めて、様々な課題に応えていきたい。その中では訪問医療の問題とかにも触れていく時期がくれば、これはまた1歩前が出る、何歩も前に出ると思いますが、そういう状況を目指していきたいと考えているところです。

ちょっと足りないところがあれば、担当のほうに答えてもらいたいと思いますが、今のところはいいのかなと思っております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

まずは1歩ということで踏み出したという報告をいただき、市長からも今後は全地区にそういう健康という部分、予防という部分を含めた中で進めたいという発展的答弁をいただきました。本当にありがたいと思っております。

そうした中で、やはり今後の状況を見たときに、どうしても私は在宅介護が主流になってくると見るわけであります。やはり地域が守り、支え合うというこの大切さを私たちは共有しながらやっていかなければいけないと思っているわけです。そこで、この質問でさせていただきましたように、介護を支える家族にとって、心のケアの部分もそうです——今いろいろな角度で何らかの支援をされているかと思えます。そうした中で、ちょっとまた金額の話になって大変恐縮ですけれども、我が市は在宅要介護高齢者家族手当をやっております。やはりこれから在宅が多くなって、この制度を171人が利用しているということが、今回の説明の中に載っております。767人いるわけであります。

うちは介護度4以上の3か月以上という部分があった中で1歩進めているわけですけれども、その中で、大変恐縮ですけれども、今、年1回、3万円を支給しているかと思えます。前に私も説明を受けたときに、これは支援金というかそういうものではなくて、本当に頑張っている応援というか、お疲れさまというような感覚での金額の形でやっているとお聞きいたしました。その部分を考えたときに、今この3万円というものが——やはり限りがないですけれども——そのときの執行部の答弁は、これはせめて1年間に1回くらい家族旅行ができるような、そんな思いで応援をさせていただきますという、そういう感じを含めた金額になっておりますという説明がありました。

その後、この3万円という部分。これから在宅介護が多くなって——施設に入りたくても、なかなか入れなくて待機している人たちもいるわけであります。そういうときに、お金だけ

ではないのだけれども、私は何らのメッセージを市として送れないのかということを感じる
1人でありますけれども、市長はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

議員がお話になっているそういう思いは非常に分かります。うちも祖母が寝たきりでずっと続いていましたので、今よりもはるかにいろいろな制度がなかったと思います。ただ、今はデイサービスとかショートステイとか様々ありまして、本当によくもなっている。

そしてお話の向きのとおり、これから在宅の介護が増えていく。その中でこの保険制度も当然状況を見ながら、どこまでのことができるのかという思いを巡らせていますが、今のところちょっと私としては回答が出ません。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

これはお金だけの面を言うわけでもないのですけれども、以前お聞きしたときに、在宅で市が負担を補填している部分が、大体7万円から10万円であると。施設だと27万円から29万円くらいだと。これはお金で——変な意味で聞き取らないでいただきたいと思うのですけれども、そういう数字をお聞きしたときに、もう少し何らかの形でできないのかなというのが、私の正直言って率直な気持ちです。ぜひ、その部分を検討していただいた中で、時代の流れというものを酌んでいただいて、できることとできないことがありますけれども、まずは検討していただきたいということを要望する次第であります。

では、最後の部分に入らせていただきます。質問させていただきます。高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の負担軽減についてでありますけれども、先ほど市長からご答弁いただきましたように、65歳以上、8,138円かかるところを、大体3割の3,438円を助成して、自己負担は4,700円になっているという説明がありました。2014年から5年間しましたけれども、なかなか5歳刻みという部分がありましたが、その後も5年間延長してまいりました。

しかし、問題なのはやはり接種率が伸び悩んでいるという状況。私は専門家ではないですから、本当の詳しいことは分かりませんが、コロナ禍に、やはり肺炎というものは、私はすごい影響があるのではないかと推測するわけであります。前の65歳以上の死亡の5位が肺炎です。80歳以上が多分1位かと思います。そのくらいこの肺炎というものが実は怖い病気です。それがワクチン接種で少しでも予防できるというそういう部分で、実は市長もお分かりのとおり、国が定期接種をする前に、我が市はこれを実現したのです。そういう事実があるのです。それにもかかわらず、今接種率が19%から26%という低い数字になっている。これを執行部はどのように捉えていますでしょうか。お伺いさせていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

私も高齢者になってからではなくて、もっと若いとき、7年前くらいに肺炎で1か月ほど

入院したことがあって、あのときは自分でも死を感じ、死ぬかもしれないと感じた経験があります。やはりこれを高齢者のときになったら、具合の程度もあると思いますが、かなりきついものだろうと。まさしく死因の一つの非常に高い位置にあるということなので、そういう思いがあるわけですが、私も専門的見地がちょっと分からないところもあります。

現在、特命的な医療関係のところでは副市長を据えて頑張ってもらっていますので、そこからちょっと答弁してもらいたいと思います。この数字が低過ぎるのかどうかということとはちょっと私も分からないし、今伸びているのか接種率が上がっている、このこともどう捉まえるかということもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

議員がおっしゃるように、肺炎というのは高齢者にとって大変な問題で、このワクチンの普及を図るとするのは、大切な問題だと思っています。後でなぜ上がらないかという話の前に、自己負担との関係をちょっと申し上げますと、新型コロナウイルスワクチンというのは臨時の予防接種で、予防接種法上、法定受託事務として国の代わりに市町村がやるということで自己負担はありません。その他、集団に対する対象として、まず定期予防接種の中に公衆衛生的な観点から集団を対象にやる予防接種としては、ヒブワクチンとか、同じ肺炎球菌ワクチンでも子供の小児肺炎球菌ワクチンとか、それからいろいろあるわけです。日本脳炎、風疹とか麻疹とかですね。これはA類疾病といいますけれども、そういう目的。

それでB類疾病というのは、それを受けて個人の予防のためにやるのだけれども、結果として集団というか公衆衛生に資するという分類がございまして、これはB類疾病と言われておりますけれども、それは法律ではインフルエンザと、それから政令で肺炎球菌ワクチン、成人肺炎球菌ワクチンがなっているわけでありまして。

それで、これらについては、結局各市町村で負担が不均衡にならないように、新潟県が音頭を取って全市町村と医療機関と集合契約という形でやっております。したがってそれぞれ、A類疾病であれば事柄の性質上自己負担なしと。B類疾病であればインフルエンザは幾ら、肺炎球菌ワクチンは幾らという形になっているわけでありまして。その額につきましては、先ほど市長が答弁されましたので申し上げますけれども、そういうふうな形で5年に1遍の4,700円が高いから受診率が悪いという感じではないと思っています。

私は集団予防接種会場、高齢者の会場に全部行って、かなり問診をやりましたけれども案外関心がまだ薄いのです。したがって、これは先ほどの制度論が考えて、自己負担が安いに越したことはないと思うのですけれども、問題はやはりワクチン接種の意味ですね。それによって非常にこの肺炎で死ぬ確率が低くなるということを積極的に啓発する。あらゆる手段で新型コロナウイルスワクチンの問診の際にも啓発する。そして、これが非常に寿命を延ばすのだと、ADLをよくするのだということを理解されれば、ああ、そうですか、ということとで上がるのではないかと思います。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

専門的見地から説明をいただき、ありがとうございました。なかなかまだ私も分かる部分、分からない部分もあったりしたのですけれども、やはり感じるのは制度が十分周知されていないのではないのか。例えば5年おきに来て、そのときだけはあるけれども、あとは正直言ってなかなか受けられないというか、実際4,700円の個人負担のときでなければ、8,000円幾らかかるわけでありまして、高齢者にとって今8,000円幾らというのもなかなか実は大きい問題になっているのも事実かと思えます。

そういうことも今後は全員云々という部分とはまた別に、いろいろな角度でどうしたら命を守っていかれるか。先ほど市長がおっしゃったように、1か月入院されたとお聞かせいただきました。私が以前調べたときに、1か月入院すると医療費だけでも五十何万円かかっているのだそうです。そのくらいやはり行政も実際のところはかなりお金も必要になってくるわけですし、やはり何といたっても一番大変なのは今おっしゃったように、個人であります。本当にもう不安との闘いの中でそういう状況になるわけですから、ワクチン接種ができれば、そこが5年間は大丈夫だと言われているわけですから、その啓発というものをさらに進める。こういうときだからこそ、なおさら進めるということが私は大事だと思っています。

そこでちょっと1点お聞かせいただきたいのは、県で統一してやっているということでありまして、これは例えば市独自で助成をし、少しでも負担軽減をしてでも推進しようということではできないのでしょうか、できないのでしょうか。政策的にどんなものなのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

その点につきましては、私はちょっと正確なところは分かりません。分かりませんので、担当の部長、もしくは分かる方に答えてもらうことにします。県の中でうちだけがそういうことをやっていいかどうかという、申合せがあつたりするのかとかも含めてです。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

この新型コロナウイルスワクチンも、実際はどの医療機関で受けてもいいように、市町村と知事会を通じて医師会と集合契約を結んでいるのです。したがって、この予防接種法の制度に乗っかって地方自治体としてやるときには、この制度に参加するという形で行わなければいけませんから、それは理論的にはやはりそれから外れるということは難しいのだろうと思えます。

ちょっとプラスアルファで申しますと、肺炎球菌ワクチンでも2種類ありまして、今お年寄りが打っているニューモバックス以外に、子供が打っているプレベナーというのがありますけれども、それぞれ肺炎球菌の種類の対象が違うのです。したがって、独自にまたプラスアルファで何か事業をやるというのは、理論的にはあると思えますけれども、今の予防接種

法上のB類疾病の対象としてのパターンでありますと、この枠を超えてやるというのは、理論上はあり得ても実務的には難しいのではないかと考えています。

ですから、逆に私が言う話ではないかもしれませんが、これは結局B類疾病にするか、A類疾病にするか、ものの価値観の問題で制度論の問題ですから、国会において、こういうことを議論していただければと思っています。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 希望と活力の南魚沼市へ。子育て・高齢者福祉のさらなる向上に向けて

ありがとうございます。私は素人なりに、今のコロナ禍、重症化で病床がなくなって、本当に大変だとマスコミ等で連日報道されている中で、私たちにもできることがあったらやるというのが、皆で自分の命を守るということも大事だと思います。ぜひそういう部分で啓発を進めていただいた中で、こういうことを全国的なうねりとしてやっていくのも、我々議会の大事な仕事ではないかと感じて、質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議 長 以上で、中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を1時50分といたします。

[午後1時38分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後1時50分]

○議 長 なお、19番・関常幸君及び21番・牧野晶君より早退の届けが出されましたので、報告いたします。

○議 長 質問順位4番、議席番号6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

それでは、議長に発言を許されましたので、大項目1点のみ、少子化対策の推進について質問いたします。

令和元年に実施された、まちづくりに関するアンケート調査の結果を見ますと、総合的な人口減少対策は現状評価が最も低く、今後力を入れて取り組むべきことでは最も高くなっています。市の人口推移は合併した平成17年度6万2,869人から平成24年度までの8年間で、平均約300人ずつ減少しました。6万人を割って、5万9,928人になった平成25年度から平成30年度までの6年間の平均では約600人ずつという、それまでの倍の減少数となっています。そして令和になってからは年間約800人ずつ減少し、ついに令和2年度末には5万5,000人を割り込み、今年7月末の人口は5万4,703人となりました。このように予測をはるかに超える加速度で人口減少が進んでいるのが現実です。

総合戦略の令和元年度取組状況では、社会増減数、合計特殊出生率、出生数はいずれも目標に対し未達成です。特に出生数は平成30年度に400人を割り込み、令和元年度は347人と、20年前の半数程度になってしまいました。常に最新の数字を捉えながら今後の市政を考えなければならないと痛感します。

そういった経過の中で、市は人口減少への対応を実践的に推進するため、戦略プロジェクトを組み込んだ第2次南魚沼市総合計画後期基本計画を策定し、人口減少対策をまちづくりの最重要課題の1つと位置づけ、今年度から後期5か年の取組を始めました。具体的には、めぐちゃん祝い金という市独自の出産祝い金を、5か年計画としてスタートしました。第1子12万円、第2子15万円、第3子以降20万円という少額であっても、出費が増える出産時にお祝い金が支給されるのは大変うれしいことだと思います。

しかしながら、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されています。全国的に感染症拡大が繰り返される非常事態の中で、家族が出産時に病院で付き添うこともできず、早産、死産の事例も報道され、不安材料になっていると推測されます。さらなる出生数の減少が心配です。令和元年度の合計特殊出生率は、前年の1.43から1.32にまで落ち込みました。小千谷市1.66、十日町市1.68、魚沼市1.53、県合計1.38より低いという大変深刻な現状を直視し、何が足りないのか、何かできることはないか。市民ニーズを的確に捉えなければならぬと強く感じます。

まちづくりアンケート調査の定住意識として、平成21年の結果と比べ、調査するごとに住み続けたいの割合が低くなり、将来は市外に移りたいが高くなるという傾向は本当に大問題です。今住んでいる市民の満足度が上がることが一番の市のPRになるものと思います。総合計画の目指すべき将来の方向性としての、安心して子育てできる環境づくりには、若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望を叶え、将来を見据えて安心して子供を育てられるまちをつくる、と書かれています。計画を立てたら実行しなければなりません。今こそ安心して子育てできる環境づくりが重要であり、最優先で取り組むべきであると考え、次の5点について伺います。

(1) 今年度の保育園・認定こども園入園案内の3ページ。保育の必要量に応じた区分には保育認定(2号・3号)については、「保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります」とありますが、そのただし書には「認定を受けた場合であっても、保護者が保育できない時間での利用となります」と書かれています。国はこの点について具体的には示しておらず、市町村で決定した文言であると言いますが、この1文により、平日に保護者が休みの日は園児を休ませるよう玄関に貼り紙をして、今年度から厳しいルールをつくっている保育園もあります。入園のときにはそこまで詳細な説明はなく、保護者からは公立保育園と違い過ぎて不公平だ、統一すべきだ、との不満の声が上がっています。市の子育て支援に対する姿勢が問われています。

第2期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画の平成30年12月に実施したニーズ調査結果を見ると、ゼロ歳から小学3年生までの母親の83%が就労しており、その中で50.1%はフルタイムであり、平成26年調査の37.3%から大きく伸びています。子供の年齢と母親の就労状況でも、ゼロ歳で8割、1歳から2歳でも9割が働いており、前回以上に子供の年齢が上がるにしたがい増える傾向です。つまり未満児の子育て中でも8割から9割が共働き家庭であると言えます。曜日に関係なく働く交替勤務や、早番、遅番、夜勤の時差出勤の業種も多

くなっている今、働きながら子育てするための保護者の支援こそ重要であると思います。今の子育て世帯の実態に沿った入園案内に変更する考えはあるかを伺います。

(2) 公立保育園で感染症対策や雑草処理等の業務について、小学校のように会計年度任用職員やシルバー人材センターを利用して保育士の負担を軽減し、保育施設の環境整備を進める考えがあるかを伺います。

(3) 就学援助制度について、国は要保護児童生徒援助費補助金予算単価の令和3年度単価を引き上げました。それに合わせて、湯沢町、津南町、魚沼市、十日町市、小千谷市など近隣市、町でも見直しが進んでいます。当市でも学用品、新入学用品、体育実技用品、校外活動費の支援支給額の見直しが必要と思うが、どうかを伺います。

(4) 医療的ケア児の支援について、現在は学校に看護師を配置していますが、会計年度任用職員のため、仕事の大変さと責任の重さの割には雇用条件と身分が安定していません。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することと、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が今年6月11日に成立しました。これにより地方公共団体、保育所の設置者、学校の設置者等は努力義務から責務になりましたので、看護師を各学校で募集するのではなく、市民病院との連携で継続的、安定的に受入支援ができないかを伺います。

(5) 通学の安全確保について。①小学生は徒歩での通学距離が長く、除雪で流雪溝の蓋が開いていたり、空き家の落雪等で危険な箇所も多く、保護者や地域から心配する声があります。通学途中で側溝に落ちたという事例もあったそうです。冬場のバス通学の拡大や雪国特有の身を守る防災教育も重要だと思いますが、検討しているか伺います。

②12月議会一般質問の中で、「学校、保育所、公園、病院、街路樹、このような所で、周囲を気にせず農薬を散布していませんか」「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」という農林水産省のリーフレットがあることをご紹介します。病虫害や雑草の早期発見に努め、農薬使用の回数と量を減らそうと書かれており、農薬を使用する場合に守るべきことには、「農薬の散布は風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に近くに学校・通学路がある場合は、子供に影響の出ないように注意しましょう。事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょう。過去の相談等により化学物質に敏感な方が居住しているのを把握している場合は、十分な配慮が必要です。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者の連絡先を含めましょう。近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。」とあります。また、農薬にはガーデニングや家庭菜園用のスプレー式殺虫剤や殺菌剤、雑草対策の除草剤も含むとなっています。

通学路の歩道に泥が堆積し、両側のガードレールより高く草が伸びて歩きにくい場所も多いです。そのため、地域の方が見かねてやむなく通学路に除草剤を使用しているようです。県には通学路は特に優先して管理するようお願いはしています。しかし、地域の方々がこの注意事項を知らなければ、守るべきことの徹底は難しいのは当然です。知らずに毎日歩いている子供たちへの影響が心配です。

昨年12月の一般質問で、区長会などでリーフレットを配布し周知できるのではないかと提言しましたが、区長会は今年も中止でした。この除草剤散布を行う上での守るべきことについて、地域への注意喚起の広報はできているかを伺います。

壇上では以上といたします。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問に答えてまいります。

少子化対策の推進について

大項目で少子化対策の推進ということですが、5つのそれぞれのところにお聞きになっておりますので、ちょっと時間が若干最初かかりますのでよろしくお願いします。

1つ目の保育園の入園案内のことに絡んだ問題であります。市内の保育園・認定こども園を利用するためには、市の教育・保育給付認定を受ける必要がまずあります。市は保護者から提出された申請書に基づいて園児の利用時間を決定します。利用できる時間は保護者の就労等で保育が必要な時間となっているということから、保護者が保育できない時間での利用となることを入園案内に記載しているということです。

この保護者が保育できない時間については、入園申請の際に就労先から提出をされる就労証明書などにより確認しているということでもあります。ご質問の中に、平日保護者が休みの日は園児を休ませるような厳しいルールのある園もあるとあります。調査を行っております。公設民営の園において議員のご指摘にあるような対応を取っているところがありました。しかし、この園につきましても一律に適用しているわけではなく、個々の家庭状況に応じた対応であるということを確認しています。

ご質問にあります入園案内の変更につきましては、保護者の勤務形態が多様化している時代、これは私どももそのとおりだと思っております。保育園・こども園の園長さん方、そしてPTAの代表の皆さん、学識経験者など、これらの皆さんで組織しています南魚沼市子ども・子育て会議、こういったものが設置をされておりますので、ここでこれを招集し、この会議での意見を参考にして検討してまいりたいと考えております。

実は市長職の私のところにも、議員のところにも、保護者の方から今ほどのそういういろいろな訴えがあったのかもしれませんが、私のところにもこれまでいろいろありました。が、今ほど申し上げたところも確認して、その方々とやり取りをして、私は一定のご理解をいただいていたと思っております。加えまして、今ほど私が申し上げた保育園に勤めている職員の方にも、実際のところどうだろうかということを、私としてはいろいろな調査をしていますが、この中でも今申し上げた回答どおりのことになっておりまして、そういう形でありました。

後段申し上げました会議等を招集して、今の状況に合わせた形でやっていく。市としても一律に厳しくなどとそういうことばかりを考えているわけではありませぬので、その旨でまたいろいろ話をしていきたいと考えています。ただし、やはり親と子の関係という就労だけ

ではない、いろいろな深い意味を持っていると思いますので、これらも加味してやっていきたいと思います。それが子育てではなかろうかと思っているところでございます。

2つ目の課題であります。感染症対策とか除草処理の業務の問題であります。まずは保育園の感染対策については、保育園の職員が保育の空いた時間を利用して除菌作業に当たっています。現在の状況で、新たに感染対策のために会計年度任用職員——ちょっとラジオ等で聞いている方は分からないと思います、臨時職の皆さんということですが——旧名はそうですけれども、この採用をする計画は今のところありませんけれども、今後必要となれば、やはりいろいろな形で検討していかなければならないと考えております。学校現場では教職員の皆さんのそういう過度の働き方、こういったものにも対応してきているという状況もありますので、これは必要があれば取り組んでいかなければならないと考えております。

雑草の処理について申し上げますと、5月から10月にかけて月に1回程度、環境パトロール員を中心として、子育て支援課の職員もこれに加わって園庭の草刈りを実施したりしています。また、保育園の環境整備などのさらなる充実を図るため、今年6月からは新たにこの環境パトロール員を1人雇用しまして、3名体制で現在、公園、保育園の環境整備作業を実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目の就学援助制度であります。国が令和3年度予算単価を引き上げて、これに合わせて近隣市でも見直しが進んでいるというご指摘ですが、当市の支給額の見直しは、これが必要だがどうだということではありますが、就学援助制度における援助単価は国が示す基準額に基づき改定を行っています。今後、国の基準額の増額に合わせて、市も基準単価の増額を現在行う予定でおりますので、よろしくお願ひいたします。

4点目のご質問であります。医療的ケア児の支援の問題です。学校に看護師を配置しているがということ。雇用条件と身分が安定していないということのご指摘ですが、この中で議員は市民病院との連携で継続的な支援ができないかということでご提言であります。今年6月18日、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布されました。9月18日から施行されます。これにより、保育所や学校には医療的ケア児に対する看護師等の配置が責務として課され、一方で市町村は医療的ケア児が在籍する保育所や学校への支援に加え、医療的ケア児とその家族に対する支援にかかる施策を実施する責務を有するということになります。

南魚沼市ではこういう法律の前に、平成29年度、早い取組でありました。南魚沼市立の学校に学校看護師を配置して、医療的ケアを必要とする児童への支援を行ってきています。現在、南魚沼市立の学校には支援が必要な児童が4名います。これらの児童が学校で教育を受けるためには、医療的ケアを担う看護師の配置が不可欠であります。そういうことで私どもも取り組んできております。充実した支援のためには、南魚沼市立の学校2校にそれぞれ1名の看護師の配置が必要ですが、安定的に看護師を確保できない。複数の看護師が日替わりで担当しているという現状で、何とか今しのいでいるという状況です。このような状況の中、看護師の安定的な確保に向けて、昨年度より医療的ケア児を支援するNPO法人と

連携しまして看護師確保に向けた取組を続けています。時給の増額とか、賠償保険の整備など、雇用条件の改善に努めていますが、看護師不足という問題、応募がない状況が現在続いているというのが現状です。

一方、市民病院と教育委員会は学校看護師の確保に向けまして、情報交換を行ってまいりて、このNPO法人とも情報共有しながら課題を整理しています。今後もこのNPO法人や市民病院などの関係機関と連携して、安定的な看護師さんの確保によって児童・生徒が学校で学ぶ機会を整えていきたいと考えています。これはずっと続けてやっています。大変大きな課題でありまして一概に言えません。国が法律でこうやって整備してやること、これは非常にいいことですが、現場はそれどころではないというところが本当のところでもあります。しかし、これに立ち向かっていることをぜひともご理解を賜りたいと思っております。

5つ目の問題であります。通学路のことです。雪があります。流雪溝もありますし、冬場のバス通学の拡大もやはり望む声大きい。そして、防災教育の視点についてお尋ねであります。通学路の安全確保は地域の皆さん、また登下校時の見守りを行っていただいている——本当にありがたいことでもあります。危険箇所を教職員も、またPTAの皆さんも地域の皆さんも点検していただいて、早期の発見と改善に努めてきていただいています。市内の小学校では児童が地域を調べて、危険な場所を自分たちで調べて地図に落とすとか——よく目にすることがあると思いますけれども、そういう地域安全マップづくりに取り組んだり、これは雪だけに限りませんが、危険な場所を認識するようにしています。

冬季バスの問題であります。これは運行基準を夏の期間、いわゆる冬以外の期間よりも緩和しまして、おおむね2.5キロメートル以上となる場合は運行対象としています。しかし、歩道の状況とかそれぞれ道によっても違っているということから、一律に判断することが難しい状況もあります。できないという問題もあります。今後も地域の状況などを把握しながら、柔軟な対応を心がけていきたいと考えております。

防災教育についてです。学校教育においては今、生きる力を育む学校での安全教育が重視されてまいりて、各校のそれぞれ教育課程で明確に位置づけられています。計画的に学習が行われていると考えております。県では平成16年中越地震、そして平成19年の中越沖地震などでの経験を踏まえまして、安全教育、防災教育の充実がそこからもまたさらに図られているということをお聞きしています。そうした中であります。平成26年に作成されました県の防災教育プログラムにおいて、通常の災害に加えまして、雪国特有の雪災害編——雪による災害、こういった非常に特有のものであります。これが示されています。各校ではそれらを利用して防災教育を進めているということです。

いずれにしましても、防災教育は主体的に状況を判断して、自分、そして他者——自他の安全を守るために行動する力を身につけることを目的にしたものと考えてまいりて、自らが暮らす地域の自然環境を踏まえた防災教育を進めているところであります。

最後の除草剤散布の問題であります。地域への注意喚起の広報はできているかということでもあります。前回、令和2年12月だったでしょうか。定例会で田中議員から同様の質問をい

ただいています。今回は主に通学路での使用方法などについての広報についてお尋ねでありますので、お答えしたいと思います。除草剤などの取扱いについては、ウェブサイトから注意喚起を掲載し、広く市民にまずは周知している。

今ほどお話もありました国が通知している、住宅地等における農薬使用、ここに学校の通学路等も書かれているということではありますが、風向き、天候、時間に十分注意して行うことなどの注意について触れております。除草剤の散布においては、何よりもまずはやはり使用者が農薬の取扱説明書に記載された使用方法や注意事項を守る。最も大事なことはその点であろうかと思えます。今、そういうことにあまり配慮に欠けている方というのは少なくなっているかと思えます。以前よりもそういう注意というかそういったことが共通認識として広く知れわたっているのか、という意味で言っていますが。私も子供の頃、もっと強烈なものをいっぱい使っている大人をよく見ていましたが、今はずいぶん変わってきているのではなかろうか。しかしながらまだいらっしゃるということでありまして、十分配慮して注意をしてやっていただきたいということです。

市報への掲載なども含めてですが、冬の間に出してもしょうがない問題もあると思うので、やはりちょうど散布を始めようかという時期をきちんと捉まえて、その前にしかるべき広報活動やまたは呼びかけ等、それぞれ地域の行政区とか——例えば農薬を売っている店舗でも、というようなことも含めて、やはり1歩でも2歩でも前を出していくべきだろうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

まず、1点目の件ですけれども、今の市の就労の状況が、そういう時差出勤や交替勤務というようなことになっているというところは十分確認しているということではありますが、私が申し上げたいのは、このただし書なのです。この保育の必要量に応じた区分というところには表がついていまして、就労時間は月単位で120時間以上だと1日最長11時間の利用。64時間以上120時間未満だと1日最長8時間という区分になっています。ですので、就労の時間というのは月単位であって、保育で預ける時間のほうは1日単位になっているのです。

ですので、ここで認定を受けた場合であっても、保護者が保育できない時間での利用というようなただし書があって、そして平日でも保護者が休みであれば、預けないでほしいということは、ちょっとこの制度のものとは違うのではないかと思うのです。土曜保育でも延長保育でもない平日の場合ですので、月単位で就労が何時間かというところによって区分が分かっているわけです。1日ごとに何時間かというようなところは見ていないわけですので、その辺の考え方について再度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

私が答弁する必要がある部分があるかと思って聞いていたのですけれども、ちょっとその

細かいところまでは私が答えかねますので、担当の部、課長のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 少子化対策の推進について

今、田中議員から言われたことですが、保育時間については、1か月120時間以上は最長11時間、60時間以上120時間未満は最長8時間というようには決まっておりますが、一応保育園のそれぞれ時間がありまして、通常保育、1日最高11時間の方は7時半から18時半まで利用できる。短時間保育の方は8時半から16時30分まで利用できることと決まっておりますが、その中で特に保育のできない時間というのは、そこまで細かくは決まっておりませんので、園のほうで、それぞれの保護者の方が休みの日は休んでいただくというようなことが、文面では一応決まっております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

園ごとではそういうふうになっているということですね。実際には1つしかないわけですが、そして公立とも違う。公立ではそういうルールにはなっていないということです。今、子育てを一生懸命やっている方々に対して、どういう支援をしていくのか。今、実際に声が上がっていることについて、どう対応するのかというところが一番大事なところだと思います。

先ほど市長の答弁の中でも、子育てについて、就労していても子供との時間も大切にしたいという趣旨でおっしゃっていると思うのです。けれども、私は東京にいる間は専業主婦でしたので働かずずっと子供と一緒にいました。そうしますと、保育園に上がるまでは24時間365日ずっと休みなしです。それがどんなに閉鎖的で、大人と話すことがほとんどないのです。どれだけ大変なことか。そういうことは私は十分分かります。そしてその後、共働きで子育てをしてきました。普段はほかに面倒を見てもらっていますが、休みの日には、休みのときくらいは子供と一緒にいたいと、もちろんそう思います。

ですので、私は本当に子供のための保育というものは、長さではないと思うのです。時間の長さではない。長く親と一緒にいればそれが子供の幸せであるかという、私は決してそうではないと思います。密度と関係性の問題だと思います。保護者を追い込んでしまうことが決していい保育につながる、そして子供のためになると、私はどうしても思えません。時間の長さではない。

そして、保護者がやはり就労している中でとても疲れていると、子供にやさしくもできません。どうしてもきつく注意をしたりという部分も出てきます。保護者が心身ともに休む時間——休日出勤しているから平日休みがあるのです。その休日にまで子供を預けてはいけないと言われたら、では親はいつ休むのですか。私はそういうふうに追い込んでしまうことが、いい子育て支援となっていくのかというところが疑問でならないのですけれども、市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

そういうふうに田中さんが思っているのか、そういう訴えがあるのか、ちょっと私は分かりませんが、私の聞き取りを申し上げます。実際にその指摘されている園に勤めている人といいますか——これはちょっと個人的なことなので言いたくない——私の娘ですけれども、そこからこういうことが、娘に対して本当にそういうことがあるのかと。これは本当の会話のことを赤裸々にちょっと言います。「お父さん、そういうことではありません。分かっています。一生懸命土日働いて、休日くらい休みたい。そういう場合には決して一律のことをやっているのではないのですよと。そういう話があれば、きちんとリフレッシュタイムというか、そういう日も大事なのだと、それをよく分かっているから、そういうこともちゃんとやっているのだよ」と、「一方的に見ないでね」ということを私は娘から言われたのです。なるほどと思って聞いています。決して田中さんと言いつこをしようと思って言っているのではないです。ただ、ついつい言ってしまいました。また後で娘に叱られるかもしれませんが。

しかしながら、本当はそういうことなのではないか。私も以前、そのことがあったときにも、そういうことで聞いたことがあるのです。そのときにもやはり逆に言っていた方はちゃんと理解していましたし、それ以上があるのか。田中さんがそれ以外にそういうことが起きてはいけなから、しっかり見直さないと、そのようなことを言っているのではなくてそういうことなのか、私は計り知れませんが、決してそういうことで言っているのではないのではなからうか。

加えて、前段、登壇して答弁させていただいたPTAとか、それぞれの保育園・こども園の園長さんや、学識経験者の皆さんで構成している南魚沼市子ども・子育て会議、こういったところで生の声があつて、そして、いろいろな声もそこに投影されるでしょうから、きちんと方針をまた見直していったりするとかということで私はいいいのではなからうかと思いません。

ちょっと私とのやり取りの中で、ご主張されるのはいいのですけれども、私がこうではなからうかということをお繰り返して言っても、ちょっと現場とはかけ離れるものがあるのかな。私はそう思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

私のところには届いています。そして、そういった園の方針に納得できないのであれば、いろいろな方法があるわけです。けれども、そうではなくて市の考え方が知りたい。本当にこれでいいと思っているのかどうか。本当に保護者を支援していかなければならないと思ひているのかどうかと、そこが問題だというご意見なのです。その園の1つのことだけということではなく、そういう点でとてもよく分かる話でありました。大変つらい気持ちを書かれていました。

先日、ひとり親世帯の現況届の手續のときに、この3階にその部屋がありまして、出入りのところに書いてありました。時間になって呼ばれるまで廊下で待ってくださいと。実際待っている方がいらっしやいました。私はそれ1つを見ても、なぜ中で待機できないのだろう。私たちがお手洗いに رفتりする、そこを通らなければならないところに。そういう手續をしなければならない、つらい思いをされている方が、そこに座って待っていなければならない。私は本当にやさしくないと思いました。そういうところにも表れているのではないかと思います。

その会議をやっているというのを私も聞いています。子供のためということではありますが、そこには保護者だけではなくて、専門の方々がたくさん入った中で、1人、2人保護者代表が入っているから、保護者の全員の声が届いているということとはまた違うと思います。市長にはぜひこの少子化問題をきちんと考えていただいて、優しい市政、子育てしている人たちに優しい市政をやっていくのだというところを示していただきたいと思いますので、この点についてはそこだけ伺います。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

ちょっと分からないので聞かせてください。質問ですね。何を答えたらいいのですか。優しい市政をやっていけということを行っているのですか。それとも、取り組まないところに対してもっとちゃんとやれという意味ですか。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

保護者に優しい支援をしていくという、そういう基本的な考えでいらっしゃるかどうかのことを伺いました。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

市の総合計画でも何でもそうですが、そういう方向に向かって、子育てしやすい環境でやっていきたいということでもありますので、その向きでやっていくのは当然のことだと思っておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

個別的なそういうところを、どうなのでしょう。私はちょっと今、答えに窮したところがありました。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

次に2番であります。6月からは環境パトロールの方を3人に増員して、丁寧に環境を見てくださいというところで、そういう面では力を入れてくださっているというところが答弁の中から見取れました。今年については保育園は除草剤を使わずに草刈り機でとてもきれいになっていました。でもどうしても脇のほうは手でやらなければならないところもありますので、そういった細かい点では、必要になれば考えるということを答弁していただき

ました。シルバー人材センターさんも仕事がなくで存続の危機だという声も上がっています。ぜひ、必要なときに必要な時間だけを使うというようなことも、また、任用職員ではなくて、シルバー人材センターさんのそういった考えについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

シルバー人材の存続のについて聞いているのですか。ではないですね。それを利用してやってほしいという意味ですね。

〔「そうそう」と叫ぶ者あり〕

失礼しました。聞き手の粗相であります。十分そういうことも検討してやっていきたいと思えます。これについては1名増員したということではありますが、市長職としては保育現場からもいっぱいいろいろな声を聞いております。それぞれいろいろな訴えを聞いていますが、なるべくそれに向かってやっていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

刈り取った草を処分するのも大変重労働だということですので、細かいところまで支援していただければいいのかなと思えます。

次の(3)につきましては、もう国のほうが変わったわけですので、ほかも変わっていますし、やる予定だ、見直しを行うという答弁をいただきましたので、3番は了解いたしました。

(4)に移ります。医療的ケア児の支援については、県内でもいち早く南魚沼市が実施を始めたということで、本当に学校現場の皆さん方も喜んでいました。素晴らしいことだとおっしゃっていました。ですので、ほかのところでは今までやっていなかったところには、そういう実績がありませんので、何が問題か、実際やってみるとどういふところが困るのかというノウハウがないわけです。でも、この南魚沼市はもう既にほかより先に始めていますので、やってみると、こういったことが分かったわけです。

責務になりましたので、今NPO法人とか病院とか学校がそれぞれ連携して進めるということではありますが、応募をかけても集まらない。それで一度時給単価を上げたけれどもそれでもなかなか集まらないという、やはり臨時という身分では、なかなか大勢の子供たちがいる中でその子を見なければならぬというのは、本当に大変なことだと思えます。安全にケアをするということは大変なことだと思えます。ですので、その点については、もう少し身分についてなのです。ほかと連携するのはいいのですが、その看護師の方の身分が安定してずっと働けるような形にするというところをもう少し——ほかと連携するところは分かったのですけれども、そこだけもう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

この件についてはもう数年間、私どもは課題にして考えています。今、議員がお話のとおりです。加えて言うと、身分の問題はいかようになって、例えばその担当でずっとやっていくことのつらさ。これは大変な重責なのです。重いのです。多分メンタルの部分も大変おもしろが乗っかっていると思います。なので、私どもとしては——外山副市長も参加してもらっていますが、福祉保健部そして市民病院も含めて、いろいろな検討をしてほしいということで数年間これは取り組んでいます、なかなか難しい問題がある。

でも結果的にどういう姿を目指したいかという、私は解決する方法は、何のために公立病院の市民病院があるのかということを出長職としては思うのです。そしてそこが回しです。今の医師不足の問題も同じですけれども、やはりその中、医師とはちょっと違いますが、看護師の方もそういう形で経験した、いろいろなスキルがないとこれもできないというのがありますから、誰でもいいというわけでも、資格があればいいというだけの問題でもないということもお聞きしています。なので、できればそういったところをきちんと市民病院の——私どもとしては公立学校の子供たちであるわけですから、市民病院が前に出て、それをうまく運営する方法を何とか模索してほしいということを出長職としては訴えています。ただなかなかそれも難しい。この辺に問題がある。この点につきましては、これ以上なかなかやっても私としては非常に——我々の範囲を越えている非常に難しい問題があると思ってください。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

はい、分かりました。市長が大変このことに力を入れて、重要だと思って進めようとされていることは十分分かりました。

次に（５）の通学の安全確保についてですけれども、いろいろな冬場のバス通学の範囲については、やはり危険があるので、これからはもっと広げていかなければいけないというところは、いろいろな質問の場面でも市長は常におっしゃっていたので、2.5キロメートル以上という決まりはあっても、柔軟にやってくさっているということですが、それでもまだそういう困ったという声が届くわけです。秋の熊の問題のときにも、これからはやはり安全対策だから早くに、冬にはならなかったけれども、バス通学を始めたということも昨年おっしゃっていただきました。

ですので、通学について、通学路の安全ということについても、市長は十分考えていらっしやると思うのです。バスも毎年買い足しているわけです。地域のほうで要望を出しても通らないときに、そのバスにはもうそれ以上は乗せられないのだというような返答をもらったということもありました。通学バスについてはいろいろそろえてもいますし、また、今の状況で民間でもバスが出ていると。余っていると言えいいのでしょうか。動かないでいる、使用しないバスというようなものもあるわけですので、バスが足りないからというようなことではなく、やはり必要なところは、子供の命を守るためにバス通学をもう少し柔軟に、もう少し広げていただけないかと思うのです。民間のバスを使用するというような考え方につい

てだけ伺います。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

話がちょっと私がすっきり入ってこなくて、よく聞いているつもりですけども、今、聞いていて少し拡大解釈をし過ぎておられませんかという思いが強いです。民間のバスはもう既に利用しています。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

具体的なことについては、また担当課のほうとお話をさせていただきたいと思いますので、市長としてはこの点についても大変力を入れて、民間も活用した中で広げてやっていきたいということでご答弁いただきました。

次、最後に②番、通学路の除草剤の件です。この守るべきことというものを読んでみますと、通学路の歩道にじかに除草剤をまくというようなことは、あまり想定されていないのかと思うのです。前回もお示ししましたけれども、これですね、リーフレット。これを見ますと、具体的に絵がついていまして、どうやって散布したところを囲むか。ロープで囲んだり、そこに立ち入らないように、こういうふうにしなさいというようなところまで具体的に出ているのです。そうしますと、実際に通学路の歩道に除草剤をまいてしまったら、そこを通らないという——こうやって囲んでしまったら、通れなくなるわけですから。では、その間は車道を通るのかということになるので、実際には歩道に使うということではできなくなる。これを厳密に守ろうとすると、できなくなるのではないかと思うのです。

広報につきましては、区長会がなくても市報のほうに入れたりということを考えていただいているということです。まだ冬まで間がありますので、なるべく早くにそういったところを出していただけたらと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

ちょっと質問させてください。質問の連発で申し訳ないのですけれども。よく聞いていて私は分からない。そのチラシをまくのをこの秋にやれという意味で言っているのですかね。これは時間に含まれませんから、どうぞ。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

先ほどの答弁の中で、ウェブのほうには掲載しているけれども、市報のほうにも出したいと。それを出すのは草が伸びてくる時期に出したいという、先ほどの答弁だったと思います。今でもまだ草が枯れるまでには間がありまして、まだ間に合うのではないかと思うのです。ですので、市報に出したり、区長会のほうの資料の中にも——秋もあると思いますので、そういう資料に入れるなりと、市民が分かりやすくすること自体は市の責務だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

先ほどの答弁で、必要に応じて市報掲載などという話をしました。しかし、市報というのが、ごめんなさい、一方では市報をあまり配るなどという人たちもいっぱいいるのです。余計な情報を載せるなどということもあるのです。今、議員がお話になっていることを、市民5万5,000人——欠けていますけれども、約5万5,000人に近い人たちに対して、全てにお知らせしなければいけないかという視点からも広報を作らなければいけません。

なので、私に加えて言っているのは、農薬を売っている現場、その窓口、そして使うであろう例えば区の役員さんです。自分の自発的な感じのボランティアでやっている人よりも、やはり何かの形でやっている人のほうが多いのではないかと思います。間違っていたらごめんなさい。そういう人たちに向かって言うべきであって、市報の紙面を使ってやっていくことが本当に効果的かどうか。ちょっとその辺も考えさせてもらわないと、難しいのだらうと思うのです。ただ、それももちろん含んでやっていかなければいけません。秋のこの時期なのかという感じもします。いかがでしょうかということです。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策の推進について

ですので、区長会の資料のほうが私はいいのではないかと。やはりそういうことを役割にしている方々に直接理解していただいて、区長会の資料に入れると、大体は回覧するなり何なり行政区の中で周知をされますので、そのことのほうが有効ではないかと思いました。秋の区長会というのも、会ができるかどうかは分かりませんが、資料というものはみんな配布されていますので、そここのところできないかという質問です。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策の推進について

すみません。こちらがあまり理解不足で申し訳ありませんでしたが、言われていることはよく分かりました。おっしゃることは分かりましたので、その旨でできる限り対応していきたいと思います。

ただ、第一義的に忘れてはいけないのは、市道であれば市道管理者が本来やるべきでありますので、そういう観点もいろいろあるという思いであります。言いづらい、必要以上に言いづらいところもあったりして、しかし、まいていただけるのであれば、そのようにやっていただきたいというような含みも持たなければいけないかと思います。管理者は我々です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時ちょうどといたします。

〔午後2時47分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位 5 番、議席番号 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告にしたがって質問をいたします。

豪雨災害に備えた対策強化を

今回は豪雨災害に備えた対策強化の 1 点を通告いたしました。昭和 30 年代頃までは自然災害、気象災害による死者・負傷者の最大の原因は台風でありました。しかし、昭和 34 年 9 月の死者・行方不明者 5,000 人以上、負傷者 4 万人近くを出した伊勢湾台風の後に、災害対策基本法が制定され、この法律に基づいて、国は防災基本計画を、そして地方自治体では地域防災計画が策定されて、国、都道府県、市町村、そして住民それぞれの立場で防災への取組を行うことが義務づけられました。そのことで、防災のためのインフラ整備も進み、事前予測が可能な台風の被害は——年によってはまだ多くの被害も依然ありますけれども、総体的にはその後減少しています。

その一方で温暖化の影響かもしれませんが異常なほどの降雨量のゲリラ豪雨、また近年、梅雨前線等に伴う線状降水帯が長期間居座り、さらに降雨量が増大する状況となって大規模な豪雨災害が全国で毎年のように発生しています。その状況を受け、国・地方は 1,000 年に 1 度の降雨確率の洪水ハザードマップを作成し、南魚沼市も独自作成の防災マップと合わせて平成 31 年に全戸配布されました。

最近の西日本を中心とした豪雨災害からは、この 1,000 年に 1 度という想像もつかない確率の災害発生も現実の問題になっています。ただ、豪雪という自然現象は止めることはできないにしても、豪雨災害も今の気象情報の予測技術からはある程度事前に予知できる災害です。したがって、災害が迫った時点での気象情報をどう正確に把握できるか。行政の側からすれば、どう正確に伝達できるか。そして避難に結びつけられるかは、災害を最小限に抑えるための大きな課題であります。

また、平常時の取組として、地域防災計画や、洪水ハザードマップ、防災マップを基本とした自助・共助・公助によるハード・ソフト両面の防災・減災の取組の実践が災害に強いまちづくりのために重要です。私は平成 30 年 9 月議会で、この 1,000 年に 1 度の降雨想定洪水ハザードマップ作成前の段階で防災関連の一般質問をしましたが、今回は新たな洪水ハザードマップ及び防災マップが作成になって以後の、それらを元にした災害予防の取組を何点かお伺いいたします。

1 番目であります。洪水ハザードマップ、防災マップを生かした防災・減災をどう進めているか。具体的な質問としまして①でありますけれども、まず自助・共助という視点で、個人または自主防災の防災・減災のための取組はどう進めているかであります。

防災マップの配布に合わせて、洪水ハザードマップの市民向け説明は実施したと思っておりますけれども、減災は自助・共助・公助がバランスよく機能してなし得るものと思っておりますが、それほど簡単なことではないし、自然と出来上がるものでもない。しかし、自助・共助はやは

り地域防災力の基本的な部分です。その意味で市民または自主防災組織に意識啓発だけでなく、現実に大規模な豪雨災害が各地で頻発している中で、洪水ハザードマップ・防災マップを活用して自らの命は自らで守るという、具体的な取組につなげることも行政の重要な役割ですが、どう進めたかお伺いいたします。

②番でありますけれども、次に公助として、洪水ハザードマップ・防災マップから懸念される災害の事前の防災・減災対策を計画的に進めているかということではありますが、洪水ハザードマップ・防災マップには浸水想定区域や土砂災害特別計画区域等が示されているわけです。最近の大規模の豪雨災害では、この洪水ハザードマップに示された危険箇所、想定どおりの、または想定を超えた災害が現実に発生しています。防災対策として避難施設の環境整備と災害時の対応・対策は見えやすいわけではありますが、新たな洪水ハザードマップはあまりに想定が大きく、従来とは桁違いの対応が求められていると思います。この洪水ハザードマップから見えてくる、または想定される大災害にならないための事前の災害予防としての対策はどう進めているかをお伺いいたします。

2番目です。近年の豪雨関連災害から学ぶ防災・減災のための取組ということで伺います。①番でありますけれども、盛土・切土による危険箇所の点検と対応は、熱海市の大規模土石流災害は自然災害か人災かという面もありますが、市内での盛土または切土による開発もあると思います。それらの中で危険箇所とされる箇所があるのかないのかの有無も含めて、その対応をまずお伺いいたします。

②番です。平成28年8月の台風10号で高齢者、グループホームの利用者が逃げ遅れて痛ましい被害が発生したことを受けて、平成29年に水防法の一部改正がされ、施行されていますが、この改正により浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の子供や高齢者が利用する要配慮者利用施設の避難確保計画策定と避難訓練が義務化されました。当市の該当する施設での実施状況はどうかお伺いいたします。

3番目です。災害対策基本法の改正に伴って、確実な情報伝達と避難をどう誘導するかであります。具体的な質問としまして、①番、避難情報が避難指示に一本化されたことから、情報伝達体制の整備は、ということでもあります。災害対策基本法の改正で今年5月20日から避難情報が変更されまして、今までの避難準備情報・避難勧告・避難指示が避難指示に一本化されました。住民にとっては分かりやすくなったと感じるところがある半面、今まで避難勧告、避難指示が出てもなかなか行動に移せなかった高齢者を含む市民を、この避難指示一本で指示区域の市民の行動に結びつけ、実効性ある行動を指示するのはなかなか難しさもあります。また、新たな緊急安全確保情報など、まさに命に関わる避難情報発令も伴うわけですので、情報難民があってはならないわけではありますが、それらの体制と対応はどうかお伺いいたします。

②番です。誰一人逃げ遅れることがないように、個別避難計画——避難支援プランという同様のものもありますけれども——の策定をというようなことでもあります。自らの命は自らで守るという意識啓発は重要ですが、自分で逃げるのが難しい人には避難支援が必

要です。東日本大震災では死亡者の6割が高齢者だったこともあり、国は2013年に災害弱者の名簿作成と、病気・障がいがある方や高齢者等の避難の個別避難計画策定を市町村に呼びかけました。しかし、日常的な情報提供には本人同意が必要という個人情報保護のこともあり、なかなか策定が進んでいません。そのことから、改正災害対策基本法で計画策定を呼びかけから市長村の努力義務とされました。この法改正を受けて、市も個別避難計画を策定して、誰一人逃げ遅れない体制と共助の体制を強固にする考えはないかお伺いいたします。

最後に4番目でありますけれども、地域防災計画の中の風水害等対策編には、災害予防の視点から多くのハード・ソフト両面の取組の必要性が示されていますけれども、全国で発生している大規模な豪雨災害の状況からも、また、このたびできました洪水ハザードマップの内容からも、危機管理意識を持った中で財源裏づけのある計画的、継続的な災害予防対策、今回は特に水害ということに特化していますけれども、その災害予防対策が必要ではないかということをお伺いいたします。

以上で壇上にての質問は終わります。最近の自然災害は大規模化していきまして、関係法令等も想定外の災害に対応すべく目まぐるしく改正がされています。それに追いつく自治体の対応も求められていることもありまして、法令または計画に基づく多少固い質問になりましたけれども、質問項目はできるだけ単刀直入に質問したつもりですので、答弁につきましても簡潔な答弁をお願いいたします。再質問については、質問席にて行います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、佐藤議員のご質問にお答えしてまいります。

豪雨災害に備えた対策強化を

単刀直入に聞かれておりますが、結構項目が多いので、命に関わることでありますので、簡単に答えることができないところもあります。ちょっと時間がかかりますのでご了承いただきたいと思っております。

豪雨災害に備えた対策強化であります。まず(1)番の洪水ハザードマップ・防災マップを生かした防災・減災の問題です。1番目の個人、自主防災組織によるこの防災・減災のための取組ですが、自助・共助という視点での防災・減災のための取組についてですけれども、まず自助としての市民に対する取組ですが、市では防災マップ——お話が出ておりますが、この活用をしていただき、市民ふれあい講座や公民館の講座、小学校での防災学習などを行っています。この講座などでは洪水、土砂災害の自然現象の仕組みとか、自分の命を自分で守るための気象警報、注意報などの情報の考え方、さらには避難情報の種類、そしてその際取るべき避難行動、避難の心得などを確認し合っていております。

次に共助としての地域の取組ですが、これは何といたっても災害の対応は、繰り返しになりますけれども地域の協力が不可欠であります。防災マップでは全市民が防災要員ですということ呼びかけをさせていただいていますけれども、特に災害が発生した直後は、市や消防などが行う活動などには限界があります。はっきり言って初動はできないと、私も市長にな

ってから何度も市民に向かって繰り返し言っています。なぜか。本当を言えば市の職員も消防の職員も皆被災者なのです。この中で立ち向かっていかなければならない。なので、初動というのは非常に無理がある。なので、自助・共助、このところが非常に大事ですということをお話しています。向こう三軒両隣、最近あまりこの言葉も聞かなくなりましたが、加えて町内会の存続が危ぶまれている地区もあります。そして自主防災組織、これらがいざというときに真っ先に駆けつけて助け合えるという姿勢、この体制が最も大切であると思っております。

大平議員の今日のご質問に対する答弁でも申し上げました。若干触れたのですが、県との共催により自主防災リーダー研修、避難支援セミナー、これらを実施しまして、それぞれの地域でリーダー的な役割を担っていただける方々を育成・支援しているところですが、今年度は自主防災シンポジウムも開催するという事です。1人でも多くの住民に意識を高めていただくために機会をつくっていきたくと思います。県のいいた防災シニアリーダー養成講座への参加者を募集していますが、既に3人の申込みがありまして非常に期待を申し上げているところであります。

2点目のご質問の災害の事前の防災・減災対策、これを計画的に進めているかということですが、防災マップから把握できる災害の危険の要素は想定し得る最大規模の降雨量による降水浸水想定区域、そして浸水した場合に想定される、浸水のその深さのほかに土石流や急傾斜、または地滑りによる土砂災害の警戒区域があります。防災マップにおける地図上での黄色い部分が土砂のことでありまして、赤い部分が土砂災害特別計画区域となっています。

減災対策という観点からでは、例えば新潟県の地域振興局のほうの仕事として、ここ数年の工事箇所として、君帰、それから上出浦、津久野、小栗山、飯綱町、ここに関わる地域において砂防堰堤の整備を行っています。また深沢の地区では傾斜地にコンクリートの枠を敷設して、表層の部分の崩壊を防ぐ——これは法枠工という名前ですが、これを実施しています。こういった堰堤の整備とか、法枠工の実施などにより土砂災害特別警戒区域の解消を図っているという状況であります。様々防災に関する事は予算も確保感がありますし、こういった中で様々あります。砂防も含めて全部そうですが、全て私は前向きに今取り組まれていると考えているところであります。

2つ目の近年の豪雨関係災害などから学んだ上での取組はということだと思います。まず1点目の盛土、切土。大変ショッキングな事象でありました。熱海市の件であります。これも含めてですが、現在、今年7月に発生した静岡県の熱海市の土石流災害を踏まえまして、国や県が主体となりまして、盛土による災害の防止に向けた総点検及び対応策の検討が進められています。先般南魚沼市で実施した事前の調査では、開発行為——これはもちろん法律に基づいた、都市計画法に基づいた開発行為ですが、このものが災害の起因となるような事例は南魚沼市では発見されませんでした。今後、国、県から具体的な調査手順が随時示される予定となっていますけれども、土地の利用や廃棄物の規制、これは都市計画法、砂防法、農地法、森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、たくさんありますが、これらの各法

令に基づき複数の関係機関が関わる分野となっています。そうであるため、国、県の各機関と緊密に連携しまして、各法令にのっとった適切な対応が行われるよう、市は取り組んでまいりたいと考えております。

民間における大規模な盛土・切土工事に対して、市が関わる場面を申し上げますと、先ほど申し上げました開発行為の許可、これに関わります。ご承知のとおり都市計画法に基づいて 3,000 平方メートル以上の開発を行う場合は、事前申請が義務づけられています。また 1,000 平方メートル以上の宅地開発を行う場合も、南魚沼市宅地開発指導要綱に基づきまして、開発行為同様に事前協議が義務づけられているものであります。こういった観点から注意をしていきたいと考えています。申請及び協議があった場合は、内容確認を行って問題がない場合は必要に応じて許可書を発行する。また工事完了後には完了検査を実施しております。これらにつきましてもきちんと運用してまいりたいと考えております。

これはちょっと触れておきますが、昭和 56 年というふうに調査の報告を受けているのですが、市内の市野江、一村尾地内で 5.54 ヘクタールの林地開発により土砂の採取が行われ、この採取跡地 2.1 ヘクタールに盛土を行った箇所がある。先ほど点検の結果という話をしましたが、これがあると。その後、この箇所は植栽、緑化が行われていまして現在に至っていますが、中越大震災や豪雨災害等の際にも問題は発生しなかったということであります。こういった調査を行っているということでご承知おきいただきたいと思います。

②番の水防法の一部改正に関する法律による件であります。水防法で義務づけられている要配慮者利用施設は、南魚沼市の地域防災計画に記載のあります洪水浸水想定区域と土砂災害特別計画区域内の要配慮者利用施設となります。最新の地域防災計画は令和 2 年 9 月であります。これに記載されている要配慮者利用施設というのは、市内 67 施設あります。浸水に関わるものが 49 施設、土砂に関わるものが 18 施設、合計 67 施設であります。その中で避難確保計画を策定済みの施設というのは 46 施設。これは浸水の対応が 30 施設、土砂が 16 施設であります。避難訓練を実施しているという施設は 35 施設となっています。

避難確保計画が作成されていない施設及び避難訓練が実施をされていない施設に対しましては、南魚沼市からその重要性をご説明申し上げながら早期に計画策定及び訓練実施が可能となるように助言や指導を行っているところでありますので、よろしく願いをいたします。

(3) 番のご質問に移ります。災害対策基本法の改正、確実な情報伝達と避難をどう誘導していくかということであります。①番、この避難情報が避難指示に 1 本化されたということから、この情報伝達の体制の整備の問題であります。令和 3 年 5 月 20 日付、災害対策基本法の改正がありました。避難勧告——これまであったわけですが、これが廃止をされ避難情報に関する改定が行われました。具体的には議員もお話いただきましたが、避難準備、高齢者等避難開始、この名称を改め、高齢者等避難に変更。そして避難勧告と避難指示、これを避難指示に 1 本化。さらには災害発生情報、これを緊急安全確保に変更されたということでもあります。

これらの避難情報の市民への伝達体制については、現在気象庁が発表する防災気象情報を

はじめとして、河川の各水位観測所の水位情報、また国の管理する河川の災害リスクライン情報、新潟県土砂災害警報情報システムの警戒情報に加えまして、今はダム管理者からの異常洪水時防災操作開始予定通知、こういったものも含まれておりまして、総合的に判断して情報発信していきたいと思っております。私が市長に就任してから約4年半以上たったわけですが各段に変わったと思っております。そして、メッシュが今まで5キロメートル四方であった。例えば正方形のメッシュですね、これがその中での想定——こういうふうになってきそうだということが、今や1キロメートル当たりになっている。これは各段に精度が上がっているという状況です。機械だけに頼るということではありませんが、非常に私どもとしては——私どもだけではありませんが、力強いものを感じています。

その伝達手段のことで触れますと、今日大平議員のときにも話をしていますけれども、登録制の防災メール、私はこれが一番と思っております。そしてLINE、ツイッターなどのSNS、これらを使って市は発信しています。加えまして市のウェブサイト、トップページに災害に関する情報、テレビでもデータ字幕放送などでは、事細かに当市の避難所が開設された時点ですぐ出ます。こういったことも含めて、各段に上がってきていると思っております。FMゆきぐにのラジオ放送はもちろんであります。ラジオは携帯電話でも今や聞ける時代、これを駆使していただきたいと思っております。

②番であります。誰一人逃げ遅れることのないようにということのこの避難支援プランであります。自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対する支援制度として、要支援者の名簿の登録があります。繰り返しになるのであまり細かくは言いませんが、行政区などの関係者に対する情報提供に同意をいただいている皆さんについては、ご自身の情報、家族、近隣の支援者の連絡先、家屋の状況、特記事項などを記載して提出されたものを、個別支援計画として名簿に登録して行政区へ配付しています。

今日午前中に私の本家の話をしましたが、うちがその支援者であるということを確認し合っているわけです。どこで寝ているかも分かりますので、それが以前から助けにももちろん参りますがということです。普段付き合いが大事だということでもあります。

各名簿の対象者は今年4月現在で1,215人、うち840名がこの情報提供に同意してくださっていると。全体の7割になります。それ以外の方々は、開封できないようになっているものを区長さん方にお配りしていますが、災害時には生命を守ることが全然個人情報よりも優先させなければなりませんので、その場合には開封してそれを見ると。この辺にまどろっこしさもあるわけですがけれども、致し方ないこととして今対応させていただいているということです。

5月に国が法改正を行いまして、それぞれの市町村が定める地域防災計画に基づいて、本人の同意が得られない場合を除いて、要支援者ごとに避難支援等を実施するための個別計画を策定するように努めなければならないと規定されたということでもあります。市町村が主体となりまして、優先度の高い要支援者については、おおむね6年程度で計画策定に取り組むという目標が示されたということでもあります。具体的な避難経路とか避難先についての項目

が設けられておりまして、今日も大平議員との質疑の中でもやり取りしていますが、今回佐藤議員とも同じ内容でありますけれども、この個別支援計画というのが、より深度といえますか内容が深まりきちんと機能できるものになっていく、そういう方向性を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目のご質問の地域防災計画の風水害等対策編に沿って、財源裏づけのある計画的、継続的な災害予防対策が必要ではないかということであります。防災・減災におけるハード対策について申し上げますと、国土強靱化のための5か年加速化対策の中で、国、県においてもそれぞれに予算を確保しながら事業を実施していただいています。具体的には砂防堰堤などの整備、洪水発生時に被害を甚大化させる流木への対策、老朽化した砂防堰堤などの施設の補修、それから河川の改修事業、直近では十二沢川や伊田川などが、これらを行っているところであります。

河川管理で申し上げますと、昨今の豪雨に伴う出水によりまして、河川内にある堆積土砂の撤去が必要な箇所が多くなっているという認識です。1級河川では昨年度国により浦佐地内——これは多聞橋の下流ですが——の部分、そして魚野川で大規模な河道掘削が実施をされています。また県によりまして、魚野川東泉田地区、宇田沢川——これは山口地区など8か所の河川で土砂撤去が実施をされました。これまで要望してもなかなかこういうのが進んでこなかった。これが今、非常にスピード感がある対応で進められていると感じているところであります。昨年度、四十日川ほか5か所の河川で土砂撤去を実施もしています。このほか道路施設の対策として、舗装の修繕を計画的に実施していくなど、関係機関と協力しながら必要な対策を実施しています。

財源の裏づけですが、この財源の裏づけをするために申し上げますと、国土交通省は「市長、私どもにいろいろな要望してくるのは分かりますが、やはり何といたっても財務省に出かけてください」ということを、切実な願ひとして我々に話をしていました。いかにこういう全国を挙げた予算獲得のための活動が本当に大事であるか。全国の市町村長をはじめ、議会の皆さんもやったださっています。この動きがあって緊急5か年のまた部分が加わってくる、非常にいいことだと思います。まさに国土強靱化に向かっていかなければならないと感じているところでございます。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

再質問したいところは、順次お願ひしたいと思います。最初に自助・共助のことで洪水ハザードマップ・防災マップを生かした自助・共助の関係ですけれども、他市の豪雨災害等の後の洪水ハザードマップに関するアンケート等を見ますと、避難勧告とか避難指示が出てもなかなか避難しなかったという回答が非常に高いわけです。この防災マップというのは、私は本当にいい資料を作っていただいたと思いますけれども、これを活用して自助を促す取組をしないと、防災マップというのは単に保存版、それこそ保存版と書いてありますけれど

も、保存版になってしまう。自助の意識啓発にはつながらないかなというちょっと心配もあるわけで、今回質問をまとめる段階でここに一番時間をかけて私は考えました。

では、どうしたらいいのだろうというようなことで考えました。結局、私は、当たり前のことですけれども、市民の一人一人がまず自助、自らの命は自らで守るという意識をどうしたら持てるかということ考えたのですけれども、全ての防災・減災はここから始まるわけです。ここがなかったらどんな災害対策をしても、私は効果が出ないと思います。それで、結局は自分が住んでいる地区の状況とか、自分の世帯、家族の状況をつかんでいるか。それをいつも確認できる状況にしているかということが、私は自助の一番大切なことだと思うのです。では、どうしたらいいのだろうかということ考えたのですけれども、平成30年9月の一般質問で西日本豪雨災害での愛知県大洲市の三善地区の取組で災害避難カード——自分の家族の状況とかを書いた、それを作ったらどうかというようなことを言って、市長からそれに沿ったような形で防災マップに入れたいというお話をいただきました。入れていただきました。私はこれは大変いいと思います。だけれども、これはやはり書かないとなかなか自助につながらない。それでですね、これを書く取組ができないかということです。その特別な取組をしないと、なかなか自助には結びつかない。

ここに、すぐ記入してくださいと書いてありますけれども、各行政区の状況、避難経路も記入できる、そういう例えば図面も添えて、そして自分の我が家の防災メモというのは各世帯でできる、作る。私はその行為自体が自助の醸成といいますか、だと思うのです。ぜひ私はこの防災メモを基に自助を育てるためにも、そういう取組をできないかと些細な提言ですけれども、ちょっと考えてみたのですが、考え方がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 豪雨災害に備えた対策強化を

その防災マップに、ハザードマップに確かに書いてもらうようになっていました。実際に書いているかどうかということも含めて、ありますが。これを今ほど議員の話を聞いていて思うのは、やはり私もそう思います。棚上げしたり、戸棚の奥、戸棚というか本棚の奥にしまってしまうのは、そのハザードマップは意味をなしません。1つには認識していただいているのでしようけれども、ずっと時間経過の中で忘れてしまっていたりということがあってはなりませんので、今評価もいただいた、自分の書くことによって、毎年そういうことを確認していく。なので、例えば防災の広報なりとか防災の話をするとき、またそれを取り出せるかどうか分からないのです。そこにやはりもう一度そのハザードマップのほかに、もう一回それを書かせたり、そういうことをしつこく、言葉悪いですけれども、しつこく執拗にそれを定期的に行っていくということがまず大きかろうと思うし、やはり先ほどの学校教育現場で、子供たちにもそれをやってもらうということが親御さんやご家庭に帰っての、子供たちが知っていることを大人がという、こういう意識になることもあると思うので、やっていただきたいと思います。

あと何よりも、私が頭を悩ます一番は、やはり先ほどの答弁で一番最初に言ったことなの

です。行政がすぐにできませんということを常日頃から、行政からだけではなくて皆さんのお口からも、そして各行政区からも殊さらに自分の命は最初に自分で守ってくださいということを言い続けること、ここにあると思います。後のことを言うより先にそれを言う。これが大事ではなかろうかと思います。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

本当に行政は全部できませんし、行政がやろうとしても、先ほどから言っていますように、自助、その気持ちがあれば、いくら施策を展開してもなかなか防災というのはいまうまくいかないと思いますので、ぜひ、もうちょっと改善しながら、いい方向に持って行っていただきたいと思います。これに図面がついていたら私は最高だと思うのです。

次に共助の関係でちょっと質問させていただきたいと思います。自主防災の組織率、1 番議員の答弁の中で 96%くらいということですが、けれどもただ、ほとんどはその行政区で組織しているということもありまして、役員が変われば自主防災組織の防災・減災の活動がなかなか継続したつながりにならないというのが状況かと思っています。そこで私は何でもかんでも計画をつくれればいいというものではないのですけれども、やはりそういう行政区の中で防災・減災の取組が継続するように、私は行政のほうで、こういう内容を含んで、こういう地域状況も含んで、地区の防災計画といえますか、そういうのをつくる推進をぜひやってもらいたいと思うのです。そうすることによって、自分たちにどういう問題があるのかというのを共通認識しながら、そしてご近所さんの助け合いの気持ちも生まれてくると思うので、ぜひ共助に関してはそこをお願いしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 豪雨災害に備えた対策強化を

これももしかすると大平議員のときの質問のときに答えたかもしれないですが、例の自主防災組織ができてから久しくなっています。中越の震災の後、あの自主防災組織はやはりばっとできたわけです。そのときに非常にスピード感を持ってつくってもらった。それから大分時間がたっている。今議員のご指摘の果たして今本当にそれが機能しているかということになると、組織率の問題と機能率の問題は違うと思うので、この辺がちょっと心配です。そういうことも担当課も分かっていると思いますが、今ほどの指摘はまさにそのとおりだと思っているので、これはこれからいろいろ考えていってみたいと、考えます。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

では公助の関係でちょっとお話をさせていただきたいと思うのですけれども、先ほどの答弁の中で県の事業を紹介していただきました。いろいろ県と連携しながらやっているという状況は分かりました。ただ、私はこの洪水ハザードマップ・防災マップを見て、一番心配に感じることは、平成 30 年の一般質問で私は 1,000 年に 1 度の高確率で浸水想定区域、その範囲、そして浸水の深さ、それが大変拡大するのではないかという懸念を述べた思いがありま

すけれども、その懸念したとおりに拡大してしまっていて、そのマップ——先ほど色分けの話が出ましたけれども、マップを見ますと本当に濃い色がついています。特に魚野川沿いの浦佐、六日町の辺りは浸水深が3メートルから5メートル、もしくは5メートルから10メートル想定が多くあります。さすがに10メートル、20メートルというのはなかなか見つかりませんでしたけれども、この防災マップに書かれていませんけれども、その浸水した時間も昔に比べれば延びていると思うのです。そういう状態が今想定されているということです。

困ったことにといいいますか、当然ですけれども、そういうところには学校・保育園・福祉施設、避難所も含めていろいろあるのです。それを一気に改善するというだけではもちろんないわけですが、ハザードマップに適合した1,000年に1度の降雨災害を想定した避難所とか、避難経路とか、誘導とか、対策の見直しをする必要があるのではないかとということです。

いろいろハード的な面も必要ですけれども、私は今回のハザードマップを見た中で一番ここはこういうふう——極端に衝撃的に変わったその想定の中で、では今の現状、先ほど言いましたようなことをどう変えていくか。どう見直していくかというのをまず第一に行政としてはしなければならないと思うのですけれども、その辺の考え方ありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 豪雨災害に備えた対策強化を

なるほどと思って今聞かせてもらいました。加えて最近顕著なのがダムの——例えば五十沢地区、かなりあのダムで防ぐわけですが、本当に雨がでてきたとき、放流をかなりしなければならぬという状況。これはダムの所長さんともいろいろなやり取りをしていますが、こういう訓練とかもやらなければならぬかもしれませんし、加えてそのハザードマップも、そういうことも想定したところまで実は書き込まれているかということも含めて、やはりいろいろやっつけていかなければならないことはあると思っています。加えまして、今見直しについてはちょっと私が今ここで答えにくいので、担当のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 豪雨災害に備えた対策強化を

ご指摘の避難所が、もうそこ自体がもう埋まってしまうということです。例えば今ご指摘いただいた浦佐の地域ですと魚野川の左岸です。ですので、避難するには早い段階からの指示で、右岸側の施設に避難する必要があるということだと思います。今まで市内53か所避難所がありますが、例えば学校施設だと基本的には体育館を使うような形を想定していますが、例えばその53か所の中で水害の想定がないところに避難する場合は、当然体育館以外も使うような形にして、避難者の方に避難していただくというような活動も必要だと思っています。

ただ、それをいろいろなことが全てこの計画に盛り込んで、防災マップにまた入れていけ

るかということもありますけれども、当然防災マップも今県のほうを中心にいろいろな河川の水害の被害想定をどんどん今調査を進めて更新しておりますので、その辺りをまた新しいマップに載せていきたいと考えています。そういったときにも何かうまくお伝えできるような形を取りたいと思っておりますので、これはまた研究しなければいけないと思っております。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

はい、分かりました。よろしく申し上げます。

次の水防法の一部改正のことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。県内の状況といますか、市内の状況、67 施設、そしてまた計画策定済み、そしてまた訓練済みの状況をお聞かせいただきました。まだまだ実施率がこれからというところもあるわけですがけれども、私は全体的にはそうですけれども、もう一つ心配なのは学校です。新潟日報の6月初めの頃の記事にも出ていましたけれども、文部科学省の調査で浸水想定区域や土砂災害警戒区域で自治体が防災上の配慮が必要だと思われる学校、公立学校が全国で1万1,100校くらい。新潟県では840校くらい。その中で避難確保計画を策定しているのが浸水想定区域では86%、840校のうちの234校が計画を策定しているということです。そしてまた訓練しているのは、179校で64%というようなことだそうであります。資料があつたらでいいのですがけれども、この南魚沼市の公立学校の計画状況、策定状況、そしてまた訓練状況、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 これにつきましては、防災の担当のほうも答えるかもしれませんが、学校のほうも把握していればという思いがありますが、ちょっとそちらのほうから答えてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 豪雨災害に備えた対策強化を

今、施設が学校とか病院とか、子供関係、あとは障がい関係、いろいろありまして、今それごとの計画の率はまだちょっと数えないと分からないような状況です。ただ、学校教育課の担当と防災担当はかなり緊密に連携しています。ですので、ほかの施設もそうですが、例えば昨年9月に各所管する課を通じて、ハザードエリアにある施設に計画をつくるのは義務化です。訓練も義務化ですよというのを再度通知したり、そういったことをしています。ですので、率からいくとなかなか計画がまだできていないという施設もあろうかと思っておりますけれども、先ほどの市長の答弁のとおりです。連携して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 豪雨災害に備えた対策強化を

各学校とも避難計画、こちらは策定しているところですがけれども、洪水やそういったとこ

ろに関しての避難訓練も含めて、まだまだ甘いところがあると思っています。年間2回から3回の避難訓練しているわけですが、火事や地震などに備えた訓練が主で、洪水災害に備えた訓練というものがまだできていない。そういったものは垂直避難とか、そういったことを念頭に置きながら、計画も含めて策定してまいりたいと考えております。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

多分、総合的なといいますか、避難訓練、お子さんがいますのでやっていると思うのですが、今私はご承知のようにお聞きしたのは、水防です。これほど豪雨災害が多くなれば、水防のそういう特別な地域の中の小中学校の体制がどうなっているかというところをちょっとお聞きしたのですけれども、私は数はいいです。数ではないですね。数ではなくて、そういうお子さんが団体に避難したり、それを安全対策したりするというのは、私は本当に大変だと思います。やはり学校こそそういう計画を立てて、子供の安全対策をしなければならぬという思いがありまして、その状況を聞いたものですから、数を把握していなかったら結構です。そういう前向きな答弁もいただきましたので、これの問題はこれでいいということにさせていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。避難指示の一本化——ちょっと時間がなくなってきましたけれども、一本化の話であります。避難指示に一本化になりまして、警戒レベルが4です。全員危険な場所から避難してくださいとなった場合に、市民が適切な行動をとるためには市民の日常的な防災意識と、前段に戻るようだけれども先ほどからしつこく言っています、自らの命は自らで守るという自助の意識が市民の一人一人、どう持つかに私はかかっていると思うのです。ですから、ずっと自助のことにこだわってきたのですけれども。

ではそのために行政がやらなければならないことはどうなのか、何があるのかということをお聞きしたいのですけれども、この一発の発令で市民に適切で安全な行動を促すために、私は今までも多分そういう部分もあったのかと思いますけれども、今まで以上に、例えば避難の目安となる特別警戒水位情報や河川状況の画像的なこと、そしてまた土砂災害の予兆情報とか、そしてまた避難所の情報など、先ほどから市長が言っています防災ラジオとか、緊急防災メールとか、そういうものだけの伝達ではなくて、市民が判断し得る行政からの情報提供、これはますます私は多くなっていると思うのです。そういうところも注意といいますか、配意といいますか、しながら、その仕組みをつくりながらこの避難指示が一本化されて、さあ避難だというところに市民を安全に動かすにはそういう伝達方法も必要ではないかと思うのですけれども、今の段階、それらのことについて考えているところがありましたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 豪雨災害に備えた対策強化を

極めて情報開示というかは進んでいると思うのです。そのことを、開示になっていますよということをお聞きしたいのです。市民の皆さんに提供していくことはまず1点考えられるかな。例えば、国土交

通省のやつだろうが、何か様々な情報、今まで我々専門的なところが見ていたような数値とか数値の表れとかというのをかなりの部分が、今一般の方がウェブサイト等を通じて見られる状況になっています。こういったことを開示していくということがまず1点。

それから行政としてやはりこれは危険だ、危険だ、気をつけろ、気をつけろばかり言ってもしょうがない。やはりその意味で、今回避難情報についての一本化とか、複雑とか、ちょっと理解しにくかったものをまとめたと思うのです。避難勧告というのは私も市長になってから多分2回かな、出したと思うのです。やっている自分が避難勧告というのはちょっと弱いな、伝わりにくい。だからやはり今は、いろいろなことがありますけれども、高齢者等避難、この次に来るのがもう避難指示ですから。私はすっきりしたと思います。その中間があったほうがいいという考え方をする人もまだいるかもしれないけれども、やはり受け取る側の緊迫感としては。がゆえに言いたいのは、この高齢者等避難を一生懸命やることです。そこですごく情報発信しておいて、避難指示になったときには直ちにくらいな気持ちでやってもらいたいということになるろうかと思えます。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

この一本化をされたことで、多分市長といいますか、災害対策本部のほうのやり方というのは非常に難しくなってきたのだと思うのです。今市長の言葉にもありましたけれども、避難指示をもし乱発すれば、多くいっばい出せば、市民の緊張感は緩みます。逆にまたためらっていたら、タイミングを逸すれば、今度はまたさらなる混乱と・・・の遅れを生じるというようなことで、非常に難しいような立場にこの一本化というのはなっているという思いがありますので、その辺も含めて安全対策に努めていただきたいと思えます。この件はちょっとこのくらいにいたします。

次に個別避難計画のことについてちょっとお聞きしたいと思えます。これも大平議員のほうの質問もありましたので、ちょっと端折りますけれども、この名簿、避難行動要支援者名簿、これにはこの4月現在1,215人、先ほども答弁ありましたけれども。その7割が情報の開示の同意を得ているというようなことがありました。多分これはウェブサイトにも出ていますように、名簿登録の対象者は高齢者の1人世帯は含んでいないのです。要介護3から要介護5、そしてまた身体に病気をお持ちの方とか、そういう方だと思えます。

ただ、そもそも災害弱者の名簿整理というのは先ほど言いましたように、東日本大震災の中で高齢者の死亡者が多かったというようなこともありますし、そして頻発している豪雨災害、2020年7月の豪雨では死亡者の79%が、2019年の台風19号では65%が65歳以上の高齢者だったということですし、2018年の西日本豪雨災害では岡山県倉敷市の真備町ですか、死亡者の80%が70歳以上だったというようなこともありまして、高齢者の死亡が多いというようなこともありまして、この名簿作成、そしてまた個別避難計画の策定という方向に向いていると思うのです。

したがって南魚沼市がその高齢者を含まないというのはちょっといまいち私は物足りない

といいますか、不足しているという感じがするのです。南魚沼市も6月の一般質問の資料にも出しましたけれども、全世帯の14%、2,862世帯が高齢者の1人世帯です。そういう方々、元気な方もいますけれども、例えばほかの自治体ではその方全部をこの名簿の対象にするというのではなくて、そういう方で希望がある方、自力で避難することが困難で1人暮らしの高齢者で、本人が希望する場合には、当然手続もいるのですけれども、名簿に登録して、支援を受ける道を開かれている自治体も数多くあります。そういう配慮といいますか、そういうふうにとちょっと改正しながら、高齢者も自力で避難できない人は助けていくのだと、というような取組姿勢が必要ではないかと思っておりますので、その点をひとつお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 豪雨災害に備えた対策強化を

お話の向きは全くそのとおりだと思います。それ以前に、今の70%ですね、現在立ち向かっているそのパーセントを上げようということで頑張ってきているのだと思います。加えて佐藤議員のお話されている向きは全部一律高齢者といってもいろいろな人がいますから、その中でそういったところに光を当てろということ。ほかの自治体が取組みまれていると、非常に高齢化率の高い自治体とか、様々あると思うのです。一概には言えないと思いますが、でも視点はすごく正しいと私は思って聞いていました。これについて、特に必要ないでしょうか。一緒に取り組んでいきたいと。今後いろいろ考えていきたいということで答弁させていただきます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

ちょっと時間がなくて、今回資料を作られなかったのですけれども、市長が心配されているように、高齢化率が高いところだけではなくて、やはりそういう配慮をしているところもありますので、そこら辺も調べて対応していただきたいと思っております。

個別避難計画のほうに移ります。本題のほうであります。令和元年の資料ですけれども、消防庁の調べでは、個別避難計画を策定している自治体は名簿作成済みの全国1,687団体のうちの208団体が、これは12.1%ですけれども、登録済の人を全部計画化していると。一部作成中が862団体、50%です。未策定が650団体、37.8%だというようなことであります。

先ほど、避難行動要支援者名簿の中の問題点は、高齢者の1人世帯が含まれていないことだということを私ちょっと言わせてもらいましたけれども、それとは別にしましても、現状の避難行動要支援名簿の活用は、同意を得た方々の情報を行政区長会の中でお渡しをして、あとは行政区のほうでちょっとその名簿を見ながら考えてください。乱暴な言い方ですけれども、考えてくださいというようなことになっているかと思うのですけれども、それではなかなか実効性のある避難支援にはならないと私は思うのです。避難支援の実務的なものは、行政区の方々にやってもらったり、助け合い、支え合いの中でやってもらうわけですけれども、それが共助ということだと思っておりますけれども、そういう行動ができる段取り、それまでは行政、公助としてやらなければならないという思いがあるのです。

何でこんなに回りくどいことを言っているかと言いますと、個別避難計画、市役所は市役所の情報だけを集めて名簿を作るのと違いまして、地域に出て、住民とお話をしたり協力を得たりしながら多分個別避難計画というのをつくっていくのですけれども、市の方々忙しい中、時間も人手も大変多くかかるので、そういう面もあって、個人情報というのもありますけれども、そういうのもあってなかなか計画が進まなかったのだと思うのです。ただ、それもそうなのだけれども、だけれども、それにも増して命を守らなければならないというように、国のほうもガイドラインから市町村の努力義務ということに変えたと思うので、その辺の状況も含めながら、ぜひその個別避難計画の策定に向けて——一気に全部ではなくてもいいのです、一部で。先ほど数字をお知らせしましたけれども、そのような形で進めていただきたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 豪雨災害に備えた対策強化を

いろいろな事象が今起きますので、例えば火災が起きると消防法がどんどん改正されていく。こういうこともちょっと乱暴な言い方ですけれども、やはりそういうふうに向かっていきます。市町村の義務、努力義務とか、いろいろなことになっていく。段階を経てやっていくわけですが、まさにそのとおりで、それでいいのですが、市町村の職員そのものがやるだけのことを言っていると私は理解していないというか、無理ですから、マンパワー的に。またそれは自助・共助・公助の考え方に反するのです。だから、そういうことをやはり突き進んでいけば、地域の皆さんがやはり主体になってもらって、それを後ろ支えするという形で公助がやっていく。このことを逸脱してしまえば、国はハッパをかけることは簡単ですけれども、現場は違うのです。ということをやはり我々はちゃんと主張もしながらよりよい方向を目指していくことが私は実態に即したものに変わると思います。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 豪雨災害に備えた対策強化を

そのとおりだと思います。したがって、自助・共助がスムーズに行くように行政のほうで下支えといいますか、その前準備をお願いしたいということでもあります。

時間がなくなりました。最後の4番目の問題が答弁の時間が取れないかもしれませんけれども、今回、今日も大雨洪水警報が出まして、六日町の市街地、側溝が飲み切れないで冠水になりました。これがこの防災計画の中では5年に1度くらい、例えば下水道の施設に雨水排水対策をするために、5年に1度は総合的に雨水排除計画を策定して対応するというように多分なっていると思うのです。そういうのをきちんと計画から見取って、そして計画的に進めてくださいということを私は4番目に言いました。一言で結構ですので、答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 豪雨災害に備えた対策強化を

あらゆる事象が今変わってきています。なので、やはり時代、現実に対応したいろいろな見

直し、これをかけていくことが肝要ではなかろうかと思えます。これまでに考えられなかったことが起きる。常にそういう意識を持って様々な制度も、そして対応もしていかなければならないと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を4時15分といたします。

〔午後4時01分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後4時15分〕

○議 長 なお、本日の会議時間は質問順位7番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位6番、議席番号3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 傍聴の皆様、大変ご苦労さまでございます。

「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

それでは、このたびの一般質問は大項目1点、地域プロジェクトマネージャー制度の活用についてでございます。

高度経済成長に伴って都市圏へと人口が流出するとともに、少子高齢化の進行により人口の自然減が生じている地方圏は、国全体よりもかなり早い時点で人口減少、高齢化時代に突入しております。そこで総務省は、地域おこし協力隊や地域活性化企業人などの都市部人材の地方回帰を支援する施策を通じて、地方自治体の取組を支援しているところでございます。

今年度新たに地域プロジェクトマネージャー制度が創設されました。都市部のマンパワーを地方へつなぐ仕組みの1つとして導入された地域おこし協力隊とは別に、地域・行政・民間・外部の関係者をつなぎ、調整し、橋渡しをしながら実質的にプロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材を自治体が雇用する場合に、国が財政支援をするという制度でございます。雇用できるのは1市町村当たり1名であり、雇用期間は1年以上3年以下、雇用に要する経費を対象に650万円を上限に特別交付税措置となります。

南魚沼市の基幹産業であります観光は単に外貨獲得の手段とするだけではなく、地域経済の循環を活性化させ、景気の向上と税収や所得、そして雇用を増やすことで人口の下げ止まりまで狙っていける可能性を持っています。そのためには単に観光というテーマではなく、市民一人一人の生きがい、心身の健康、良好な人間関係、やりがいのある仕事、快適な住環境、十分な教育、レクリエーションの活動、レジャーなど様々なクオリティオブライフの観点まで広げ、地域内の産業全体の活性化を考える視点が必要であると考えております。

その観点で市では現在、自転車を活用したまちづくり、RIDE ON 南魚沼のプロジェクトが進められております。加えて健康ポイント制度を開始し、市民が運動を習慣化し、継続的な健康づくりに取り組んでいくように、後押ししているところでございます。また、南魚沼市観光協会は観光地域づくり法人の登録を目指しているところでございます。さらに

松井基金プロジェクトも展開しており、これら全てのプロジェクトを融合させることで着実に成果を上げていくと考えております。そのためには、専門的な知識や経験を持ち、プロジェクトに関わる多様な考え方や発想を理解して、それらの間を適切に調整し及び橋渡ししながら関係者をチームとしてまとめ、現場の責任者としてプロジェクトを推進できる人材を配置することが極めて重要であると考えます。そこで国が2021年度より創設した地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、人材を公募すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは、目黒議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

地域プロジェクトマネージャー制度の活用についてであります。国が2021年度より創設した制度であります。これを活用して人材を公募すべきときだ、という話であります。答えてまいりたいと思います。

目黒議員が言われるように、観光は単に観光客に来てもらって、観光スポットを訪れ、市内に宿泊してもらおう。いわゆる言葉はあれですけども外貨獲得というか、そういうことで完結するものではなくてなっている。それだけのものではなくてなっている。そのため、国でも地域の様々なプレイヤー——横文字はあまりふさわしいかどうか分かりませんが、プレイヤーや事業者が参画をできる観光による地域づくり法人、これがDMOと言われているものですが、この認定を進めているという流れであります。

現在、南魚沼市では様々なプロジェクトが、議員が先ほどお話しいただいたように、観光だけにかかわらず、地域プロモーションというか、地域づくりにそれぞれいろいろあります。医療も含めて言えばという幅広いものになるわけですけども、こういうことが進行していますが、これを有機的につなげ相乗効果を上げて取り組むということは、南魚沼市の地域の活性化に向け、非常に重要なテーマだと思っています。それを実現するための手段として、この総務省の地域プロジェクトマネージャーの活用は非常に魅力的な制度であると思っています。

できればそういう方、そういう存在にぜひ現れてもらいたいというか、据えたいというのは当然あるわけで、そのことを前提にちょっとしゃべります。地域プロジェクトマネージャー推進要綱、これをご覧になっているかもしれませんが、令和3年3月31日付、この総務省の制定ですが、その役割として、それらプロジェクトの規模や対応、いろいろな状況に応じて、行政だけではなくて、民間企業、関係団体といった地域の方々を巻き込みつつ、必要に応じて専門知識を有する外部人材なども招聘しながら進めていくこと。また、行政や民間の考え方の違い、地域の人々と外部人材の発想の違いなどを理解してそれらをつなげる——横文字であまり好きではないですけども、ブリッジ人材、橋渡しということですかね、訳せば。そういうことができる、そういう能力のある人を、そういうことを機能させてプロ

プロジェクトのマネジメントができる人材と定義をされているということです。

言葉で書くと簡単ですけども、こういう人がいるのかどうかということも含めて、非常にこれは厳しい問題が私はあると思います。非常に高いレベルが求められる人材であります。この文字のとおりやると、私は市長職ができる人だと思います。これはちょっと言い方が乱暴ですけども。そのくらいいろいろなことを求められている事業だと私は理解するのです。総務省の言っていることがです。

このことについてちょっと言うと、この制度を利用するための条件というのがありまして、ご覧になっていると思うのですけれども、問題点を整理すると、まず1点目、3大都市圏——これは限定しているのです。3大都市圏から南魚沼市への住民票の移動が必要である、まず1点目。これでないと駄目なのです。2点目、活用させていただくその人の期間というのが1年から3年。いろいろなプロジェクトを考えた場合、これを私は長いとはみられない。加えて3点目が、その方の身分が規定されているのです。会計年度任用職員でなければならない。将来的な身分の保証を担保はできないという視点がやはりあるのです。加えて給料面という問題もあります。そして4点目です。国からのこの財政支援というのが、年650万円が上限になります。都市圏から有能な人材に来てもらうには、果たしていいのだろうかという疑問があるわけです。自己財源の上乗せが必要であると。これはそうすればできるのかもしれない。などの制限とか、私の中に少し、趣旨は分かるのだけれどもという問題がやはりあるのです。

議員が提案をされる、お話にあったR I D E O N 南魚沼プロジェクト——自転車の事業です。加えて南魚沼市の健康ポイント制度、私はこれは将来的に南魚沼市の大変大きな将来像がかかってくる問題だと思っているのです。今はまだ歩み出しは小さいですけども。加えて観光による地域づくり法人、DMOの問題。これも非常に大きな意味を持ちます。加えてこれからほかの議員とのやり取りで出てくるかもしれませんが、松井利夫さんのあのご寄附によって成り立っている松井基金。それだけを使うという意味ではないのですが、そのことを含めたプロジェクト、こういったものに乗りに出していこうと今しているわけです。

これら全てを融合させて成果を上げていくためには、南魚沼市の総合的な方向性を出すことがまずは必要ですが、これらのプロジェクトは個々において非常にボリュームのある事業だと私は思います。それでちょっと先ほど言葉は悪いのですけれども、市長的な仕事、役割ではなからうかと思うのです。方向性が定まらないままこの制度を活用してやるには、過去いろいろな、総務省とか様々なところが地方創生とかという名の下にいろいろな制度をつかってやっています。成功している事例もあったり、なかなかうまくいかなかった事例もあったり、当市も取り組んだ事例もある。こういったことを繰り返して、さほどにやはり大変な問題なのだと思うのです。こういうことがあります。これは相乗効果を上げる各事業、そしてプロジェクトの調整を進めていく、この上ではやはりその方向性としては欠かせない、そういう人材に出てきてもらわなければならないと思っているわけですが、この制度を活用することもやはり視野に入れながら検討していきたいと私は考えます。

しかし、今ほど言った3大都市圏から呼んでこなればいけないという縛り方、私はここに少し地方行政の長として、いささか国ももうちょっと考え方を、なぜそこにこだわるのかという思いがあります。例えば自転車のプロジェクトの話をすれば、決して首都圏だけではなくて、地方に私どもの知っている、名前はちょっと言えませんが、そういうすばらしい方もいるのです。これは当たらないのです。だから、何か上意下達的な少しまだ匂いがして、その匂いを私は感じて、この制度を全面的にと、ちょっと思いにくいのです。ただ、この制度の考え方としては、先ほど言った趣旨、定義はいいと思うのです。私としては全体をやるということ任せるといふことには非常に無理があると思うので、今ほど列挙しました自転車のまちづくりとか、例えばDMOのことだとか、様々そういう個別のことについて——1人だけしか選べないという、これはまた縛りがあるわけですが、その中でやはりよくよく吟味して、この分野については、その特化性のあるところについては非常にいい人がいるかもしれません。そういったことも含めてこの制度を活用するということを視野に入れるべきだと思います。

全体像をやらせるには、非常に南魚沼市はもっとはるかに、様々なことに取り組んでいると思います。そういう観点なので、多分気持ちはたがえていないと思うのですが、そんな思いを持っております。この制度に当てはまらなくても、プロジェクトを推進していくことができる人材が確保できれば。言いたいことは、この総務省の事業だけではなくて、例えば今回、少し踏み込んで言えば、医療・福祉のまちづくりのことについては、まさにこういう橋渡し、ブリッジ的人材、言葉ちょっと悪いですが、そういうことを含めて新たに副市長職を選んだという、就任してもらっている。同じことではないですか。なので、この制度だけではなくて、必要なことは市が独自財源で、例えばやらなければいけないことであれば、私としては躊躇なく、ためらうことなくそういう人材を据えて、この市の発展のためであれば、そういうことを確保していかなければいけないと思っております。先ほどを繰り返しますが、この制度の趣旨にのっとって、具体的なところにこの制度を使うことがやはり当市としては現実的ではなかろうかと考えております。

以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

市長がおっしゃるとおりで、非常に縛りがあってハードルが高い制度でございます。今年度からスタートした中で、一番最初にこの制度を利用したのが福岡県の小さい町ですが、すぐに採用して、その後動きがあるかを見ていますと、福井県のほうで公募が昨年行われているかというところで、なかなか一気に国が考えているほど広がっていないところが、恐らく市長が今ほど言った点かというところがございます。

ただ、市長が言うとおりの、やはり外部からの方々の交流というか、そういう方が入ることによって変わっていくこともあると思うのです。昔からまちおこしとかまちづくりの中でキーパーソンという方がいまして、そのキーパーソンと行政と、そしてそこに住む住民との

思いの共有があった中でそのまちづくりが進んでくるという事例が、これは過去の経験でも多くございます。そういう意味でこれを利用したらどうかというところなのでございます。

まずその中で先ほど言ったR I D E O N 南魚沼ですが、こちらは官民連携の組織でプロジェクト実行委員会が令和元年10月に設立されております。行政も入っておりますし、民間団体、事業者、そしてアドバイザー等々様々な方々が一緒になってこのプロジェクトを進めて、非常にいい形で進んでおります。今年3月には湯沢町、南魚沼市、魚沼市が連携して自転車活用推進協議会というのを立ち上げてまして、このたびその2市1町を結ぶ県内初のモデルルート、雪国魚沼ゴールデンサイクルルートというのが誕生したと。そういう流れの中でこの南魚沼市が加盟した全国組織の自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会に林市長が副会長ということで任命されて、非常に全国でも注目されている市になっていると思うのです。そういう中で市長が今描いているこの自転車の活用を推進したまちづくりというのをどんな感じで描いているか、ありましたら教えていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

全国副会長になったのは、ブロック長になったために副会長が回ってきているという、そういうことですが、ただうれしいことでもあります。全国のそうやって頑張っている皆さんとまたつながっていく機会にも恵まれる。実は、さきの橋本聖子さんとつながれたきっかけも自転車ということもあったのです。そういうこともあります、加えて自転車のまちづくりのことは、外側から人が来ていただくということもすごくある。

加えて、今日永井議員とのやり取りのところで似ているテーマですが、一方だけではない。あのときはエコノミーとエコロジーの話でしたけれども、今回は外側からもあるけれども、内なる健康増進も当然あるし、様々にやっつけていける。そして今日のテーマになっている通学路の問題です。例えば道づくり、こういったものに絶対やらなければいけない。進めていくべき仕事なのだという思いで皆共有もしていると思うし、それぞれにまたそれぞれの思いもあって、本当にスポーツとしての自転車が好きな人、そして我々のような行政も含めたような様々のことを言い出す人間、含めて総体のR I D E O N 南魚沼だと私は思っているのです。これが地域づくりに結びついていくと考えています。

だから、この自転車のまちづくりというのは、単に自転車だけではなくて、地域の将来、そして観光も、あと例えば道の問題も、もしかするとSDGs的な、そういう脱炭素的な問題も全て絡んでいると思いますので、非常に幅が広い問題だと考えています。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

今おっしゃるとおり観光という部分、モデルルートが誕生するということはサイクルツーリズムの一環としてそのルートが誕生した。プラス市民の健康、あるいは交通、SDGsの環境、様々なものがこのR I D E O N 南魚沼に期待されているところだと思うのですが、その中で市民の皆さんに親んでもらうサポチャリというのを展開したと思うのです。

このサポチャリのときに残念だったのが、市民の啓発という部分の中で、ここが観光協会とタイアップしてできたらよかったと思う点があったのです。例えば、あの日はディスポートか大原運動公園から女性のライダーがスタートする形になったと思うのですが、同じ自転車が六日町観光協会にあるわけです。その観光協会も同じ日に一緒に動きの中で、市民の方が、あるいは観光の方がその自転車を使って自由に町なかをライドしている中に、そのサポチャリの皆さんと一緒に参加したら、非常にお互いに気分よく回れたという部分があって。

担当している各部署の皆さん方、本当に優秀でしっかりやっています。ただそこがどうしても自分の部署のことで、もうやはり任務をしっかり責任果たしてやるという意識が強いものですから、そういう意味での横のつながりというのがなかなかできなかったと思うのですが、そういう部分も含めて進めていったらどうかと思うのですが、市長のほうで考えがございましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

ご指摘は正しいのだろと思いますが、先ほど言ったように、単に自転車だけではない、観光だけでもない、市民の健康増進のためでもある、そういうことを含めて考えていけば、やはり横断的なことをやっていかなければならないと思うのです。これはまたちょっと自分の考えで言いますと、例えば今それを生涯スポーツ課でやっていますが、ここには保健課の考え方が入っていかなければなりません。もう一つは商工観光課の考え方も入っていかなければなりません。あえて言えば建設課の考え方も入っていく。というように考えていくと、今ほど議員がご指摘のように様々に広く横断的にものを考えていく。

例えばこういうときにブリッジ的人材なのか、ブリッジ的担当、チームなのか、部とか課なのか、そこまでちょっと言うと言い過ぎですけども。そういうことの発想が必要になってくると思うので、こういったところに例えば先ほど言ったこういう人材の力を借りるとか、そういうことを1つずつ考えていく必要があるのではなかろうかと思います。このRIDE ON 南魚沼プロジェクトについては、非常に何かその辺の可能性を感じるような気がします。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

続いて松井様の基金です。こちらのほう、恐らく市長も松井様と一緒にいろいろな、当然思いの共有やら打合せ等々を進めているかと思うのですが、現在この大きなプロジェクトの方向性というのは、市長の中で描き始めているものがありましたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

あさって、実は松井さんがこちらに急遽いらっしゃることになりました。最初に言っておきますが、そのプロジェクトの話は、細かいところまではまだ決まっていません。しかし、松井さんのこの寄附に対する思いというか、5億円の追加のご寄附のことも含めて、そうい

ったことを語ってもらう記者会見等の場をセッティングしたいと思います。恐らく松井さんですから、いろいろな思いをそのときに、聞かれた場合に語ってくれる場面があると思います。

いろいろこの間、私も松井さんを訪ねさせていただいて、顔と顔を合わせていろいろな話をしてまいりました。松井さんは起業のそういう拠点とか、様々な事業にぜひ取り組んだらということが、まず最初にあったのです。次にきたのがやはり田園リゾートというか、オフィス構想というか、そういう人流も含めた、ぜひこの資源を生かし切ってすばらしい場所にしていっていただくと。例えば今のリモートなどにもつながるのですけれども、そういったことをずっと言っていました。

加えて私のほうからは、やはりSDGs的な・・・というか、我々がなせる資源を使ってやるときに、例えば雪という問題は様々なものの展開の中で外せませんということも申し上げているつもりですし、そういったことには大変強い賛同の気持ちをいただいています。いろいろ頑張ってみなさい、ということですが、これはまたこれから細かく考えていかなければなりません。そんな状況です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

やはり松井さんの基金のプロジェクトも非常に幅広くて、テーマも大きいものだと思います。恐らくいろいろな方々と、いろいろな課と、またいろいろな事業者、民間団体と進めていく中で、まちづくり推進機構が今人材育成とか人材活用とか、やはり移住定住等々も賄ってもらっておりますが、まちづくり推進機構の活用というのはこの基金の中のプロジェクトに入っているかどうか、ありましたらお聞きしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

まちづくり推進機構、前はMMDOと、今はその名称はやめたということですが。この最初の生みの苦しみというか、言葉はちょっと悪いのですが、いろいろなことがありました。が、現在様々ないろいろな活動を、当然市としても市の方向性にも合致して今進めてもらっています。この松井さんの基金に触れる部分に非常に合致する、推進する核というか、事務も含めて様々なありますので、こういったところには非常に力を発揮できる皆さんだろうと思っていますし、考えております。そういう中でまちづくりは進んでいくべきだと思うので、という意味であります。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

6月の議会のときにDMOに関しまして、市長のほうで外部の力というのは必要だということをおっしゃっていましたが、その後そういった意味でいろいろな動きがある中で、そういった観光の専門という方々との交流というのは市長のほうでございましたでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

観光のそういう方々との直接というのではないのですが、これは会社名言っていないかどうか分からないけれども…… J T B さんです。 J T B さんがこの南魚沼に支店をつくりたい。これはふるさと納税の絡みも当然あります。ただ、 J T B というのは、そこだけではありません。やはり日本を代表する観光、そういったところの会社でありますので、非常に将来的なつながり、そして拠点をつくっていただくということについても、私は非常に期待するところですよ。だから、先様が今考えている状況よりもさらに、我々と一緒になって取り組んでもらいたいという気持ちも当然ありながら今言っています。

直接いろいろな方々にまだそのほかには会っていませんが、今ちょっといろいろな変化があると思うのです。新潟県の観光協会長は高橋さんがずっと長くやっていましたが、今はご退任されて、何とあの県知事が観光協会長を兼ねることになりました。私が観光業をちょっと携わり始めた今から 30 年くらい前は小さい町、今ほど市はいっぱいなかったですから、昔は町村が多かったわけです。この町村はほとんどその観光協会長というのは大体町長とか村長が務めているのが一般的でした。

そこからいろいろ変わってまいりましたが、今様々考えているときに、県知事のこの姿勢というかも含めて考えると DMO が出来上がってくる。様々財政の負担とかいろいろな変化がある。こういった中で例えばオーストリアにおいては、姉妹都市のチロル州知事がトップなのです。そういうことも含めていろいろやはり考えていく必要がある。DMO の立ち上げがすごくありがたいし、すばらしい。この先、行政の関与の仕方という問題で、これからいろいろ考える時期が来るといふ思いがしています。そういう中に先ほどのプロジェクトリーダーですか、そういったものの考え方とかが出てくる。こういうものが相まっていけばという思いです。

○議 長 3 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

そういった意味で DMO はそうですし、観光協会もそうですし、 R I D E O N 南魚沼は生涯スポーツ課、松井さんの基金はまちづくり推進機構もそうですが、企画政策課なのか、担当しているかと思うのですが、そういった部分で、大きなプロジェクトほど人材がやはり少し足りないのかもしれないと思っているのです。そこに地域おこし協力隊、これがいわゆるこのプロジェクトマネージャーの前身なわけです。その方を活用して、その部署に入れ込んで、実際に動いていて、先ほど市長言うとおりの大きな方向性が決まったときにこのプロジェクトマネージャーが入ってくると一番理想的な流れかと思うのですが、地域おこし協力隊の活用という部分はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

そういう流れで経過というか、そうですよね。今、議員がお話のとおりだと思います。今現在は当市にはおりません。割とまたここにきて、いろいろな自治体がそういう人たちを採

用しているというのをよく見ます。何かそこに今の流れを感じると思うところがあるのですが、これについてはまだちょっと具体的に決めていませんので、今はちょっと参考にやはりお聞きしておきたいと思います。これからどうするかは、これから。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

国としてもこの新型コロナウイルス感染症を契機に地方への関心ということで、力を入れている部分があるので、恐らくそういうので各自治体が採用している形が多いのかと思っています。数日前ですか、来年度の予算概算要求でも今年度の予算の3倍、4億5,000万円程度を地域おこし協力隊にかけているという部分が、やはりこれは国としては現在5,500人くらいの地域おこし協力隊ですが、8,000人にまで伸ばしたいというので、そういう形を取っております。なかなか地域おこし協力隊はいろいろな部分での障害があったという過去の経緯もありまして、現在今年から始まったのは地域おこし協力隊のインターン制度の創設をしたということです。いわゆる2週間から3か月程度を地域おこし協力隊として入ってきて、そこで行政もそうですし、住民もそうですし、来た地域おこし協力隊の人が馴染んできたら延長していくみたいな、そういう入りやすい形を取られているので、ぜひ活用したらどうかという部分があります。

なぜかと言うと、先ほど言った大きなプロジェクトもそうですが、島根県のある市ですと、今年15人の地域おこし協力隊を採用したと。どこに回したかと言うと、中高校生の授業の伴走にその地域おこし協力隊の方を使っている。そう考えますと、南魚沼市も今、You Keyプロジェクトですか、愛南魚沼みらい塾さんが担当してやっておりますし、また国際情報高校のスーパーグローバルハイスクールが前身でしたが、それが今、八海高校の全生徒が総合探究という形の授業で始まったりとか、そういったものが動いている中で、また小中学校のGIGAスクールに関しても恐らく人材不足があると思うのです。そういった部分に地域おこし協力隊を当て込んでいく。あるいは部活動の指導者という部分も今後大変問題になってくるのですが、そういうところも視野に入れながらそういった地域おこし協力隊を使っていくのはどうかと思うのですが、市長のほうで考えがありましたら、お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

言われているとおり、いろいろなことになれば、行政には職員を採用した後、いろいろな制約があります。それを超えてやれるようなことがあれば面白いと思いますが、果たしてそれを全部できるかというちょっと聞いていて不安もありますが。これはちょっと皆答えにくいと思うので、制度をまたよく見てみたり、当時その地域おこし協力隊のことでやったときとまた今は状況が変わってきていると思うので、今現在に照らし合わせて、果たしてそういう方の採用というのが、例えばぜひ積極的にやるべきかとか、いろいろちょっと考えてみたいと思います。

先ほどの愛 南魚沼みらい塾の話ですが、誠にすばらしい活動をしていると思います。全国的なそういうことを支援しているところからもすごい評価を受けている人たちで、民間の皆さんであります。この皆さんとか、先ほど言ったまちづくり……（何事か叫ぶ者あり）まちづくり推進機構、そういったところと合わさってくる。実は青年会議所の皆さんもそういう教育の部分のプラットフォームの人材として、一緒にやっていきたいと思いますという声も上げてくださっていますし、何かそういう力を今出し始めてきたというのをすごく喜んでいます。この辺を一緒にやっていくことではないかと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

今までもそうですが、各市民団体が一生懸命それぞれ活動してきて、現在新型コロナウイルス感染症という契機だったのかどうかは別にして、各団体がそれぞれのよさを出しながら、お互いに手を組みながら進んでいるところを見ますと、非常に頼もしく感じますし、そこにさらに後押しというか加速するのが、やはり外から入ってくる方の力が今後必要になってくると思います。今そういう動きの中で、やはり地域おこし協力隊が入ってきてもらって、そこでさらに相乗効果でお互い高め合ったところでプロジェクトマネージャーという形に進んでいきたいというのが理想的なのかと思っております。

そういう意味で、先ほど市長が言ったとおり、この1つのプロジェクトを見たとしても、例えば自転車だと生涯スポーツ課、あるいは建設課、保健課、環境問題で環境交通課、物すごく幅広いわけです。それぞれの各部署のところはきちんと仕事はしているのですが、その1個1個をつなげる。ほかのプロジェクトもそうですが、また違った部分で大きな部分を持っている。まちづくり推進機構も入ってくる、観光協会も入ってくる、自転車では自転車の事業者の協会も入ってくる。そういった部分で物すごく幅が広がったところを1つにまとめ上げられるプロジェクトリーダーというのがやはり必要となってきます。

いるかどうかは別にしても、手を挙げないとそういった人材も出てこないと思います。先ほど市長は市長になれるくらいと言いますが、さすがに市長職とはまた別だと思うのです。そういう部分で今までの経験とか人脈を生かしたそのプロジェクトマネージャーを、手を挙げてみるというのからスタートしたらどうかと思うのですが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

ありがとうございます。最初、この総務省の制度のプロジェクトマネージャーというか、こういったことも検討したいということは既に答弁していますし、加えてそれ以外のそういう条件に当てはまらなくて、しかし必要な方であれば——副市長には今回の医療と健康を含めた全部のことを、今やってもらっているわけですがけれども、私は同じことだと思っているのです。必要があれば、必要なことに取り組むということだと思っております。その前段として地域おこし協力隊のそういうことも含めて、十分検討もしながら進んでみたいと思いますので、

またこれからもよろしくご指導いただきたいと思ひます。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用について

R I D E O N 南魚沼も、松井さんの基金にしても、DMOにしても、本当に今後南魚沼市の未来を明るくする大きなプロジェクトだと思うのです。そういう中でそういった方々が今必死につくり上げている中に後押しとして地域おこし協力隊を入れながら、そして最後は地域プロジェクトマネージャーを公募して採用していくということをぜひ期待しまして、一般質問を終わりとさせていただきます。

○議 長 以上で、目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を17時10分といたします。

[午後4時53分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後5時10分]

○議 長 質問順位7番、議席番号5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、質問を許されましたので、初日最後、皆さんお疲れですが、お付き合いをよろしくお願ひいたします。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

今回は大項目2点ですが、1点目、新型コロナウイルス感染症対策について伺ひます。

厚生労働省、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード、8月18日ですが、全国各地で災害レベルの状況にあるとの認識での対応が必要とし、直近の感染状況の評価等で新潟県は人口10万人対27人と、25人を超え急速な感染拡大となっているとしています。新潟県も過去最多を更新する日が続き、感染状況によっては政府に対しまん延防止等重点措置の申請を行うことも検討と聞いています。また9月3日からは県独自の特別警報が県内全域に発令されました。市内の累計感染者も昨日までで181名と確実に増えています。8月30日の県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料では、8月以降中等症者数、これは酸素投与が必要な患者が増えているデータも示されており、何としても感染を抑え住民の命を守ること、医療の逼迫、医療崩壊を起こさないように全力を上げることが求められていると考えます。

そこで(1)ですが、若い世代の拡大防止対策について伺ひます。①厚生労働省のアドバイザリーボードが8月18日に示した全国各地で災害レベルの状況にあるとの認識での対応が必要との見解を市長はどのように受け止めているか。また、県内や南魚沼市の感染状況についてどのように受け止めているか伺ひます。

②新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の8月30日付の資料では、県内の年代別感染状況は直近の8月15日から8月28日は20歳代が46%、10歳代以下に限定すれば24%と、若い人の感染割合が1月と5月のピーク時に比べても拡大しています。南魚沼市で昨年11月から今年8月31日までに感染が確認された180人を年代別に見ると、同じように若い

人の割合が高く、20歳代以下が43%となっています。そこで家庭内での感染防止や行動規制、旅行の自粛など、市民が生活する上での注意喚起や知識の啓蒙をどのように行ってきたか伺うとともに、感染拡大を踏まえ今度の方針や対策を伺います。

次に③2学期が始まり、学校や学童クラブなどが再開されました。子供たちの交流の機会も増えますが、感染防止のためにどう取り組むか、市長の方針を伺います。

次に(2)ですが、感染拡大の封じ込めをどのように進めようと考えているのか伺います。新潟県で中等症者数が8月以降高い状態を続けています。病床逼迫を避けるためにも、早期発見、早期治療をし、中等症、重症化への防止が必要ではないでしょうか。感染力の高い変異株に置き換わっている今だからこそ、大規模PCR検査を実施し、無症状感染者を見つけ出して治療、保護することが必要だが、実施する考えはないか、再度伺います。

次に(3)です。ワクチン接種の実施状況と今後の計画について伺います。①市長は一般質問での答弁で感染拡大防止にワクチン接種が最も大事だとしています。議会で配付された資料によれば、65歳以上の高齢者への2回接種は希望者91.24%に対して接種済割合は94.76%となっていますが、65歳以上についてはこれでほぼ完了ということでもいいのか伺います。

②ですが、12歳から64歳の1回目の接種割合が40.33%、2回目が27.42%となっているが、優先順位の考え方やワクチン接種の終了時期、実施が早く行われるための新たな取組などについて伺います。

(4)です。自宅療養を基本とする政府方針と、市内感染者の実態について伺います。①政府が感染拡大地域において可能とする新たな選択肢では、入院が必要な患者以外は自宅療養が基本となるなどの方針を決定し、県外では自宅療養中や施設での療養中に亡くなる方が急増しています。新潟県はそうした対応を現在は取っていませんが、政府方針では守れるはずの命が守れなくなるのではないか。政府の方針をどのように受け止めているか。また政府に対し、方針の撤回を求めるつもりはないか伺います。

②です。新潟県の対策本部会議の資料を見ると、感染者の増加に伴って7月半ば以降、自宅療養者が急増しています。南魚沼市内の患者の入院、ホテル療養、自宅療養がどのようになっている、自宅療養患者の健康観察や往診がどのように行われているのか伺います。

③です。先ほどの8月18日ですが、厚生労働省のアドバイザリーボードは医療体制の対策として当面続く危機的状況に際し、最大限に効率的な医療資源の活用をし、感染が急拡大する地域では、それぞれの地域の状況を踏まえ、都道府県が主体となって地域の医療資源を最大限活用して、新たに特例承認された中和抗体薬の活用や重症化に迅速に対応できる体制を早急に整備することにより、必要な医療を確保することが求められる。さらに全国的に厳しい感染状況が少なくとも当面は続くという前提で改正された感染症法第16条の2の活用や、臨時の医療施設などの整備を含め、早急に対策を進める必要があるとしています。自宅療養でなく、医療者の目が行き届く体制を緊急につくる必要があると考えますが、南魚沼市としても医療関係者との話し合いを進め、病床の確保とともに新潟県に対し、臨時医療施設の検討

も早急に提言すべきではないかと思いますが、考えを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

第1項目めは新型コロナウイルス感染症の対策についてであります。1番から4番まで、大変それも相当細かくなっていますので、時間がちょっとかかりますので、これはちょっと勘弁してください。しっかりと答えさせていただきます。

1点目、若い世代の感染拡大防止対策です。現在の感染状況ということですが、どういうふうを受け止めているかということですが、全国的に第5波、感染状況が続き、新潟県でも8月30日に県知事より県独自の特別警報が全県に発令されました。時短も行われます。市内においても感染が確認をされておりますが、重篤になりやすいとずっと言われている高齢者の皆さんからは感染者が1例も発生しておりません。これが事実であります。4月下旬から開始しております、当市においても行ってきた高齢者へのワクチン接種の効果ではないかと考えております。というか、確信しています。しかしながら、現在のデルタ株の感染拡大の状況というのを考えますと、若年層を含めました全年齢層へのワクチン接種をさらにやはり進めていく。そして市民のワクチン接種率を高めることが必要だと考えているところであります。

②番であります。家庭内感染の防止、これが言われています。旅行の自粛など、市民への注意喚起を、啓発などをどのように行ってきたかということです。今後の方針についてもということです。

新型コロナウイルス感染症の予防については、クラスターの発生以前では市報で感染予防について日常生活で気をつけること、そして集団感染リスクを高める行動を避けること、症状があるときに心がけたいこと、また新潟の新しい生活様式について掲載しております。また5月のゴールデンウィーク明けには家庭内での感染拡大があったということから、市のウェブサイトで市長メッセージを5月11日及び5月13日に配信しましたし、加えまして新型コロナワクチン接種会場でも啓発のチラシを皆様に配布したところであります。

さらには市報6月1日号では家庭内感染防止のポイント、これについて掲載をさせていただき、ウェブサイトまたはFMゆきぐににおいても度重ねての周知を行ってきたと思っております。これがこれまでにどのように行ってきたかということの回答であります。今後も感染状況に合わせまして、これはいろいろ変化もしてまいります。なので、市民の皆様への注意喚起、または予防の啓発、これらを行っていくことは当然でありますので、引き続き行ってまいります。

③番のご質問の2学期が始まりまして、子供たちの交流の機会も増えるけれども、感染防止のためにどういうふうに取り組むかということでもあります。市長にお尋ねでありますので、

私から答えます。

学校における感染対策はいわゆる3密の回避を基本として、マスクの着用、教室の常時の換気、できるだけ身体的距離を確保するなどの対応を行っています。加えまして、様々な学校活動の内容を、かわいそうですけれども見直して、感染防止対策を十分に行える内容への変更とか時間の短縮など、様々な工夫をしていただきながら、可能な限り充実した学校活動となるように現場では努めていただいています。手洗いの温水化のこととか、こういったものもあります。

感染者数が増加している状況下で2学期が始まっていることも受けまして、8月20日に、これは事前に南魚沼市立の学校長さん方にこれまでの対策の徹底、加えまして熱中症の対策、これらも含めて両立を図るよう、学校教育課長名で通知を申し上げました。これに加えて、教育長名で全ての保護者の皆さんに対しまして、基本的な感染予防対策の徹底、感染が心配される場合の対応、加えまして心配をずっとしてきています感染者等の人権への配慮についての文書を配布させていただきまして、ご理解とご協力をお願いしたところであります。

2学期は各小学校では親善陸上大会をはじめ、学習発表会、文化祭等々が予定をされています。また中学校では部活動の新人戦や運動会、合唱祭などの行事が計画をされています。保護者の皆さん、そして学校が連携しながら感染防止対策を本当に最大限実施していただきながら、学校行事内容をまた工夫しながら、児童・生徒の成長する機会を奪わないように、なるべく確保するように、これは相まって進めていっていただきたいということがございます。

(2) 番の件であります。感染拡大の封じ込めをどのように進めようとしているかということで、今回も大規模なPCR検査を実施せよということでもあります。無症状感染者を見つけ出して、そこが大事なところだというご主張、これは一貫して中沢議員から伝えていただいているところです。このPCR検査について、仕事上の出張などで県外滞在をされる、または県外者の皆さんとの接触の多い事業者等、重症化しやすい高齢者で施設入所する方へ検査費用の助成を市はずっと行っています。これは利用者もあります。いわゆる後半の施設入所の問題とちょっと離れると、何度も繰り返しますが、うちの市は働いている皆さん、一人親方も含めて、この皆さんにはPCR検査のそういう補助制度をつくっています。のべつ幕なしにとはできないですけれども、不安があればぜひ利用していただきたいということはずっと続けています。

加えましてですが、少し中沢議員のこれまでの主張に触れるところになるかもしれませんが、新潟県に対しまして、大規模なPCR検査施設の設置を要望しておりました。特に上田地区の非常に感染拡大が懸念される事案が発生した頃、特にこのやり取りをさせていただきましたが、県も1歩前に進めてくださったと思います。もう始まっているのですが、9月1日から9月30日まで、南魚沼市、そして魚沼市、それから湯沢町、この飲食店や観光関係の業務に従事している方を対象、その方々に絞らせていただいているのですけれども、例えばいろいろな大きなイベントもありました。そしてこのたびの時短の問題等々もありま

す。一番やはりリスクの大きい部分、こういった皆さんに限っているということもあるのですけれども、しかしながら1歩前に出た。現在この方々を対象とした無料のPCR検査場が小千谷市に設置をされています。こういったことは関係者に今連絡を入れたり、通知というか、そういうことをお知らせしているという状況であります。必要な方は行っていただきたいということでございます。

3つ目の括弧であります。ワクチン接種の実施状況と今後の計画です。

①番、65歳以上の接種はほぼ終了したか。したと言っているのかということだと思いますが、私はそう言い切れると思います。65歳以上の接種率は、9月5日現在の新しい数字を申し上げます。1回目が終わっている方は95.85%。2回目まで終わっている方が95.14%です。この接種率になっています。おおむね終了したものと考えています。一番特筆すべきは、当市の頑張りです。何を言いたいかというと、1回目の接種と2回目の接種のパーセントを見てください。これが極めて近い。これは本当に担当している皆さんを褒めてもらいたい。これは大変なことです、実は。ほかとも比べてみてももらいたい。これは追跡をしたり、再度の声かけをしたり、そういうことの努力を惜しまなかった成果です。これは私は声を大にして言いたいと本当に思います。頑張りに応える意味でも、ぜひともこういったこともいろいろなチラシ等でもお知らせください、中沢さん。本当に。そういうことを伝えてもらいたい、私は。

そしてこの特筆すべきは、当市の民生委員の皆さんを、これを民生委員の立場のままできまませんでしたので、民生委員の皆さんから自主的にになっていただくという形の形態を取って、意向調査員までつくって当市は進めました。当初それでやっても受けると希望した方が91%だったのです。これをはるかにしのぐ数字になったではないですか。ここが先ほど、最初の質問に触れておられる高齢者のほうから重篤な皆さんが、または感染者が出ていない。そういうことに私はつながっていると、非常に強く思っているところであります。私はほぼ終わったと言っていると思っています。それでもまだやっているのです。

2番目の12歳から64歳の接種のことです。これがこれからだが、優先順位や終了期間、接種が早く行われるための新たな取組についてを伺うということですが、所信表明でもご報告しましたが、12歳から64歳の接種率は、これも9月5日現在の話をします。調べてもらいました。1回目が終わっている方は50.17%、半数を超えました。加えまして、2回目が終わっている方は31.43%です。12歳から16歳の基礎疾患などがある方は8月から医療機関での個別接種等が開始をされております。集団接種につきましては、40歳以上の接種を8月16日から開始しております。本日9月6日からは16歳以上の全年齢を対象とした予約を開始しました。現在、未接種者への接種勧奨、いろいろありますが、受けていただきたいという、これはお願いになるわけですが、これを行ってありまして、当市としては10月末までには2回目の接種がおおむね終了するよう、推進しているという状況でございます。

(4)番のことに移ります。自宅療養を基本とする政府方針、市内感染者の実態はどのようなのだということ。①番の政府の方針をどういうふうに見ているか。または方針の

撤回を政府に求める考えはないかということでもあります。この入院病棟には積極的な医療が必要な重篤感染者と経過観察程度の——程度と言ってはちょっと言葉が悪いかもしれませんが、経過観察くらいの軽度の感染者、これが混在しておりまして、重症者に適切な医療が提供できにくいという現状、これに沿って国の方針をいろいろやっているのだと思います。病床が有効的に活用されていないということから、感染症法が改正されたと認識しています。これは重症患者を優先して治療を行うためでありまして、自宅療養を基本とするという方針ではないわけです。詭弁っぽく聞こえますか。でもそうなのですよ。したがって政府方針の撤回を求めるという考えを私は持つことはできませんということでもあります。

②番です。市内の感染患者の入院、ホテル療養、自宅療養がどのようになっているのか伺うということです。これは最近すごく報道紙面を賑わせております。全国からいろいろな声が上がっています。新型コロナウイルスに感染した方は高齢者や基礎疾患がある方、妊娠している方などを除いて、医療機関の医師が入院の必要がないと判断した方は宿泊療養や自宅での療養となります。市内の感染患者の方の自宅療養者数については、関係機関から情報提供を受けておりますけれども、非公表となっております。この自宅療養、宿泊療養や入院対応については、いわゆる感染症において広域的な調整を図るため、これは県の業務となっております。ここに今全国の自治体から少しこの情報を共有できないかという声が上がっていることはご存じだと思いますが、そういう立つけがあつてなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

③番です。南魚沼市も病床を確保して、県に対して臨時医療施設の検討を提言すべきではないかということです。市民に適切な医療を提供するという観点から、十分な病床数の確保と病状に応じた身近な宿泊療養施設について、これを整備されるべきであると私も考えています。県内の確保済みの病床というのが555床です。そして宿泊療養施設は300床となっているのですが、療養先の病院名や宿泊療養施設名はこれもまた非公表です。県内の感染拡大に伴い、今後病床数は最大200床増やす計画となっているということでございます。

また重症化を防ぐための治療法、今言われている抗体カクテル療法を行うセンターが、これは公表されていまして、魚沼基幹病院に設置をされることになりました。身近な場所で治療が受けられることを心から期待しています。当市では今後、感染拡大状況に応じて適切な宿泊療養施設の確保について、これは当然であります。県と調整をしまいたいと考えております。なお、この臨時医療施設につきましては、極めて専門的な課題、事柄となっておりますので、必要であれば副市長のほうに答弁するように促しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

臨時の医療施設につきましては、結論から言うと、現段階で新潟県に設置を検討すべきだということを行うつもりはありません。理由を2つ申し上げますけれども、ご指摘の臨時医

療施設というのは、この2月の改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めてありますけれども、医療法の第4章といいまして、病院の開設や構造、人員配置等の管理を適用しないといった、いわゆる有事法制的な野戦病院並みの医療施設を指しているものと思われます。

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の第31条の2第1項では、どういうときにこの臨時の医療施設を考えるべきかということに関しまして定めております。都道府県知事は都道府県の区域において、病院その他の医療機関が不足して医療の提供に支障が生じると認める場合には臨時の医療施設での医療を提供するのだと定めているわけでありまして。すなわち、平時の本来の医療供給体制では手に負えない場合、厳しい状況につけなくても医療を提供しなければならない場合に臨時の医療施設の医療提供を合法化しているというものであります。

一方、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定というのがございます。この新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を定めているわけでありまして、一番新しいこの対処方針を入れましても——一番新しいかどうか——対処方針を入れましても、この臨時医療施設はまず緊急事態措置区域、それから重点措置区域において医療の逼迫する状況を回避するために、その活用も含めて医療提供体制の確保に全力を上げて取り組むとされているわけです。

一方、新潟県は先般県独自の特別警報が発令されましたけれども、いまだ緊急事態でも重点措置でもございませぬ。したがって設置することは、否定はされませぬけれども、基本的対処方針では積極的な対象にはなっていない。議員が厚生労働省のアドバイザーボードの話をされておりますけれども、ある一定期間の観察を見れば、東京都や神奈川県、千葉県などは新潟県に比べて人口10万人当たりの感染者数というのは4倍、5倍、6倍もあるわけございまして、そういったところでの対応とは違ってくるのではないかとということが制度上そうだと、現段階ではそうだとということが1つ。

もう一つは、さらに全国の臨時医療施設の実態を見ますと、これは自宅療養患者の病態の変化に対応した酸素ステーションであるとか、あるいは今市長が答弁いたしました抗体カクテル療法などを行うものが多い。多様な形態があるわけございましてけれども、これらの施設には医師の管理者が常駐することが必要であります。平時の医療でさえ医師不足のところ、通常の医療従事者をシフトする必要があるわけございまして。ワクチン接種でもなかなか会場の医師が確保できない、こういった地域でありますので、なかなか平時の医療を壊してまで医師を剥がしてそちらへ行くというのは難しいのではないかと、現段階では思っております。

県の医療調整本部では、軽症から中等症の1、これは肺炎はあるけれども酸素は必要ないといった方へ抗体カクテル療法。まずはこの手薄な臨時医療施設ではなくて、当市であれば新たに発表されておりますけれども魚沼基幹病院、そういったところで例えば二、三日入院してまた自宅に戻るとか、場合によっては今度は外来でできるかもしれませんけれども、こういうものを県の発表によれば5か所から10か所設置すると言っているわけでありまして。また中等症2というのは酸素を吸わなくてはいけない、広範囲に肺炎があるような酸素が必要な

方です。これらについても、県の発表によれば、ネーザルハイフローとあって、鼻から陽圧で酸素を供給する施設ですけれども、こういった個室管理をきちんとやるために、集中的にやるための専門的な病院を整備するという形になっています。軽症も含めて、県ではさらに555床から200床の増床を発表しているということになっています。

したがって、患者が溢れる緊急事態措置区域ならいざ知らず、当南魚沼市として臨時医療施設を県に申し入れるという段階ではまだないと思っております。

以上であります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。では、最初からまたちょっと再質問させていただきます。現在の状況についてですが、それこそ県の8月30日の対策会議の資料では、県内の感染者は人口1,000人当たり2.95人。これは全国で少ないほうから6番目だというふうになっています。ただ、南魚沼市を先ほどの180人で割り返すと、南魚沼市は3.29人ということで、県内平均よりも上回っているのです。その辺について市長はどういうふうを受け止めているか、まずその辺、聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

どういふふうを受け止めているかということなので、非常に困った状況、大変な状況だと受け止めていました。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

それにふさわしい対応が必要になってくると思います。②、③については、それにふさわしい取組をしていかれるということですので、ぜひお願いしたいということです。感染の封じ込めですが、先ほど市長から小千谷市にPCR検査。これは希望する飲食・観光関係という方は全員が無償で、いつでも行って受けられるという受け止めでいいのか、その辺もう一度聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

おっしゃるとおりです。希望される方全員、無料。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

はい、分かりました。一緒に聞けばよかったです。その辺はどこまで皆さんに伝わっているのでしょうか。広報とか何か、その辺はどういう伝え方がされているのか。もし分かったら教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

細かいところは担当に答えさせますが、市のもう既にウェブサイトにも出ております。恐らく商工会や観光協会等を通じて、そこまで細かくやっているかどうか。急だったこともあるのです。私は個人的な自分のSNSでは、もうそのことを貼り付けて、いっぱいいろいろな人も見ているので、報告しています。担当部のほうからも答えてもらいます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

こちらの内容ですが、決まって私どものほうにアナウンスされるのが非常に急な展開でしたので、できる範囲でアナウンスしてくれというお話でしたので、観光協会等を通じて、関係のほうには連絡をさせていただいております。

以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

観光協会を通じてということで、どこまで広がっているかというのはまだよく分からないという状況だと思いますが、言ってみれば、私たち要求してきたことでもありますし、それだけやはり県も感染拡大を止めたいということからの実施だと思いますので、ぜひ希望する方全員に伝わるように広報していただきたいと思います。

(3)に移りますが、市長からも評価してくれということで、確かに意向調査で希望された以上に接種の方が多という点は本当に努力されたのだと思います。ということで、①については了解しましたが、②の12歳から64歳の件ですが、今日から全年齢で予約の受付ということで答弁ありましたが、10月末には12歳から64歳の希望する人全員が終了するというのでいいのか。もう一度その辺確認させてください。そういう計画なのか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

先ほど、そういうおおむね終了するように進めてまいりたいと考えていると言いましたが、ちょっと具体的などころについては担当する……外山副市長のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

これはご案内のようにワクチンの供給体制とも関係いたします。それで、10月末までには出来上がりで、対象人口当たり85%のファイザー社製ワクチンが来ると考えております。ただ、もう既に広報しておりますけれども、ファイザー社製ワクチンの手薄なところを最後はちょっと一部モデルナ社製ワクチンを使ってやろうと考えています。今ちょっとモデルナ社製ワクチンについては不安感が皆さんにあるかもしれませんが。

そうしますと、この出来上がりを、今その若年者については案外希望が少ないというのではなく、これから多くなってくるのではないかと考えますと、やはり全体でも対象人口の9割を目指してやらなければいけないと思っております。そうしますと、今後11月上旬にかか

るかもしれません。この辺、衆議院議員選挙の状況とか会場の使用具合とか分かりませんが、10月末までに100%全部終わるのだということは、ちょっと申し上げられませんが、そこを目指しておおむねやっていくと。仮にそれで少し漏れた場合は、集団接種以外にも医療機関がありますので、医療機関のほうで個別にやっていただくと、両にらみで考えております。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

やはりワクチン接種については、供給さえきちんと行われれば10月末も可能だと。やはり供給体制に問題があるという認識でいいのでしょうか。再度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

これも外山副市長に答えてもらうことにします。なるべく簡潔に答えさせます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 メインなところは供給体制ですけれども、今申し上げましたように、必ずしも供給体制だけではありません。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

はい、分かりました。では(4)のほうに移りますが、ちゃんと必要な医療を受けられるのだと言いながら、都会では自宅で急に容体が悪化して亡くられるという方が実際に何人も出ているわけです。そういう点では基本的にはやはり自宅療養ではなくて、医療の目の届くところできちんと療養できるようにするべきではないかと私はと思いますが、その辺は見解の相違ということであれば、仕方がないと思いますが。

あと②については、分かっているけれども公表できないということですが、自宅療養者というのは多分相当いらっしゃると思うのです。そういう人たちのやはり健康観察とか、そういうのがきちんと行われているのかどうなのか。その辺についてはどうなのでしょう。ちょっと聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

何度も繰り返しますが、県がやっていますので。ちょっと一般質問の先をこちらに振っていただいても私それ以上答えられません。そういうことが今先ほど言っているように、全国の自治体でももう少し我々のほうにも分かるようにということも言っている。全部とは言いません。例えば災害時にはすぐその情報が我々に入ってきて、どこにそういう方がいるかと。一般の避難所は使えませんから。そういうこともいろいろ含めてありますが、我々としては、私のことだけで答えれば、あまり情報開示がなさ過ぎて少しずっといら立っておりました。これが本音でありました。しかし県がやっていることであります。よくよく分かってください。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

なので、市がきちんと把握して、そういう重症者を生まないとか、助かる命が助からなくなるようなことがないように、やはり市も目配りをしていく必要があるのではないかと思うのです。それは県がそうなのだからと言われるとそれまでですが、やはりそういうことも求めていく必要があるのではないかと思います、その辺どうでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

また繰り返しますが、求めてきています。が、この行政の管轄は県だということでありますので、これはご理解いただくしかありません。ちょっとフォローの回答を……（何事か叫ぶ者あり）いいですか。時間がないのです。あまり声高にやられるとこればかりになります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

分かりました。今現在新潟県で発生していないわけですがけれども、自宅療養で急変して亡くなるということが起こらない保証もないわけで、ぜひそういう点も要求して行って、情報を共有していくような形も取って行っていただきたいと思います。時間の関係もありますので、ちょっと先に進ませてもらいます。

2 医療のまちづくりプロジェクトチームについて

大項目の2点目ですが、医療のまちづくりプロジェクトチームについてです。

(1) 8月23日から会議が始まりましたが、このプロジェクトチームについては、市民の関心も高く、今後の市民病院の在り方にも大きく関わる会議なわけですが、なぜ非公開にしたのか、まず伺いたいと思います。

それから2点目ですが、会議の内容や議事録を速やかに公開し市民の意見も聞きながら進めるべきと考えますが、市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりプロジェクトチームについて

それでは、中沢議員の2つ目のご質問に答えてまいります。医療のまちづくりプロジェクトチームについてということで、まず8月23日から始まった会議、なぜ非公開としたのかということです。日本一医師不足と言われている魚沼医療圏にあって、市民病院の常勤医不足の問題から持続性のある医療体制の構築、これについて真剣に検討を行ってきたことは議員もご承知いただいていると思います。

まずは令和2年3月からの医療のまちづくり検討委員会、ここでいろいろな取組を行いました。加えて、客観的な立場からのご意見をいただきまして、それを受けて令和2年9月に提言書がまとまりました。そしてその提言を受けて、全庁を挙げての問題で取り組むべく医療対策推進本部を設置し、加えまして、実務的部分については6つのタスクフォースで検討を重ねてきて、この議論を経て、今年6月の定例会の前に発表させていただいている基本的

方針を決めてきたという経過であります。

今後の実施体制として2つのプロジェクトチームの会議を設置して、現在その協議がスタートしたところです。このプロジェクトチームの会議には市民代表からも入っていただくこととしまして、人選をさせていただき入っていただきました。それぞれ市の総合計画とか、様々な計画、そういったところから非常にいろいろ分かっていただいている方、ということを含めて人選をさせていただいたのですけれども、こういう皆さんから入っていただき、私どもが非常に期待しているのは、市民目線からのご意見をお出しいただきたい。これは議会からもずっと言われていることにつながってまいるかと思っております。医療を受ける立場からの実践的な計画につなげていきたいと考えています。

この会議では基本的方針で進むべき方向性は既に示されてきております。なので、その先の実践に向けた内部的な協議の場として位置づけをしています。がゆえに、より踏み込んだ意見交換の場としていただきたい。この中においては、公開ということだけが正しい道ではありません。と私は思います。そういうことから今回非公開としたところでもありますのでご理解を賜りたいと思います。自由闊達な、とらわれることのない、勇気のある、そういう発言に基づいてもらわなければなりません。これは市民代表だけに限らず、医療現場もいますので。加えまして、これは市長部局もいます。そういうことなのです、と思っております。

2つ目です。会議の内容や議事録を速やかに公開して、市民の意見も聞きながら進めるべきと考えるが、ということであります。会議の内容です。第1回目は先ほど言ったように8月23日に行われました。個人を特定させることなく——だから誰々の発言だったとは書かない。これはそういうふうに配慮してやらなければ発言できません。この問題特に重い問題です。これを委員の発言の要旨をたがえることなく、一言一句という議事録ではありませんが、要旨を記載した議事概要という形で会議資料とともに既に公表しています。ご覧になっているはずですが、どうでしょうか。公表は既にしています。また市民の意見をお聞きする機会として、プロジェクトチーム会議に市民代表からも入っていただいておりますので、当然市民の皆さんの意見としてこれら出されていることについては、重く受け止めながらやっていきたいと思っております。

私からは以上でございます。既に出ております。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 医療のまちづくりプロジェクトチームについて

非公開にした理由——ただこの間の医療のまちづくり検討委員会のタスクフォースの議事録とか、そういうのもなかなか出るのが遅かったですよね。今回、・・・のほうでもう既に出してあるということですが、やはりどういう議論がされてどういう方向に向かおうとしているのかというのは、本当に市民の関心の高いことです。そういう点ではやはり公開して、どういう議論がされているのか、どういう中身の会議なのかというのを、私はする必要があるのではないかと思います。こういう質問をしたのです。非公開ということですので、ここは多分何回言っても同じことだと思いますので、再度質問はしませんが、ぜひ正確な内容を公開し

ていつていただきたいと思います。

あと、(2)ですが、私この準備して、なかなかそれを見る機会がなくて、まだその中身を見ていないのですが、23日にもう既に公開されているということですので、ぜひ今後も情報公開をきちんと進めて、市民の納得のいくような方向で進めていつていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日9月7日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後6時01分〕